

IIDA JUNIOR COLLEGE

令和8年度
学生便覧

令和8年度
学生便覧

学籍番号

氏名

飯田短期大学



学校法人 高松学園

飯田短期大学

IIDA JUNIOR COLLEGE

令和8年度

学 生 便 覧

学 園 歌

高松了秀 作詞

小原浪江 作曲

羽生千鶴 編曲



1. あ さ か げ は ゆ る あ か い し の あ お
2. き よ ら の な が れ て ん り ゆ う の め ぐ
3. み ど り と き わ の こ の お か に く お



ぎ て ふ か き ち え の み ち さ き
み う る お す こ こ ろ も て ゆ た
ん の い の ち み に う け て な ご



そ う は な の か も す が に も と
け き み の り お も い つ つ ひ び
む よ こ こ に き ず か ん と ま こ



め て や ま ん ま な び や よ
に つ ち か う ま な び や よ
と を つ く す お と め わ れ ら

学 園 歌

一、朝かげ映ゆる赤石の

仰ぎて深き智慧の道

咲きそふ花の香も清に

求めてやまん学び舎よ

二、冽らの流れ天竜の

慈みうるほす情もて

豊けきみ法想ひつつ

日々に培ふ学び舎よ

三、みどり常磐のこの丘に

久遠の生命身を受けて

和む世ここに築かんと

まことを尽す乙女われら

沿 革

昭和42年1月	飯田女子短期大学設置認可 家政科入学定員100名、保育科入学定員50名 中学校教諭（家庭）、幼稚園教諭・保母養成校として認可
昭和42年4月	開学、学長に高松了秀就任
昭和43年4月	家政科を家政専攻入学定員50名と食物栄養専攻入学定員50名に分離 食物栄養専攻は栄養士養成課程として認可
昭和44年4月	家政専攻の入学定員を100名に変更し、中学校教諭（家庭・保健）・養護教諭養成課程として認可
昭和47年4月	家政科を家政学科に、保育科を幼児教育学科に名称変更
昭和51年4月	幼児教育学科の入学定員を100名に変更
昭和59年4月	幼児教育学科に幼児教育コースと社会福祉コースを設定
平成 3 年3月	学長に高松信英就任
平成 8 年4月	看護学科開設
平成 9 年4月	家政専攻に生活デザインコースと健康生活コースを設定
平成11年4月	地域看護学専攻入学定員15名と助産学専攻入学定員5名からなる専攻科を設置
平成12年4月	家政専攻を家政専攻入学定員60名と生活福祉専攻入学定員40名に分離 家政専攻は養護教諭養成課程とし中学校教諭（家庭・保健）養成課程廃止 生活福祉専攻は介護福祉士養成課程として認可 家政専攻健康生活コースを保健養護コースに、幼児教育学科社会福祉コースを福祉心理コースに名称変更
平成13年4月	専攻科福祉専攻、入学定員20名を設置
平成15年4月	専攻科地域看護学専攻・助産学専攻学位授与機構認定
平成17年4月	家政専攻生活デザインコースを生活造形コースに名称変更 食物栄養専攻は栄養教諭養成課程として認定
平成19年3月	平成18年度（財）短期大学基準協会による第三者評価の結果 適格と認定
平成20年4月	専攻科養護教育専攻入学定員10名を設置、学位授与機構認定
平成21年4月	専攻科幼児教育専攻入学定員10名を設置、学位授与機構認定 家政学科家政専攻の入学定員を40名に、幼児教育学科の入学定員を80名に変更
平成25年4月	幼児教育学科のコース制を廃止 学長に高松彰充就任
平成26年3月	平成25年度（一財）短期大学基準協会による第三者評価の結果 適格と認定
平成26年4月	専攻科福祉専攻を廃止
平成28年4月	家政学科家政専攻のコース制を廃止
平成31年4月	専攻科幼児教育専攻を廃止
令和 3 年3月	令和2年度（一財）大学・短期大学基準協会による認証評価の結果 適格と認定
令和 3 年4月	幼児教育学科の入学定員を60名に変更
令和 4 年4月	生活福祉専攻を介護福祉専攻に名称変更
令和 5 年4月	飯田短期大学に校名変更（共学化） 家政学科を生活科学学科に、家政専攻を生活科学専攻に名称変更
令和 7 年4月	学長に武分祥子就任

目 次

学年暦	8	1) 学生生活と事務手続き	101
水曜日行事予定表	12	2) 学費の納入	103
教育方針		3. 在学中の願い出・届け出について	103
◎建学の精神	14	1) 学籍異動について	103
◎教育の理念	14	2) その他届出事項の変更	104
◎アセンブリーアワーと宗教行事	16	4. 学生生活の基本情報	105
		5. 学校からの連絡・お知らせについて	111
		6. キャンパス・ハラスメント	113
		7. 健康管理・健康センター	114
		1) 健康センター・保健室 利用時間	114
		2) 保健管理・健康管理	114
		3) メンタルヘルスカウンセリング	117
履修の基本事項		8. 障害のある学生への支援	118
1. 授業科目と単位について	18	9. 図書館	119
2. 履修登録について	19	1) 開館時間	119
3. 授業について	21	2) 利用案内	119
4. 定期試験について	23	3) 情報検索方法	120
5. 社会貢献活動（ボランティア等）の単位認定 方法について	26	4) 注意とお願い	121
6. 学業成績と単位認定について	27	5) 図書館活用術	121
		10. 地域連携センター・地域子育て支援拠点 「わいわいひろば」	122
		1) 地域連携センター	122
		2) 地域子育て支援拠点「わいわいひろば」	122
履修の手引き		11. 厚 生	123
1. 生活科学学科 履修の手引き	31	1) 厚生施設の利用	123
2. 生活科学専攻 履修の手引き	32	2) アルバイト	124
3. 介護福祉専攻 履修の手引き	44	3) トラブルについて	126
4. 食物栄養専攻 履修の手引き	52	12. 奨学金等	129
5. 幼児教育学科 履修の手引き	63	1) 飯田短期大学奨学金	129
6. 看護学科 履修の手引き	75	2) 東本願寺奨学金	130
7. 専攻科 地域看護学専攻 履修の手引き	82	3) 日本学生支援機構奨学金・ 授業料等減免	130
8. 専攻科 助産学専攻 履修の手引き	87	4) その他の奨学金	132
9. 専攻科 養護教育専攻 履修の手引き	92	5) 傷害保険等	132
10. 長期履修学生 履修の手引き	97	13. 課外活動	133
		1) 課外活動の趣旨	133
		2) 大学が認める課外活動	133
		3) 団体の届出	134
		4) その他活動上の諸注意	135
学生生活			
1. 学生証	100		
1) 本学が学生証の提示を求める内容	100		
2) 紛失時	100		
3) 学籍番号	100		
4) 学生証の有効期限	100		
5) その他注意事項	100		
2. 事務手続	101		

5) 活動運営費の補助	135
6) 委員会活動など	135
7) 行事など	135
14. キャリア支援・就職支援	136
1) キャリア科目	136
2) 就職支援	136
3) 学生支援課のキャリアサポート	137

学則等諸規程

1. 飯田短期大学学則	140
2. 飯田短期大学学位規程	164
3. 飯田短期大学履修規程	164
4. 飯田短期大学再入学・転科・転入学に関する 規程	167
5. 飯田短期大学学費取扱い規程	167
6. 飯田短期大学学生懲戒処分規程	169
7. 飯田短期大学科目等履修生規程	171
8. 飯田短期大学外国人留学生規程	172
9. 飯田短期大学長期履修学生規程	173
10. 飯田短期大学図書館利用規程	174
11. 飯田短期大学奨学金規程	175
12. 飯田短期大学学生会会則	176
13. 飯田短期大学後援会会則	184
14. 飯田短期大学同窓会会則	185

その他

教職員名簿	188
施設配置図	193

入学後から、授業開始までに必要な事項をまとめました。オリエンテーション時に必ず確認しましょう。

1. 緊急連絡方法の登録

○オクレンジャー(安否確認)の登録

災害等による緊急時の休校・授業時間変更、災害時の安否確認などの連絡を、各自のスマートフォンや携帯電話に配信するシステムです。

- ・登録方法は配付したIDの用紙に記載していますので、そちらを参照してください。全員必ず登録してください。
- ・IDはスマートフォンの機種変更、メールアドレス変更の際に必要なになるので保管しておいてください。

2. Teams・Outlook（メール）、パソコン教室、UNIPAのID・パスワードについて

ID・パスワード通知を入学時に配付します。流出すると悪用される可能性があります、他人には絶対教えないでください。また通知を紛失しないよう注意してください。

パスワードを紛失した場合は財務・庶務課まで申し出てください。

○Teams・Outlook（メール）

Teamsは遠隔授業を行う際に使用するシステムです。メールアドレスも学生に配布されます。

○第1パソコン教室のIDとパスワード

使用方法是第1パソコン教室内の掲示を参照してください。使用時間は学生便覧P123を参照してください。

○UNIPA (UNIVERSAL PASSPORT)

パソコン、スマートフォン等から履修登録、成績発表、休講・補講情報の確認等を行うポータルシステムです。その他に教員、事務からのお知らせなどを確認できます。

3. 学内施設の利用時間

○学内施設の利用時間

- ・正門開放時間 授業日 7:30～19:30 長期休業中 8:00～18:30
 - ・学内利用時間 授業日 8:30～19:00 長期休業中 8:30～17:00
- ※土曜日、日曜日、祝日、長期休業中の利用は届け出が必要です。

○食堂・売店

- ・学生食堂 11:45～13:30
 - ・売店 10:00～16:30 (13:00～14:00は利用できません)
- ※土曜日、日曜日、祝日、長期休業中の営業はありません。

4. 更衣室ロッカー（個人用）の利用について

○更衣室ロッカー(個人用)の利用ができます。鍵を渡しますので紛失しないよう気をつけてください。鍵は卒業時に返却となります。

- ・鍵を忘れた場合、財務・庶務課窓口で、学生証を提示することで借りることができます。
- ・鍵を紛失した場合、財務・庶務課窓口で再発行の手続きをしてください。

5. 各種説明会日程について

以下の日程で説明会が行われます。必要な人は必ず参加してください。

○日本学生支援機構奨学金

- 【予約】高校で予約し決定している方 4月2日(木) 13:30～(第2教室)
- 【新規】これから申請をしようとしている方 4月2日(木) 14:15～(第2教室)

- 長野県介護福祉士修学資金 4月2日(木) クラスミーティング終了後
- 長野県保育士修学資金 4月3日(金) クラスミーティング内
- 長野県看護学修学資金 4月6日(月)～9日(木) 希望者は学生支援課窓口まで来てください。
- 専門実践教育訓練給付金制度 4月3日(金) 13:00～(地域響流館1F)

6. 授業開始までに行う内容（履修登録・テキスト購入）

○履修登録はUNIPAを使用して行います。

- ・履修登録について参照（学生便覧P19～20）

○履修登録科目を変更する場合

- ・学生支援課(教務)窓口で(追加・取消)手続きを行ってください。(履修登録変更期間4月15日(水)17:00まで)

○他の大学・姉妹校(飯田女子高校・伊那西高校)で取得した単位の認定申請

- ・必要書類を添えて4月15日(水)17:00までに学生支援課(教務)窓口へ提出してください。P20を参照してください。

○テキストの購入

テキストは返品ができません。選択科目など履修を迷っている場合は、後日売店で購入してください。

明倫堂テキスト販売日4月3日(金)12:00～16:00

- ・平安堂テキスト販売日 4月6日(月) 13:30~15:00、4月7日(火) 13:30~15:00

7. 健康管理について

○感染症に関して

- ・インフルエンザ等の感染症の流行期には、自ら予防行動を心がけましょう。発熱等の症状やいつもと違う体調の異変等がある場合は、健康観察を継続し、早めに受診をしましょう。
- ・学校において予防すべき感染症に罹患している診断を受けた場合には、原則として出席停止（公認欠席）となります。必ず学生支援課（教務）へ連絡して指示を受けてください。
- ・体調不良時は、必ず不織布マスク着用し、咳エチケットを心がけましょう。

○学生定期健康診断

全学生の健康診断を4月22日(水)に実施します。詳細は後日、オクレンジャーで送信しますので確認してください。速やかな健診にご協力をお願いします。

○健康センターについて

健康センターでは、皆さんが充実した学生生活を送られるよう健康面の支援をしています。場所は、保健養護棟1Fにあります。ケガをした、具合が悪い、話を聞いてほしい、カウンセリングを申し込みたいなど、お気軽にご利用ください。

○その他

初めて一人暮らしをされる方も多いかと思います。体調不良時等のために以下の物を備えておくことをお勧めします。

- ・健康保険証（マイナ保険証等）
- ・常備薬、体温計等 *短大では薬をお渡しできません
- ・備蓄用食品等（飲料水・経口補水液・日持ちのする食品・簡単に食べられる食品など）

*ケガや体調不良時、感染症へ罹患した場合には、学生便覧P114~117健康管理・健康センターも合わせて読んでおきましょう。

8. 通学について

○自家用車・バイク・自転車を利用する場合

『自動車・バイク・自転車通学届』を提出し、登録を行ってください。駐車許可証を発行します。学内駐車場で接触事故等が発生した際には、届け出ている連絡先に連絡します。

※届け出用紙は入学式案内に同封しています

- ・必ず指定された駐車場を利用し、許可証をフロントガラスの外から見えやすい位置に置いてください。
- ・バイク・自転車についても登録が必要です。指定の駐輪場に駐車してください。

*学生駐車場・駐輪場は、学生便覧P108を参照してください。

1年生は免許を取得したばかりの人が多く、車の運転に慣れていないため事故も発生しやすくなっています。特に駐車場内、正門の出入口では、注意して運転してください。

事故が起きたら速やかに学生支援課（進路・生活）に報告してください。

○電車利用する場合

通学証明書を事前に申し込んだ人は、学生支援課（教務）で受け取ってJRで定期券を購入してください。

9. 証明書(在学証明書等)の発行について

各種証明書が必要な場合は学生支援課（教務）で申し込みをしてください。

申請用紙は学生支援課内にあります。学生ロビーの自動販売機で必要な分の証紙を購入してください。

10. その他

学年暦・水曜日行事予定でスケジュールを確認してください。

授業開始までに、学生便覧P21~「授業について」を一読し、授業開始時間など確認してください。授業は基本的に全15回で完結するように構成されています。特別な理由がない限り欠席しないようにしてください。

開学記念日・学園祭は休日ではありませんので各行事には積極的に参加しましょう。

令和8年度(2026年度) 学年暦

		4月	5月	6月		
1	水		金		月	1
2	木	第60回入学式	土		火	飯田女子高校2年短大見学会
3	金	オリエンテーション 前期履修登録開始	日	憲法記念日	水	ゼミ②
4	土		月	みどりの日	木	
5	日		火	こどもの日	金	
6	月	オリエンテーション	水	振替休日	土	
7	火	オリエンテーション 前期履修登録締切12:00	木		日	
8	水	授業開始日 AH/学生生活支援講座/CM	金	月曜日程	月	
9	木		土		火	伊那西高校2年短大見学会
10	金		日		水	AH/CM
11	土		月		木	
12	日		火		金	
13	月		水	釈尊降誕会	土	
14	火		木		日	
15	水	前期履修登録変更締切日17:00 学生総会・サークル紹介/CM	金		月	
16	木		土		火	
17	金		日		水	AH/ゼミ③
18	土		月		木	
19	日		火		金	
20	月		水	ゼミ①	土	OC①
21	火		木		日	
22	水	学生健康診断 休講日	金		月	
23	木	水曜日程 AH/讃歌練習	土	開学記念行事	火	
24	金		日		水	ゼミ④
25	土	キャリアサポートセミナー(幼教)	月		木	
26	日		火		金	
27	月		水	防災訓練 CM	土	
28	火		木		日	
29	水	昭和の日	金		月	
30	木		土		火	
31			日			31

AH：アセンブリーアワー、CM：クラスミーティング、ゼミ：ゼミナール、清掃：一斉清掃、☆：学生校内立ち入り禁止日

***その他 学外実習**

- ・生活科学学科生活科学専攻 臨床実習(1年次学年末休業中)、医療秘書実習(2年次夏季休業中)
- ・生活科学学科食物栄養専攻 給食管理実習Ⅱ(2年次夏季休業中、事業所・社会福祉施設・学校のうち1ヵ所)、栄養教育実習(2年次)
- ・幼児教育学科 幼児教育実習Ⅱ(2年次夏季休業中)、個別支援実習(2年次夏季休業中及び後期)

	7月			8月			9月			
1	水	AH/ゼミ⑤		土			火			1
2	木			日			水			2
3	金			月	前期定期試験(8/5まで)		木			3
4	土			火			金			4
5	日			水			土			5
6	月			木	夏季休業開始(9/13まで) 後期履修登録締切日17:00		日			6
7	火			金			月			7
8	水	ゼミ⑥		土	OC③		火			8
9	木			日			水			9
10	金			月			木			10
11	土			火	山の日		金			11
12	日			水			土	☆総合型選抜①		12
13	月			木	学校閉鎖		日			13
14	火			金	学校閉鎖		月	後期授業開始		14
15	水	AH/ゼミ⑦		土	学校閉鎖		火			15
16	木			日	学校閉鎖		水	AH/学生生活支援講座/CM		16
17	金			月	前期成績発表10:00		木			17
18	土	OC②		火			金			18
19	日			水			土	OC⑤		19
20	月	海の日		木			日			20
21	火	後期履修登録期間(8/6まで)		金	↑再試験		月	敬老の日		21
22	水	CM		土			火	国民の休日		22
23	木			日			水	秋分の日		23
24	金			月			木			24
25	土	(災害等による予備日)		火			金			25
26	日			水			土			26
27	月			木			日			27
28	火			金	再試験成績発表		月			28
29	水	CM/清掃		土	OC④		火			29
30	木	↑前期定期試験(8/5まで)		日			水	ゼミ⑧		30
31	金			月						31

- ・看護学科 各論実習(3年次) 4/27~12/11 統合実習(3年次) 11/23~12/11
- ・専攻科 地域看護学専攻 実習(8/18~12/19)
- ・専攻科 助産学専攻 実習(前期:7/13~8/7、後期:8/31~12/5(予備日:10/28~11/27))
- ・専攻科 養護教育専攻 臨床診断実習(1年次夏季休業中)

令和8年度(2026年度) 学年暦

		10月		11月		12月		
1	木		介護実習Ⅱ(介護2年)	日		火		1
2	金			月		水	ゼミ⑫	2
3	土	発願式		火	文化の日	木		3
4	日			水	AH/讃歌練習	金		4
5	月			木		土	エクспレッション	5
6	火			金		日		6
7	水	AH/ゼミ⑨		土		月		7
8	木			日		火		8
9	金			月		水	ゼミ⑬	9
10	土	☆総合型選抜②		火		木		10
11	日			水	報恩講	金		11
12	月	スポーツの日		木		土		12
13	火			金		日		13
14	水	CM		土	☆学校推薦型(指定校制) 専攻科特別進学枠入試	月		14
15	木	月曜日程		日		火		15
16	金	予備日		月		水	卒業研究提出締切日 17時まで(看護) AH/学生会選挙/CM	16
17	土	学園祭①		火		木		17
18	日	学園祭②		水	CM	金		18
19	月	学園祭③		木		土	☆学校推薦型選抜(公募制)・専攻 科推薦入試	19
20	火	振替休日		金		日		20
21	水	振替休日		土		月		21
22	木			日		火		22
23	金			月	勤労感謝の日	水	冬季休業開始(1/11まで) 卒業研究発表会(看護)	23
24	土			火		木		24
25	日			水	ゼミ⑪	金		25
26	月			木	月曜日程	土		26
27	火			金		日		27
28	水	ゼミ⑩		土		月		28
29	木			日		火	学校閉鎖	29
30	金			月		水	学校閉鎖	30
31	土					木	学校閉鎖	31

AH：アセンブリーアワー、CM：クラスミーティング、ゼミ：ゼミナール、清掃：一斉清掃、☆：学生校内立ち入り禁止日

1月		2月		3月	
1	金 元旦 学校閉鎖	月	後期定期試験(2/5まで)	月	
2	土 学校閉鎖	火		火	
3	日 学校閉鎖	水		水	
4	月	木		木	☆一般選抜B日程・自己推薦入試・専攻科一般(養護)
5	火	金		金	
6	水	土	学年末休業開始(3/31まで) ☆一般選抜A	土	
7	木	日		日	
8	金	月		月	
9	土	火		火	
10	日	水		水	
11	月 成人の日	木	建国記念の日	木	
12	火	金	後期成績発表10:00	金	
13	水 AH/外部講師講演会	土		土	
14	木	日		日	
15	金	月		月	
16	土	火		火	
17	日	水	再試験	水	第59回卒業式・学位授与式
18	月	木		木	
19	火	金		金	
20	水 学科会 ゼミ ⁽¹⁴⁾	土		土	OC⑥
21	木	日		日	春分の日
22	金 補講日 卒研発表(生活・幼教・養護)	月		月	振替休日
23	土 ☆姉妹校特別選抜入試・専攻科 一般選抜	火	天皇誕生日	火	
24	日	水		水	
25	月	木		木	
26	火	金	再試験成績発表	金	
27	水 学生総会/CM/清掃	土		土	
28	木	日		日	
29	金			月	
30	土			火	
31	日			水	

令和8年度 水曜日 行事予定

日付	礼拝当番 クラス	令和7年度行事予定	クラス ミーティング	ゼミナール
4月8日	看護3・地域・助産	全学集会/学生生活支援講座/クラスミーティング	△	
4月15日		学生総会/サークル紹介/クラスミーティング	△	
4月23日	生活科学2・養護教育	全学集会/讃歌練習		
5月13日	食物栄養2	釈尊降誕会		
5月20日		ゼミナール①		○
5月27日		防災訓練/クラスミーティング	△	
6月3日		ゼミナール②		○
6月10日	食物栄養2	全学集会/クラスミーティング(学園祭展示・発表について)	△	
6月17日	介護福祉2	全学集会/ゼミナール③		△
6月24日		ゼミナール④		○
7月1日	幼児教育2	全学集会/ゼミナール⑤		△
7月8日		ゼミナール⑥		○
7月15日	看護2	全学集会/ゼミナール⑦		△
7月22日		クラスミーティング(履修登録)	○	
7月29日		クラスミーティング/一斉清掃	△	
9月16日	看護1	全学集会/学生生活支援講座/クラスミーティング	△	
9月30日		ゼミナール⑧		○
10月7日	生活科学1	全学集会/ゼミナール⑨		△
10月14日		クラスミーティング(学園祭準備)	○	
10月28日		ゼミナール⑩		○
11月4日	食物栄養1	全学集会/讃歌練習		
11月11日	幼児教育2	報恩講		
11月18日		クラスミーティング(学生選挙立候補者決め)	○	
11月25日		ゼミナール⑪		○
12月2日		ゼミナール⑫		○
12月9日		ゼミナール⑬		○
12月16日	幼児教育1	全学集会/学生会選挙/クラスミーティング	△	
1月13日	介護福祉1	全学集会/外部講師講演会		
1月20日		ゼミナール⑭		○
1月27日		学生総会/クラスミーティング(卒業に関する連絡)/一斉清掃	△	

○=3回 ○=10回
△=8回 △=4回

教 育 方 針

◎建学の精神

「うつくしく生きる」

高松学園初代理事長である高松了秀は、真宗の教育を実現すべく、「新しい時代にふさわしい教養豊かな女性を、伝統の念仏の心をもとに育てたい」という願いのもと、学校法人高松学園を創設した。

時代が移り変わり、価値観が大きく変化し多様性が求められる中、本学園のあり方も少しずつ変化してきている。しかし、根底に流れている開学時の精神は変わることなく、人間（ひと）を育てる学園として歩んでいかねばならない。よって本学園は、この願いを「うつくしく生きる」ということばで表現し、建学の精神としている。

私たちは、一人ひとりが尊く大切な存在である。自分が尊く大切な存在であるのと同じように、他の人も尊く大切な存在である。そのことに気づくことができれば、自分にも人にも優しくなれるはずである。しかし、現実には、人と自分を比較して一喜一憂し、自分が望むような生活ができない、人が自分の望むように行動してくれないと、思い通りにならない原因を自分以外のものに求め、自分自身を省みることがない。

それ故に、うつくしい世界・生き方というものがあることに気づかなければならない。まずは、うつくしい生き方をしていない自分を自覚することが出発点となるのである。

◎教育の理念

本学は「うつくしく生きる」という建学の精神に則り、それを具現化するための方向性として以下の3つを示します。

- 1) 私たちは、それぞれが異なる存在であり、異なる存在であることが尊いことを認識し、自分と違った生き方を尊重できる私を目指します。
- 2) 私たちが知る世界はごく一部である。真実の世界はそのもっと先の、もっと奥深いところにあることを自覚し、常に学び続けます。
- 3) 私たちは、周りの願いに気づき応えていくことで、自分の人生の意義を見出していきます。

教育目的

建学の精神に基づき、確かな知識・技能、幅広い教養を身に付け、豊かな人間性、主体性をもって社会に貢献できる人間を育成します。

教育目標

- 1) 建学の精神に基づき、豊かな人間性を涵養します。
- 2) 建学の精神に基づき、豊かな教養及び専門的な知識・技術を備えた人間を育成します。
- 3) 建学の精神に基づき、主体的に社会の発展・向上に寄与できる人間を育成します。

教育方針

本学では、以下のような学生を育成します。

卒業認定・学位授与の方針（DP）

- 1) 豊かな人間性を備え、誠実・謙虚に他者や課題に向き合うことができる学生
- 2) 豊かな教養・専門的な知識・技術を備え、学び続ける基礎を身に付けた学生
- 3) 主体的に社会の発展・向上に参画し寄与する態度を身に付けた学生

教育課程編成・実施の方針（CP）

- 1) 卒業認定・学位授与の方針（DP）に示す資質・能力を養うため、基礎・教養科目及び専門教育科目を相互補完的に組み合わせた教育計画を編成します。
- 2) 基礎・教養科目にあっては、「美しく生きる」と「キャリアデザイン」を必修とすることをもって専門教育科目の基礎とするほか、『人間の理解』『人間と社会』『自然と生活』『外国語』『自己表現』『キャリア』の6分野から広く学生が興味関心や自己の課題に基づいた科目を選択し豊かな教養を育むことができるものとし、これらをもって建学の精神の実現に向けた学びが実現されるように教育計画を編成します。
- 3) 専門教育科目にあっては、各学科専攻のDPを達成することを目指し、公的に免許されるにふさわしい、あるいは資格を得るにふさわしい専門的な資質・能力を育む科目等、高度・専門的な学びを実現することのできる科目をもって教育計画を編成します。

入学者受入れの方針（AP）

- 1) 本学における学修に必要な基礎的学力を有している人
 - 2) 人間尊重の精神をもち、自己の教養・人間性を豊かにする意思がある人
 - 3) 専門的な知識・技術・態度を主体的に身に付ける基本的姿勢を備えた人
 - 4) 社会に関心をもち、その形成に主体的に参画する基本的姿勢を備えた人
- この他、各学科専攻の入学者受け入れの方針を定めています。
- また、出願にあたっては、学生募集要項の注意事項を参照のこと。

学修成果

- 1) 豊かな人間性を備え、誠実・謙虚に他者や課題に向き合うことができる
- 2) 豊かな教養・専門的な知識・技術を備え、学び続ける基礎を身に付けている
- 3) 主体的に社会の発展・向上に参画し寄与する態度を身に付けている

学修成果の評価方針（Assessment Policy）

本学DPの到達目標の達成度及び、達成可能なカリキュラム編成になっているかを以下の方法で評価します。

- ・卒業率、休学者数、退学者数 ・就職の状況 ・進学状況 および資格取得や免許授与の状況
- ・単位修得の状況 ・本科にあっては基礎・教養科目群のカリキュラムやその教育状況
- ・専攻科にあっては学位授与の状況

*なお、必要に応じて以下の調査結果を考慮に入れるものとする

- ・学生満足度や卒業時満足度等の満足度調査の結果 ・卒業後評価

各学科専攻の教育目的・教育目標・教育方針については、履修の手引きを参照

◎アセンブリーアワーと宗教行事

教育方針に基づく独自のカリキュラムの一つとしてアセンブリーアワーがあります。

本学に学ぶ全学生と教職員が、流されやすい毎日の生活を大切に過ごそうという意味で自分自身を見つめ直す時間です。アセンブリーアワーの前半は全学集会、後半はクラスミーティング、ゼミナール、讃歌の集いなどにあてられます。また、特別な宗教行事が行われるのもこの時間です。

●全学集会：全学生が集まり、代表学生3名の感話が発表されます。感話を聴くことは同じ学園に学ぶ仲間が今、何を感じているかを知るだけでなく、今まで考えてみたことのなかった自分自身の姿をそこに発見できることも少なくありません。

●釈尊降誕会しゃくそんこうたんえ：「自らを灯とし、法を灯とせよ」釈尊しゃくそんが明らかにされた道は自分自身を本当に大切にし、教えにたずねていく道でした。人間は迷ったり悩んだりする存在であり、その中で自分を見つめ直すことの大切さを教えられたのが釈尊の教えです。その釈尊の降誕をたたえ、人として生まれた尊さを知り、生きるよろこびに目覚めることこそが釈尊降誕会の大切な意義です。

●報恩講ほうおんこう：親鸞聖人をしのび、仏恩ぶつおんを報じ、生きる真実を確認し合う集いです。「弥陀の本願には老少善悪あくのひとをえられず。ただ信心を要とすと知るべし」と教えられるように、親鸞聖人の歩みの姿勢は、他人と比べるような人間の物差しにとらわれず、自分自身を見失うことのない念仏の心によって貫かれていました。なにげなく流れる日常の中で、報恩講に集い、改めて自分自身の生きる姿勢を問う機会にしたいものです。

●東本願寺研修旅行：毎年希望者を募り、京都の東本願寺で行われる研修に参加します。2泊3日の研修は、日常生活や自分自身の姿を見つめ直し、これからの生活のあり方を考える貴重な機会となります。東本願寺では、諸殿拝観ごんぎょう、講義、座談会、清掃奉仕などを行い、1日目は同朋会館へ宿泊します。2日目夕方からは自由時間となり古都散策などを個々で計画を立てて行動します。本学に学ぶからこそ経験できるものです。

履修の基本事項

履修規程に準じて、履修登録の方法から単位を修得し、卒業に至るまでの重要な事項が記載されています。よく読んで内容を理解しましょう。

1. 授業科目と単位について

1) 単位制

本学での学修はすべて単位制となっています。各学科専攻「履修の手引き」の開設科目表にすべての授業科目の単位数が明記されています。

授業は、講義、演習、実験・実習および実技のいずれかの方法により行われ、1単位当たりの授業時間は、これらの授業方法により異なります。また、国が定める1単位に必要な学習時間の基準は、教室内の授業時間と予習・復習の自主学習時間を合わせて45時間の学習が必要とされています。

本学における授業時間は、学則の定めにより原則、次の計算基準により設定しています。

授業形態	計算基準	授業時間	修得単位数
講義	30時間の授業+60時間の自主学習	2時間×15回	2単位
演習	30時間の授業+15時間の自主学習	2時間×15回	1単位
実験・実習および実技	45時間の授業	3時間×15回	1単位

※授業時間1回90分は、2時間として計算しています。

※学外で行われる免許・資格取得に係る実習等は、表の「実習」とは異なります。

2) 卒業要件

生活科学学科および幼児教育学科は2年以上、看護学科は3年以上在学し、所定の授業科目および単位数を修得することが卒業の要件です。ただし、生活科学学科および幼児教育学科は4年を超えて、看護学科は6年を超えて在学することはできません。

各学科、専攻の卒業要件（最低修得）単位数は以下のとおりです。

科目区分	生活科学学科			幼児教育学科	看護学科
	生活科学専攻	介護福祉専攻	食物栄養専攻		
基礎教養科目	14			14	
専門教育科目	48			48	
ゼミナール	2			2	
基礎分野					15
専門基礎分野					22
専門分野					68
総単位数	64				105

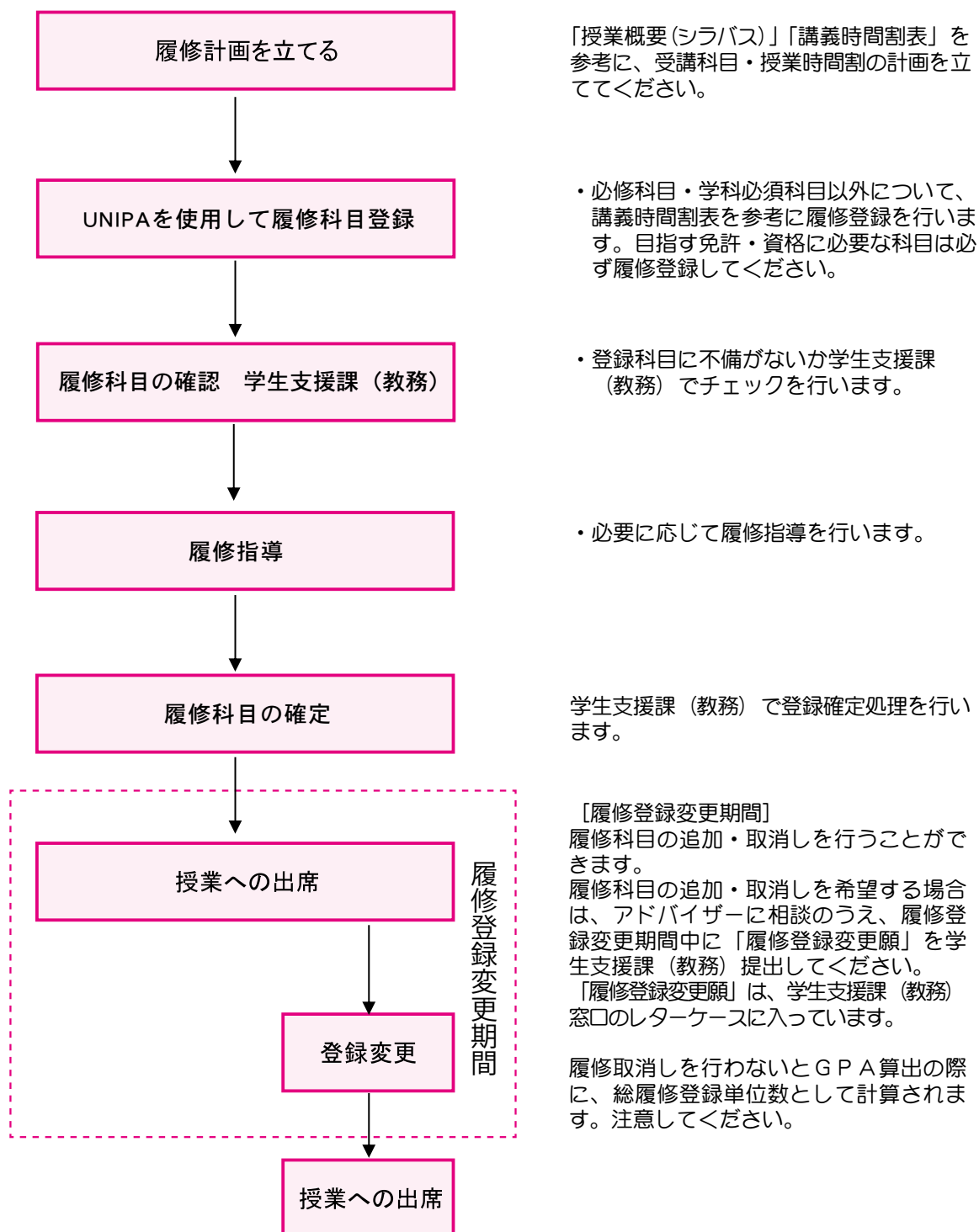
2. 履修登録について

授業を受けて単位を修得するために、教育課程、授業概要（シラバス）、講義時間割表等を参考にし、履修する科目を登録します。

◇履修登録の手順

下図のような流れにそって履修登録の手続きをしてください。

履修登録した授業科目については、各自の責任において、必ず控えておくようにしてください。



1) 登録期限

履修登録は、UNIPAを使用して行います。通年科目は、前期履修登録時に履修登録を行います。各履修登録締切日は、学生支援課（教務）より連絡します。

2) 登録変更

登録内容を変更する場合は、必ずアドバイザーに相談のうえ、履修登録変更期間内に《履修登録変更願》を学生支援課（教務）へ提出してください。

変更期間以降にやむを得ない事由での変更を希望する場合は、アドバイザーに相談し、許可を得たうえで学生支援課（教務）に申し出てください。その場合でも10回目授業終了後の変更は一切認められません。

3) 登録上の注意

履修登録の際は、免許・資格に必要な科目を必ず確認してください。アドバイザーからの履修指導を行う際にも目指す免許・資格によって履修すべき科目が変わってきます。

4) 履修登録単位数の上限（キャップ制）

本学では、授業の事前・事後学習時間の十分な確保と、主体的で計画的な学習を促すために、履修登録単位数の上限（キャップ制）を導入しています。キャップ制とは、1年間で履修できる授業科目の総単位数に上限を設定する制度です。各年度における履修登録できる総単位数の上限は50単位です。

(1) キャップ制の適用外となる科目は以下の通りです。

- ・再履修科目
- ・集中講義等、正課の時間外で行われる科目
社会貢献活動、卒業研究（生活科学学科・幼児教育学科）
- ・認定科目（既修得単位）
- ・その他、学科専攻で定められた以下の科目

【生活科学学科生活科学専攻】

生活学演習、栄養学、公衆衛生学、生理学、精神保健、救急処置、臨床実習、医療事務概論、医療福祉制度論、医療保険論、医療保険演習、看護学実習

【生活科学学科介護福祉専攻】

臨床栄養実習、介護総合演習Ⅰ、介護総合演習Ⅱ、介護総合演習Ⅲ、介護総合演習Ⅳ、介護実習Ⅰ-1、介護実習Ⅰ-2、介護実習Ⅰ-3、介護実習Ⅱ

【生活科学学科食物栄養専攻】

栄養科学実験Ⅱ、食品開発実習、栄養学実習、臨床栄養学実習Ⅰ、臨床栄養学実習Ⅱ、栄養指導実習、給食管理実習Ⅰ、給食管理実習Ⅱ、調理実習Ⅰ、調理実習Ⅱ、調理実習Ⅲ、栄養情報処理、教職論、教育原理、教育心理学、教育課程・生徒指導論、道徳・特別活動・総合的な学習の時間論、教育方法論Ⅰ、教育方法論Ⅱ、教育相談、栄養教育実習、教職実践演習（栄養教諭）

【幼児教育学科】

保育原理、発達心理学、子どもの保健、子ども家庭支援の心理学、社会福祉、子どもの食と栄養、子ども家庭福祉、幼児教育実習Ⅰ、幼児教育実習Ⅱ、保育実習指導Ⅰ、保育実習Ⅰ、保育実習指導Ⅱ、保育実習Ⅱ、保育実習指導Ⅲ、保育実習Ⅲ、個別支援研究、個別支援実習

(2) 通算GPAが3.0以上の学生については、次年度に履修登録できる総単位数上限を55単位とします。

5) 既修得単位の認定（高大連携科目含む）

本学入学前または在学中に他の短期大学または大学等の授業科目を履修し、修得した単位を、本学の規程に基づいて認定することができます。高大連携科目の単位認定についても、以下の期間内に申請してください。

申請期間：4月3日(金)～15日(水)（前期履修登録変更期間）

提出書類：《既修得単位認定願》

添付書類：単位を修得した短期大学または大学等の「成績証明書」および「シラバス」

※ただし、シラバスがない場合はそれに代わるもの

高大連携授業での単位修得者は「修了証」

提出先：学生支援課（教務）

3. 授業について

1) 授業の期間

- ・半期授業：前期または後期に原則として毎週1時限ずつ行う授業
- ・通年授業：前期、後期通して原則として毎週1時限ずつ行う授業
- ・集中講義：時間割をその都度定め、一定の期間に集中して行う授業

2) 授業時間と回数

授業は原則として月曜日から金曜日まで行い、1回の授業時間は90分、各時限の開始時刻、終了時刻は以下のとおりです。

	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
開始時刻	9:00	10:40	13:00	14:40	16:20
終了時刻	10:30	12:10	14:30	16:10	17:50

授業はやむを得ない理由以外で簡単に休んではならないものです。

授業の回数は科目によって異なります。必ず授業概要（シラバス）で確認してください。

3) 卒業要件による授業科目の分類

- ・必修科目：必ず履修して単位を修得しなければならない科目
- ・選択必修科目：開設科目群の中から、指定されている単位数の科目を選択して履修し、単位を修得しなければならない科目
- ・選択科目：開設科目群の中から自由に選択して履修できる科目

4) 遠隔授業

授業は対面での授業のほかに、遠隔授業（オンライン授業）を実施する科目があります。実施方法については、授業担当教員の指示に従ってください。

入学時にTeams・Outlook(メール)のID・パスワードを通知します。授業や連絡等で使用するので、IDとパスワードの管理には十分注意してください。万一、紛失した場合は、財務・庶務課窓口へ申し出てください。

5) 休講と補講

・通常時の休講

授業担当教員にやむを得ない事由が生じた場合、授業を休講することがあります。休講になった科目については、授業の空き時間を活用して補講を行います。また、休講および補講などの授業変更は、UNIPAにて確認できます。

・緊急時の休講

長野県南部に気象警報の発令および、不測の事態が生じ授業実施が困難であると判断された場合、オウレンジャーを通して臨時に休講（授業等が休み）または休校（学内の立ち入り不可）の連絡をします。

学外実習においても休講の判断は同様に適用されます。実習中の場合は、実習先の指導者および指導教員の指示に従ってください。

（※ 学生生活 5. 学校からの連絡・お知らせについて・災害時安否確認 P112参照）

6) 遅刻・早退の取り扱い

授業開始後30分までの入室は、遅刻の扱いとして授業を受けることができます。

体調不良等による授業開始60分経過後の退出は、早退の扱いとなります。

遅刻・早退合わせて3回で、欠席1回分の扱いになります。

7) 公認欠席

公認欠席とは、承認を得た公の理由により授業の欠席を認められることで、出席ではありません。

公認欠席を届け出て認められた際、学修成果を得るための配慮を願い出ること、授業担当教員の判断で補講等を行う場合があります。

1 通常授業についての公認欠席は次の①～⑥に該当するものとする。なお、実習・集中講義・試験期間については、公認欠席が認められない場合があるため、授業担当教員に確認すること。

①学長が認めた公式の対外行事に参加する場合

（大学を代表して対外的な試合・会議・行事などに参加すること）

②実習による欠席

③忌引による欠席

（a）一親等及び配偶者 3日

（b）二親等以内の親族 1日

④学校において予防すべき感染症による欠席

⑤火災・地震・風水害などの被害状況によりやむを得ないと認められた場合

⑥大雨等の災害により、道路の冠水・土砂崩れ等で登校できない場合

2 欠席が前項に該当する場合は、「公認欠席届」を学生支援課（教務）窓口のレターケースから持っていき、次の（1）～（6）の各号の手続きを経て学生支援課（教務）に提出すること。

（1）前項①の場合は、事前に対外行事の「開催要項」と「学外活動届」を添付し、学長の承認を得ること

（2）前項②の場合は、実習期間開始前までに「公認欠席届（学外実習用）」を提出すること

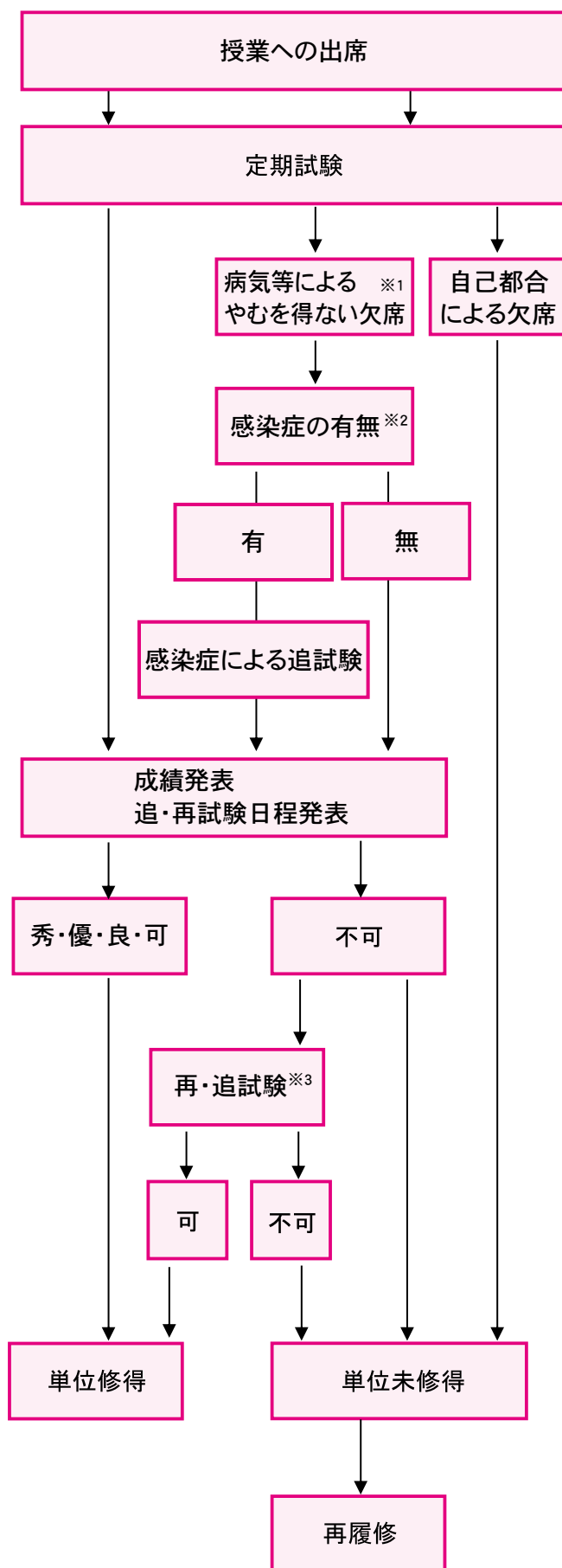
（3）前項③の場合は、証明する書類（会葬礼状等）を提出すること

（4）前項④の場合は、証明する書類 医療機関受診の領収書（本人氏名記載されたもの）等を提出すること ※感染症と判明した場合は、P115の手順を参照

（5）前項⑤の場合は、証明する書類（罹災証明書等）を提出すること

（6）前項⑥の場合は、発令された情報の確認をもって行う

4. 定期試験について



授業への出席は、単位修得のための必須条件です。出席回数が全授業回数の2/3に満たない場合は、その科目については定期試験を受験できません。(レポート等の科目についても同様の扱いとなります。)

定期試験開始1週間前までに試験日時や試験方法が掲示発表されます。

※1 病気等やむを得ない事由によって受験できない場合は、速やかに学生支援課(教務)に申し出てください。追試験が認められる場合があります。確認して、所定の手続きを行ってください。
(☞ 3) 追試験 P25参照)

※2 感染症罹患による追試験は通常の定期試験と同様に成績評価を行います。詳細を確認して所定の手続きを行ってください。
(☞ 4) 出席停止にかかわる感染症等に罹患した場合の追試験 P25参照)

成績発表日については、学年暦を確認してください。

「秀・優・良・可」は単位が修得できたことを示します。「不可」の場合、再試験を受けることができます。

再試験の詳細を確認し、所定の手続きを行ってください。

再試験を受験しない場合は、「不可」となります。(☞ 6) 再試験 P25参照)

※3 追試験の場合は、成績評価は90%となります。「不可」の場合でも、再試験は実施しません。(☞ 3) 追試験 P25参照)

当該年度に単位を修得できなかった場合は、次年度に再履修することができます。

1) 定期試験

試験は、授業への出席・参加状況と合わせて、授業の理解と到達目標への達成度を評価する手段です。単位修得のために必ず受験してください。

- 受験資格** 次の条件を満たしていない場合は受験できません。ただし、学科・専攻によって条件が異なる場合があるので、担当教員に確認してください。
 - ・履修登録した科目であること
 - ・授業回数の2/3以上出席していること（公認欠席は、出席に含めません。）
 - ・授業料を納入していること
- 試験日程** 定期試験は、原則として各年度の学期末、すなわち前期15週、後期15週、それぞれの授業期間終了後の試験期間に実施します。試験日時、試験教室等詳細は定期試験開始1週間前までに掲示します。
- 試験方法** 筆記試験、レポート、作品制作、実技などの方法で行われます。シラバスを参考にしてください。原則として試験時間は60分ですが、担当教員の判断や実技試験についてはこの限りではありません。

定期試験日程の時間割は、以下の通りです。間違えないようにしてください。

	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
試験開始時刻	9:00	10:10	11:20	13:00	14:10	15:20
試験終了時刻	10:00	11:10	12:20	14:00	15:10	16:20

2) 定期試験受験の注意事項

a. 筆記試験受験について

- 受験できない事態が生じた場合は、直ちに学生支援課（教務）とアドバイザーへ連絡してください。
- 受験会場では学籍番号順に着席し、机の上に学生証を提示してください。学生証を忘れた場合は、試験開始前に学生支援課（教務）で仮学生証発行手続きを行ってください。（☞学生生活 1. 学生証 P100 参照）
- 受験資格のない学生は入室できません。
- 試験場では自分の机の中及び周囲に筆記用具以外のものを置くことはできません。ただし、その試験において指定されたものがある場合は、この限りではありません。
- スマートウォッチ（通信機能付きの時計）は使用できません。
- 試験開始後30分以内の遅刻者の入室は認めます。
- 試験開始後30分以上経たなければ退室できません。
- 一度退室した学生が再度入室することは認めません。
- 答案用紙を提出しなかった場合は、その試験を受験しなかったものとみなします。
- 不正行為、またはそれと疑われる行為のないようにしてください。万一不正行為をなしたものは当該試験は無効とし、一週間の自宅謹慎を命ずるとともに、懲戒処分に処します。

b. レポート提出について

試験期間中のレポート提出は筆記試験と同様に扱われます。

- 提出期限を厳守し、提出方法、提出用紙及び書式は担当教員の指示に従ってください。
- 提出期限を過ぎたレポートは、一切受理しません。レポート未提出者は試験を欠席した場合と同様の扱いとなります。
- 学生支援課（教務）窓口へレポート提出する際は、《レポート提出票》が必要になります。《レポート提出票》は、学生支援課（教務）窓口のレターケースにあります。
- レポートの表紙には、科目名、担当教員名、題目、学科・専攻、学籍番号、氏名を明記し、必ず綴じてください。（表紙不要の指示の場合は、この限りではありません。）
- 授業内で課されるレポートの提出方法については、担当教員の指示に従ってください。

3) 追試験

やむを得ない事由により試験を受験できなかった場合、アドバイザーと相談のうえ所定の手続きをすることによって追試験を受けることができます。

- 試験終了後3日以内に《追試験受験願》を学生支援課（教務）へ提出し、追試験料（1科目につき1,000円）を財務・庶務課の窓口へ支払ってください。3日以内に手続きができない場合には、学生支援課（教務）に連絡してください。受験料未納の場合は追試験の受験ができません。
- 追試験は1科目1回に限り受験することができ、成績判定は実際の点数の90%をもって評価します。
- 追試験には、再試験がありません。

4) 出席停止にかかわる感染症等に罹患した場合の追試験

感染症等による出席停止により試験を受験できなかった場合、以下の手続きを行うことによって追試験等を受けることができます。

- 出席停止期間終了後、速やかに学生支援課（教務）窓口で手続きを行ってください。
- 《感染症による学業配慮願》《感染症による追試験願》を学生支援課（教務）へ提出してください。
- 学務部長の承認を得た後、追試験料（1科目につき1,000円）を財務・庶務課の窓口へ支払ってください。受験料未納の場合は追試験の受験ができません。
- 感染症による追試験は本試験の扱いとなり、成績判定は実際の点数で評価します。
- 感染症による追試験は再試験を受けることができます。

5) 成績発表について

成績発表は、UNIPAを使用して行います。成績発表日、再試験日は学年暦に明記されています。再試験日に予定を入れないようにし、再試験対象となった場合は、速やかに手続きを行ってください。

6) 再試験

試験において不可の判定となった科目について、1科目1回に限り再試験を受けることができます。

- 指示された期日内に再試験料（1科目につき1,000円）を添えて、《再試験願》を財務・庶務課の窓口へ提出してください。受験料未納の場合は単位認定されません。
- 再試験の成績は「可」以下の評価となります。

5. 社会貢献活動（ボランティア等）の単位認定方法について

1) 単位認定の評価方法

飯田短期大学では、社会貢献活動（ボランティア等）について在学期間中に取り組んだ活動時間数が30時間を超えた場合に、実践レポートの作成及び所定の書類を学生支援課（教務）へ提出することで単位認定を行います。詳細は各学科の授業概要を確認してください。

なお、単位認定を希望する学生は、実践レポートを最終年次の後期定期試験開始日までに学生支援課（教務）へ提出してください。

● 【提出書類】

「単位認定申請書」、30時間以上（累計）の「活動実践記録」、「社会貢献活動の実践レポート」

単位認定までの流れ

【社会貢献活動（ボランティア等）参加前】

個人で参加する場合
「学外活動届（学生用）」
アドバイザーに責任者印をもらう

教員が取りまとめる場合
「学外活動届（教員用）」

「活動実践記録」を学生支援課（教務）前のレターケースから持っていく

ボランティアに参加

「活動実践記録」にボランティア先のサインをもらう

【社会貢献活動（ボランティア等）参加後】

「活動実践記録」を学生支援課（教務）へ提出 ※コピーが必要な場合は申し出る

累計時間数が30時間を超える

【単位認定を希望する場合】

「単位認定申請書」・「社会貢献活動の実践レポート」を学生支援課（教務）へ提出

単位が認定される

6. 学業成績と単位認定について

1) 成績判定

履修登録し受講した科目については、定期試験等により、秀・優・良・可・不可の成績判定を行います。秀・優・良・可・不可の判定は次の基準によります。不可の場合は単位を修得できません。

秀 100点～90点 優 89点～80点 良 79点～70点 可 69点～60点 不可 59点以下

2) GPAについて

GPAとは、下記「成績評価基準」(秀・優・良・可・不可)に基づいた成績評価GP (Grade Point) にそれぞれの科目の単位数を掛けて合計したものを、履修登録した単位の合計で割って計算した、1単位あたりの評定平均値 (Average) です。

●成績評価基準

表記(評価)	100点法に基づく得点	GP
秀	90点以上	4.0
優	80点以上 90点未満	3.0
良	70点以上 80点未満	2.0
可	60点以上 70点未満	1.0
不可	60点未満	0.0

●GPAの算出方法

計算値は小数点第2位以下を四捨五入して表記します。

(1) 学期GPA

$$\frac{(\text{当該期に評価を受けた科目のGP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{当該期の総履修登録単位数}}$$

(2) 通算GPA

$$\frac{((\text{各学期に評価を受けた科目のGP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}) \text{の総和}}{\text{総履修登録単位数}}$$

なお、認定科目については、点数を定めず算出方法に含みません。

([P2](#) 履修登録について 5) 既修得単位数の認定 P20参照)

3) GPAを利用した学修指導・退学勧告について

【注意勧告及び学修指導】

(1) 各学期末の成績が以下のいずれかに該当する場合、当該学生に対し成績不振の注意勧告を行います。注意勧告を受けた学生は、クラスアドバイザーと個別面談を行い、学修指導を受けます。

- ① 学期GPAが1.5以下の者
- ② 必修科目が不合格となった者

③実習抵触となった者

(2) 前項による注意勧告以外でも以下に該当する場合は、保証人(保護者等)並びに当該学生に対し、成績に関する勧告を行います。

①留年が確定した者

②教育職員免許状・介護福祉士(国家試験受験資格)・栄養士免許証・保育士資格の取得希望者で、在学中に資格取得できないことが確定した者

【退学勧告】

注意勧告による学修指導を受けたにもかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、成業の可能性があると判断される場合を除き、保証人(保護者等)並びに該当学生に対し、退学勧告を行います。ただし、この退学勧告は退学を強制するものではありません。

(1) 通算G P Aが1.0以下の者

(2) 学修指導を受けた直後の学期G P Aが1.0未満だった者

履修の手引き

卒業資格を得るために、学科・専攻ごとに必修科目のほかに選択科目が設置されています。どの科目をどのような順序で履修するか、どの資格の取得を目指すかを各自が明確にし、計画を立てて履修登録をする必要があります。

1. 生活科学学科 履修の手引き

1) 教育目的

社会に貢献できる幅広い教養を身に付け、豊かな人間性と主体性をもって、生活の機能向上に寄与できる人間を育成します。

2) 教育目標

- 1) 豊かな人間性と社会の変化に対応できる教養を身に付けた人間を育成します。
- 2) 生活の機能向上に必要な知識・技能を備えた人間を育成します。
- 3) 広い視野に立って生活を見つめ、主体的に生活課題解決に寄与できる人間を育成します。

3) 生活科学学科の教育方針

卒業認定・学位授与の方針 (DP)

- 1) 豊かな人間性と社会の変化に対応できる教養を身に付けた学生
- 2) 生活の機能向上に必要な知識・技能を身に付けた学生
- 3) 広い視野に立って生活を見つめ、主体的に生活課題解決に寄与できる学生

教育課程編成・実施の方針 (CP)

- 1) 卒業認定・学位授与の方針 (DP) に示す資質・能力を養うため、基礎・教養科目及び生活の機能向上に必要な専門科目を相互補完的に組み合わせた教育計画を編成します。
- 2) 広い視野に立って生活を見つめ、生活課題を見だし、その解決を行う資質・能力を育む学びが実現できる科目群をもって教育計画を編成します。
- 3) 人間の生活における人と環境との相互作用について理解を深め、社会の変化に対応できる創造性と実践的な態度を育む学びが実現できる科目群をもって教育計画を編成します。

入学者受入れの方針 (AP)

- 1) 生活科学に関する学修に必要な基礎的学力を有している人
- 2) 広い視野に立って生活をみつめ、自己の教養・人間性を豊かにする意思がある人
- 3) 生活の機能向上に関する専門的な知識・技術・態度を主体的に身に付ける基本的姿勢を備えた人
- 4) 人間の生活に関心をもち、社会の形成に主体的に参画する基本的姿勢を備えた人

2. 生活科学専攻 履修の手引き

生活科学を基盤として養護教諭、医療事務もしくはデザインについて、特に興味のある分野を中心に学びます。主となる分野の学びを確実に修得しながら、それ以外の分野の学びも取り入れることができます。基本的知識の上にオリジナリティをもつ人間性の豊かな職業人をめざします。

1) 教育目的

豊かな人間性と教養を備えた生活主体として、社会に貢献できる人間を育成します。

2) 教育目標

- 1) 養護教諭、デザイン、ビジネスその他の立場・領域に生かすことのできる人間性を育成します。
- 2) 養護教諭、デザイン、ビジネスその他の立場・領域に生かすことのできる教養を育みます。
- 3) 養護教諭、デザイン、ビジネスその他の立場・領域で地域社会に主体的に貢献できる資質・能力を育みます。

3) 生活科学専攻の教育方針

卒業認定・学位授与の方針 (DP)

- 1) 教育や養護、デザイン、ビジネスその他の領域に生かすことのできる豊かな人間性を備えた学生
- 2) 教育や養護、デザイン、ビジネスその他の領域に生かすことのできる教養を備えた学生
- 3) 教育や養護、デザイン、ビジネスその他の領域で地域社会に主体的に貢献できる資質・能力を備えた学生

教育課程編成・実施の方針 (CP)

- 1) 卒業認定・学位授与の方針 (DP) に示す資質・能力を養うため、基礎・教養科目及び生活の機能向上に必要な専門科目を相互補完的に組み合わせた教育計画を編成します。
- 2) 広い視野に立って生活を見つめ、生活課題を見だし、その解決を行う資質・能力を育む学びが実現できる科目群をもって教育計画を編成します。
- 3) 人間の生活における人と環境との相互作用について理解を深め、社会の変化に対応できる創造性と実践的な態度を育む学びが実現できる科目群をもって教育計画を編成します。

入学者受入れの方針 (AP)

- 1) 教育や養護、デザイン、ビジネスその他の領域の学修に必要な基礎的学力を有している人
- 2) 教育や養護、デザイン、ビジネスその他の領域の学修を通して、自己の教養、人間性を豊かにする意思がある人
- 3) 学校、家庭、社会その他の生活環境に興味・関心をもち、主体的に学ぶ基本的姿勢を備えた人

生活科学専攻の学修成果

1. 養護教諭、デザイン、ビジネスその他の領域に生かすことのできる豊かな人間性を備えている
2. 養護教諭、デザイン、ビジネスその他の領域に生かすことのできる教養を備えている
3. 養護教諭、デザイン、ビジネスその他の領域で地域社会に主体的に貢献できる資質・能力を備えている

生活科学専攻の学修成果評価方法

生活科学専攻が掲げるディプロマ・ポリシーの到達目標の達成度及び、達成可能なカリキュラム編成になっているかを以下の基準で評価します。

1. GPAの状況・各科目の成績評価状況（GPAによる評価と各科目の成績評価状況を必要に応じて使い分けて評価するものとする）
2. 免許授与や資格取得状況・各科目の成績評価状況（免許授与や資格取得状況と各科目の成績評価状況を必要に応じて使い分けて評価するものとする）
3. 卒業研究・卒業制作等発表におけるパフォーマンス（卒業研究や卒業制作は科目であるため1.の基準で評価を行うことを基本とするが、この3.は科目担当教員以外の視点による評価を含むものとする）

4) 専攻の特色

私たちの生活に必要な生活科学を基盤として、養護教諭、ビジネス、デザインの各分野の専門的な学びを自由に選択することができます。

●専門分野を学ぶ

教育や養護、経済や経営、情報やデザイン、ファッションなどの専門知識を、専門性豊かな教員から広く学ぶことができます。

●他分野の学びを取り入れる

最も興味がある分野以外の学びも修得することができます。そこからあなただけのオリジナリティが専門性の上に生まれます。

●学びながら将来を考え、そしてまた学ぶ

2年間の短大生活の中で将来を考えながら科目を選択して学んでいくことができます。また、養護教諭一種免許状取得志望者は、本学専攻科養護教育専攻に進学することができます。

5) 免許・資格一覧

取得可能な免許・資格	
1. 養護教諭	①養護教諭二種免許状 ②准学校心理士
2. ビジネス	医療事務 ①メディカルクラーク（医科） ②調剤報酬請求事務技能認定 ③ホスピタルコンシェルジュ ④医療秘書実務士
	情報IT・Web ①MOS(Microsoft Office Specialist):Word2019・Excel2019 ②ITパスポート ②Webクリエイター
	経済 ①ファイナンシャルプランナー3級
3. デザイン	①文部科学省後援色彩検定（色彩コーディネーター） ②ファッションビジネス能力検定
4. その他	①介護福祉士実務者研修修了 ②社会福祉主事任用資格

※各免許、資格取得のための指定科目は、学生便覧の開講表で確認すること

6) 就職について

(1) 養護教諭

小・中・高等学校の保健室で養護教諭として活躍できます。公立学校の養護教諭の場合は、都道府県等の教員採用試験に合格することで本採用となります。難関ですが、対策講座等も実施しますので積極的に挑戦してください。一度の受験で合格できなくても臨時採用（養護助教諭など）として学校現場に勤務しながら本採用をめざすことができます。

私立学校、幼稚園や保育園の養護教諭の場合は、各学校や園の採用試験を受験します。

専攻科（養護教育専攻）へ進学する場合は、その在学中の1・2年次に実施される県教員採用試験を受験することができます。

(2) ビジネス

医療事務資格を取得すると総合病院や個人病院、歯科医院や薬局といった医療機関等で事務員や医師事務作業補助員として、また、経済や社会制度、情報処理やIT、ホームページ作成などの知識を修得することで、地域にある様々な企業、金融・行政機関等で活躍することができます。

(3) デザイン

デザイン分野の学びで培った表現力を生かし、アパレルショップや雑貨店、被服の縫製など他分野で活躍できます。

(4) その他

介護職員実務者研修課程修了者は、介護職員として介護施設等で活躍できます。

7) 専攻科への進学及び編入学について

養護教諭二種免許状取得者は、本学の2年制課程の専攻科養護教育専攻への進学により、養護教諭一種免許状と学士（教育学）の学位の取得が可能となります。推薦入試もあるほか本学卒業予定者については、専攻科への入学金が免除になります。

◎生活科学学科生活科学専攻 卒業要件 64単位以上

①基礎教養科目 14単位以上		②専門教育科目 48単位以上	
<input type="checkbox"/> 必修科目 3単位		<input type="checkbox"/> 必修科目 9 単位	
<input type="checkbox"/> 選択科目 3分野 11単位以上		<input type="checkbox"/> 選択科目 39 単位以上	
		③ゼミナール 2単位	
		<input type="checkbox"/> 必修科目 2単位	

◎令和8年度開設 生活科学学科生活科学専攻 基礎教養科目

分野	科目名	担当教員	単位数		授業法	前期	後期	免許・資格			備考
			必修	選択				養護教諭	ビジネス	介護実務者	
人間の理解	美しく生きる	高松	2		講義	○					
	心理学	黒岩		2	講義		○				
	哲学	奥井		2	講義	○					
人間と社会	日本国憲法	長谷川		2	講義		○	○			
	教育学	奥井		2	講義		○				
	倫理学 ※	奥井		2	講義		○				
	介護福祉の基本	太和田・田部・矢澤(敦)		2	講義	○				○	
自然と生活	生活と化学	塚田		2	講義	○					
	生物学	高木		2	講義	○					
	環境と人間	高木		2	講義		○				
	科学史 ※			2	講義						
	数学基礎	宮澤(傳)		2	講義		○				
外国語	英語	ヒギンズ		2	演習	○					
	英会話	ヒギンズ		2	演習	○		○			
	ドイツ語	奥井		2	演習	○					
自己表現	スポーツと健康(理論)	高野		1	講義		○	○			
	スポーツと健康(実技)	高野		1	実技		○	○			
	音楽	若原		2	講義	○					
	美術	青木(千)		2	演習		○				
キャリア	キャリアデザイン	田中(洋)・専攻教員	1		演習	○					
	地域社会学	武分 他		2	講義		○				
	基礎コミュニケーション	黒岩		2	講義	○					
	文章表現	中野		2	演習	○	○				
	地域防災	武分・高木 他		2	講義		○				
	情報処理	篠田(恵)		2	演習	○		○	○		
	簿記論Ⅰ	橋本		1	演習	○					
	簿記論Ⅱ	橋本		1	演習		○				
	社会貢献活動	奥井・三浦		1	演習		○				
計			3	47							

【科目名欄】

※印：令和8年度開講せず

【免許・資格欄】

○印：必修科目

令和8年度開設 生活科学学科生活科学専攻科目

	科目名	担当教員	単位数		授業法	1年次		2年次(予定)		免許・資格				備考
			必修	選択		前期	後期	前期	後期	養護教諭	ビジネス	デザイン	その他	
専 門 教 育 科 目	生活経営学	富田	2		講義			○						必修
	衣生活概論	前澤	2		講義				○					
	食生活概論	高木	2		講義			○						
	住生活概論	篠田(尚)	2		講義				○					
	生活学演習	坂上・今村(由)	1		演習		○							
	調理学及び調理実習	富口		2	講義・実習	○		○						4科目選択
	社会学	武分		2	講義	○								
	経済学	吉沢		2	講義	○								
	企業とビジネスⅠ	吉沢		2	講義	○								
	企業とビジネスⅡ	吉沢		2	講義		○							
	保育学	坂上・三浦・壬生 友竹・青木(千)・松永・中山		2	講義				○				社	
	アパレル材料学	前澤		2	講義	○		○						
	アパレル管理学	前澤		2	講義		○		○					
	栄養学	岩瀬		2	講義		○			○			社	
	臨床栄養実習	新海		1	実習		○		○					
	生活文化演習	矢澤(清)・大蔵(淳)		1	演習	○		○						
	実務英語	奥井・ヒギンズ		2	講義		○		○		△			
	ビジネス情報処理Ⅰ	篠田(恵)		1	演習		○		○		M			
	ビジネス情報処理Ⅱ	篠田(恵)		1	演習			○			M			
	保健統計	三浦		1	演習				○	△	△			
	ファッションⅠ	前澤		2	講義・実習	○								
	ファッションⅡ	前澤		2	演習		○							
	ファッションⅢ	前澤		2	演習			○						
	染織基礎	田中(洋)		2	講義・実習	○		○						
	染めⅠ	大蔵		2	講義・実習	集		集						
	染めⅡ	大蔵		2	講義・実習			○						
	織りⅠ	田中(洋)		2	講義・実習		○		○					
	織りⅡ	田中(洋)		2	講義・実習			○						
	テキスタイルアート	田中(洋)		2	演習			○						
	陶芸 ※			2	演習		○		○					
イラスト	北村・吉沢		1	演習		○		○						
色彩学及び演習	田中(洋)		2	講義・演習	○		○				色			
色彩コーディネート演習Ⅰ	田中(洋)		1	演習		○		○			色			
色彩コーディネート演習Ⅱ	田中(洋)		1	演習			○			色				
フェルト	田中(洋)		2	演習		○		○						
グラフィックデザイン演習	田中(洋)		1	演習				○						
ファッションビジネス論	増井		2	講義				2年夏季集中			ファ			
造形論 ※	田中(洋)		2	講義	○		○							
デザイン概論	田中(洋)		2	講義	○		○							

【科目名欄】

※印：令和8年度開講せず

【免許・資格欄】

○印：必修科目 △印：選択科目 集：集中講義

令和8年度開設 生活科学学科生活科学専攻科目

	科目名	担当 教員	単位数		授業法	1年次		2年次 (予定)		免許・資格				備考
			必修	選択		前期	後期	前期	後期	養護 教諭	ピジ ネス	デザ イン	その 他	
専 門 教 育 科 目	保健衛生学	木下		2	講義				○	○	△			養護教諭・医療事務
	公衆衛生学	木下		2	講義		○			○	実		社	
	解剖学	水上		2	講義			○		○	実			
	生理学	高木		2	講義		○			○	実			
	微生物学	野上		2	講義			○		○	実			
	薬理学概論	吉澤(忍)		2	講義			○		○	実			
	精神保健	岩崎		2	講義		○			○	△		社	
	医療秘書実務(調剤)	加藤		2	講義				○		調実			医療事務
	医療秘書実習	坂上		1	実習			○			実			
	医療事務概論	加藤		2	講義	○		○			医実			
	医療福祉制度論	加藤		2	講義	○		○			医実			
	医療保険論	加藤		2	講義	○		○			医実			
	医療保険演習	加藤		1	演習	○		○			医実			
	IT情報処理Ⅰ	宮坂		2	講義			○			IT			ピジ ネス
	IT情報処理Ⅱ	宮坂		2	講義				○		IT			
	ウェブデザイン	宮坂		1	演習	○		○			W			
	ファイナンシャルプランニングⅠ	橋本		2	講義			○			FP			
	ファイナンシャルプランニングⅡ	橋本		2	講義				○		FP			
	社会調査演習	三浦・武分		1	演習				○					
	スポーツビジネス論	野坂		2	講義				2年夏季集中					
地域経営学	三浦 他		2	講義			○							
地域文化論	櫻井		2	講義				○						
SPI演習Ⅰ	宮澤(傳)		2	講義	○		○							
SPI演習Ⅱ	宮澤(傳)		2	講義		○		○						
地域経営実習	三浦		1	実習			通年							
臨床医科学	三浦・北林		2	講義		○		○		実			事医療	
臨床心理学	坂上		2	講義		○		○		実				

【科目名欄】

※印：令和8年度開講せず

【免許・資格欄】

○印：必修科目 △印：選択科目 集：集中講義

【免許・資格欄】

1. 養護教諭 ○：養護教諭二種免許状 *但し、養護教諭指定の科目を履修すること
2. ビジネス 医：メディカルクラーク（医科）
調：調剤報酬請求事務技能認定 実：医療秘書実務士
M：MOS（Microsoft Office Specialist）Word2024・Excel2024
IT：ITパスポート W：Webクリエイター FP：ファイナンシャルプランナー3級
3. デザイン 色：色彩検定（色彩コーディネーター） ファ：ファッションビジネス能力検定
4. その他 社：社会福祉主事任用資格 *指定科目（基礎教養科目「心理学」「教育学」「倫理学」を含む）を3科目以上履修する。

令和8年度開設 生活科学学科生活科学専攻科目

	科目名	担当教員	単位数		授業法	1年次		2年次(予定)		免許・資格				備考
			必修	選択		前期	後期	前期	後期	養護教諭	ビジネス	デザイン	その他	
専門教育科目	学校保健	澤田		2	講義	○				○				養護教諭
	養護概説	澤田		2	講義		○			○				
	健康相談活動	小平		2	講義			○		○				
	看護学Ⅰ	三浦・北林		2	講義	○				○				
	看護学Ⅱ	三浦		2	講義		○			○				
	看護学実習	三浦		2	実習	○				○				
	救急処置	三浦		2	実習		○			○				
	臨床実習	三浦		2	実習		○			○				
	保健管理	澤田		2	講義		○			○				
	保健養護概論	澤田		2	講義	○				○				
	養護特講	安富		2	講義				○	△				
	養護診断	小平		1	演習				○	△				
	養護処置	小平		1	演習				○	△				
専門教育科目(教職専門科目)	教職論	中井		2	講義	○				○				
	教育原理	奥井		2	講義		○			○				
	教育史	奥井		2	講義		○			△				
	教育心理学	坂上		2	講義	○				○				
	特別支援教育論	中井・黒岩		2	講義			○		○				
	教育課程・生徒指導論	中井・北原		2	講義	○				○				
	道徳・特別活動・総合的な学習の時間論	奥井		2	講義		○			○				
	教育方法論Ⅰ	中井・北原		1	演習		○			○				
	教育方法論Ⅱ	中井		1	演習			○		○				
	教育相談	坂上		2	講義			○		○				
	養護実習指導	小平		1	講義・実習			○		○				
	養護実習	澤田・小平		3	実習				○	○				
教職実践演習(養護教諭)	奥井・澤田		2	演習					○	○				
ナゼミ	ゼミナールⅠ		1	演習	○								必修	
	ゼミナールⅡ		1	演習				○						
専門教育科目	卒業研究			2	演習				○				卒研	
	卒業制作Ⅰ	田中(洋)・前澤		1	実習				○					
	卒業制作Ⅱ	田中(洋)・前澤		1	実習				○					

【科目名欄】

【免許・資格欄】

※印：令和8年度開講せず

○印：必修科目

△印：選択科目

集：集中講義

【免許・資格欄】

- 養護教諭 ○：養護教諭二種免許状 *但し、養護教諭指定の科目を履修すること
- ビジネス 医：メディカルクラーク（医科）
調：調剤報酬請求事務技能認定 実：医療秘書実務士
M：MOS (Microsoft Office Specialist) Word2024・Excel2024
IT：ITパスポート W：Webクリエイター FP：ファイナンシャルプランナー3級
- デザイン 色：色彩検定（色彩コーディネーター） ファ：ファッションビジネス能力検定
- その他 社：社会福祉主事任用資格 *指定科目（基礎教養科目「心理学」「教育学」「倫理学」を含む）を3科目以上履修する。

養護教諭二種免許状取得に関わる学外実習について

- 養護実習（小学校・中学校・高等学校のいずれかにおいて3週間の実習を行う）
- 臨床実習（病院等で2週間の実習を行う）

養護教諭としての目的意識の明確な者。即ち、学外実習を行う学生は、卒業後、養護教諭として働くことを強く希望する者であること。

○次に該当するものは学外実習を許可しません

□前年度に開講された卒業必修科目及び免許についての必修の専門科目のうち、3科目以上単位の修得できなかった者。

ただし、実習に直接関わる次の科目の単位が修得できなかった場合は、1科目でも実習停止とする。

【養護実習】：『養護概説』『保健養護概論』『教育方法論Ⅰ』『学校保健』『保健管理』

【臨床実習】：『看護学実習』

□前年度の定期試験（本試験、前期・後期とも）の評価に不可の教科目があり、その合計（前期不可数＋後期不可数）が履修科目全体の1/4以上になる者。

□定期試験（本試験）の成績が次の基準に満たない者。

【養護実習】 前年度の定期試験（本試験）の成績が前・後期の両方がともに平均して65点未満の者。

【臨床実習】 当該年度前期の定期試験（本試験）の成績が平均して65点未満の者。

□大学の定める諸規定に違反したり、飯田短期大学生としてふさわしくない行動があり、指導されたにもかかわらず改めようとせず、児童生徒等の指導者として学外実習を行うにふさわしくないと判断された者。

〔養成施設の課程を修了し、卒業することで取得できる免許・資格〕

1. 養護教諭二種免許状

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校などの「保健室の先生」として、学校現場で活躍する。所定の科目の単位を修得することで、卒業時に免許状を交付。

①基礎資格、修得単位等（教育職員免許法第5条、別表第2）

第一欄	第二欄	第三欄	本学 卒業要件
免許状の種類	基礎資格	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする養護及び教職に関する科目の最低単位数	
養護教諭二種免許状	イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること	42単位	2年以上在学して、64単位以上修得

②教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開設科目		
科目名	単位数	授業科目	単位数	
			必修	選択
日本国憲法	2	日本国憲法	2	
体育	2	スポーツと健康（理論）	1	
		スポーツと健康（実技）	1	
外国語コミュニケーション	2	英会話	2	
情報機器の操作	2	情報処理	2	

③教育職員免許法施行規則第9条

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	必要単位	本学開設科目		単位数		
			必修	選択	必修	選択	
第一欄 養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	2	保健衛生学	2			
	学校保健	1	公衆衛生学（予防医学含む。）	2			
	養護概説	1	学校保健	2			
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	養護概説	2			
	栄養学（食品学を含む。）	2	健康相談活動	2			
	解剖学・生理学	2	栄養学（食品学含む。）	2			
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	解剖学	2			
			生理学	2			
精神保健	2	微生物学	2				
第二欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	5	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	薬理学概論	2	
			看護学 I	2	精神保健	2	
			看護学 II	2	教育原理	2	
			看護学実習	2	教育史		2
			救急処置	2	教職論	2	
第四欄 育及習道、 相及びの、 談生時徳、 等生時等、 に徒間、 関指等、 する導的、 る教容学	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。) 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	3	看護学 臨床実習	2	教育心理学	2	
			看護学 救急処置	2	特別支援教育論	2	
			看護学 臨床実習	2	（教育課程・生徒指導論）		
			看護学 救急処置	2	道徳・特別活動・総合的な学習の時間論	2	
第五欄 実践教育 科目に関する	養護実習 教職実践演習	4 2	教育方法論 I	1			
			教育方法論 II		1		
第六欄 大学が独自に 設定する科目		4	教育課程・生徒指導論	2			
			教育相談	2			
			養護実習	3			
			養護実習指導	1			
第六欄 大学が独自に 設定する科目		4	教職実践演習（養護教諭）	2			
			保健管理	2			
			保健養護概論	2			
			養護特講		2		
第六欄 大学が独自に 設定する科目		4	養護処置		1		
			養護診断		1		

〔指定科目の修得を要する資格〕

1. (1)メディカルクラーク (医科)

医療等の基礎知識、診療報酬請求事務を身につけ、病院等の事務職員として活躍できる資格。所定の科目を履習し、認定試験に合格することで取得可能。

①基礎資格	
②修得指定科目	「医療事務概論」、「医療福祉制度論」、「医療保険論」、「医療保険演習」
③資格取得のための試験	日本医療教育財団の技能審査試験に合格すること
④その他	・指定科目の受講後、技能審査試験の受験資格が得られる。

2. 調剤報酬請求事務技能認定

薬局における受付、会計、保険請求等の知識を身につけ、薬局の事務職員として活躍できる資格。所定の科目を履修し、認定試験に合格することで取得可能。

①基礎資格	メディカルクラーク (医科) の資格を取得 (取得見込み) していること
②修得指定科目	「医療秘書実務 (調剤)」
③資格取得のための試験	日本医療教育財団の技能審査認定の修了試験に合格すること
④その他	・指定科目の受講後、修了試験を受けることができる。

3. 医療秘書実務士

医学の知識をもった秘書として、また接遇の専門家として、医療機関などで活躍できる資格。所定科目の単位を修得し資格の申請をすることで取得可能。特に『医療秘書実習』では3日間の病院実習を行う。

①基礎資格	メディカルクラーク (医科) 及び調剤報酬請求事務技能認定の指定科目履修者
②修得指定科目	○必修科目 「解剖学」、「生理学」、「公衆衛生学」、「情報処理」、「医療秘書実習 (病院での実習3日間)」 ○選択科目 ・「薬理学概論」または「微生物学」の中から1科目以上選択必修 ・「看護学Ⅰ」、「臨床医科学」、「臨床心理学」、「心理学」、「英会話」の中から2科目以上選択必修
③資格取得のための試験	指定科目の単位修得により日本医療福祉実務教育協会から資格認定される
④その他	・学外実習費3,000円を別途徴収する。 ・資格認定料7,000円を要する。

4. 准学校心理士

学校生活の問題に対して、子ども、子どもを取り巻く保護者や教師、学校に対して、心理教育的援助サービスを行う資格。養護教諭二種免許状取得者が申請をすることで取得可能。

①基礎資格	【生活科学専攻】:養護教諭二種免許状を取得 (取得見込み) していること
②修得指定科目	
③資格取得のための試験	①に該当すれば認定審査が受けられる。
④その他	資格認定料15,000円

5. 社会福祉主事任用資格

高齢者や障害者に対して日常生活の相談やアドバイスを行う「生活相談員」として働くことができる資格。『心理学』『教育学』『倫理学』『保育学』『栄養学』『公衆衛生学』『精神保健』の中から3科目以上の単位を修得することで卒業時に取得可能。

①基礎資格	
②修得指定科目	【生活科学専攻】:「心理学」、「教育学」、「倫理学」、「保育学」、「栄養学」、「公衆衛生学」、「精神保健」の中から3科目以上
③資格取得のための試験	
④その他	・社会福祉主事に関する科目を修めたことを証明する。

〔対策講座を開講している資格〕

1. 色彩検定（2・3級）

色彩の理論的、実践的能力を有し、ファッションやインテリアのほか様々な分野で活かすことができる資格。検定試験に合格することで取得可能。

①基礎資格	
②修得指定科目	「色彩学及び演習」、「色彩コーディネート演習Ⅰ」「色彩コーディネート演習Ⅱ」
③資格取得のための試験	文部科学省後援色彩検定（2・3級）に合格すること
④その他	

2. ファッションビジネス能力検定

ファッションをビジネスと結びつけて考えることのできる能力を確かめるための検定。幅広いファッションに関する知識と販売の知識を修得していることを証明する資格。

①基礎資格	
②修得指定科目	「ファッションビジネス論」
③資格取得のための試験	日本ファッション教育振興協会のファッションビジネス能力検定に合格すること
④その他	

3. Microsoft Office Specialist（MOS）

Excel・Wordなどの知識・操作スキルを客観的に評価・証明する資格であり、実践的なパソコンスキルを有することの証明となる。資格試験に合格することで取得可能。※本学は試験会場校に認定されており受験料が学割対応となる。

①基礎資格	情報処理を履修していることが望ましい
②修得指定科目	「ビジネス情報処理Ⅰ」「ビジネス情報処理Ⅱ」
③資格取得のための試験	MOS全国一斉試験
④その他	「ビジネス情報処理Ⅰ」は、Word2019「ビジネス情報処理Ⅱ」は、Excel2019の試験に対応している。

4. Webクリエイター

Webサイト制作のデザイン能力およびWebページのコーディング能力を認定する資格であり、Web制作の実践スキルの証明となる。資格試験に合格することで取得可能。

①基礎資格	
②履得指定科目	「ウェブデザイン」
③資格取得のための試験	年間を通じたCBT方式の随時試験 ※指定科目の授業の中でご案内します。
④その他	受験料：6,100円

5. ITパスポート

ITに関する基本的な知識修得が証明できる国家資格。資格試験に合格することで取得可能。

①基礎資格	
②履得指定科目	「IT情報処理Ⅰ」「IT情報処理Ⅱ」
③資格取得のための試験	年間を通じたCBT方式の随時試験 ※指定科目の授業の中でご案内します。
④その他	受験料：7,500円

6. ファイナンシャルプランナー3級

ファイナンシャル・プランナーとは家計にかかわる金融や税制、年金制度など幅広い知識を備えていることを証明する専門資格であり、厚生労働大臣（職業能力開発促進法第47条1項の規定）より日本FP協会が指定試験機関の指定を受けて実施する国家検定に合格することで取得可能。

①基礎資格	
②履得指定科目	「ファイナンシャルプランニングⅠ」 「ファイナンシャルプランニングⅡ」
③資格取得のための試験	年間を通じたCBT方式の随時試験 ※指定科目の授業の中でご案内します。
④その他	受験料(学科・実技):8,000円

7. 秘書検定（2・3級）

①基礎資格	
②修得指定科目	「生活学演習」、「ビジネスマナー演習」
③資格取得のための試験	認定試験に合格すること
④その他	

8. 簿記検定

①基礎資格	
②修得指定科目	「簿記論Ⅰ」「簿記論Ⅱ」
③資格取得のための試験	飯田商工会議所主催の簿記検定試験に合格すること
④その他	

〔その他の資格〕

1. 介護福祉士実務者研修修了

介護福祉士国家試験受験資格を得るために必要となる研修。介護職員初任者研修課程修了者には免除科目がある。『介護福祉の基本』を受講すること。研修は通信制(自宅学習とスクーリング)で、スクーリングは本学を会場とし、原則として夏期休業中に行う。

①基礎資格	特になし(ただし、初任者研修等修了者は免除科目あり)
②その他	「飯田短期大学介護福祉士実務者研修」(6ヵ月通信)を受講し、必要な科目を修了すること。

3. 介護福祉専攻 履修の手引き

介護福祉専攻では、高齢者や障害者の生活を支えるために、多様化する介護ニーズに応える総合力の高い人材を育てます。そして、介護福祉のプロになるために、国家資格である「介護福祉士」を取得することを目指します。

1) 教育目的

介護福祉士にふさわしい専門的な知識・技術及び高い倫理観その他豊かな人間性と教養を備え、人々の尊厳の保持と自立支援を通して主体的に社会に貢献する人間を育成します。

2) 教育目標

- 1) 福祉の向上に向けた幅広い教養に基づく高い倫理観を備えた人間を育成します。
- 2) 個人の要望と社会の要請に応え人々の多様な生活を支援することのできる介護に関する知識・技術を習得した人間を育成します。
- 3) よりよい生活の実現に向けた他職種その他の関係者との連携・協力を求められるコミュニケーション能力及び豊かな人間性を備えた人間を育成します。

3) 介護福祉専攻の教育方針

卒業認定・学位授与の方針 (DP)

- 1) 福祉の向上に向けた幅広い教養に基づく高い倫理観を備えた学生
- 2) 個人の要望と社会の要請に応え人々の多様な生活を支援することのできる介護に関する知識・技術を習得した学生
- 3) よりよい生活の実現に向けた他職種その他の関係者との連携・協力を求められるコミュニケーション能力及び豊かな人間性を備えた学生

教育課程編成・実施の方針 (CP)

- 1) 個人の尊厳と人権を尊重する態度を育むために理論的・実践的科目を組み合わせる倫理観を涵養するように教育計画を編成します
- 2) 生活課題を解決し個人に応じた支援のできる資質・能力を育成する科目を組み合わせ社会の変化に対応できる創造性を育む教育計画を編成します。
- 3) 施設における実習と地域における様々な介護サービスを実践的に学ぶ学習を適切に組み合わせ一人ひとりの生き方を理解し尊重する態度を育むように教育計画を編成します。

入学者受入れの方針 (AP)

- 1) 介護福祉の学修に必要な基礎的学力を有している人
- 2) 介護福祉の学修を通して、自己の教養・人間性を豊かにする意思がある人
- 3) 人の生き方に関心と深い思いやりをもち主体的に学ぶ基本的姿勢を備えた人
- 4) 介護福祉の知識・技術をもって社会の形成に主体的に参画する基本的姿勢を備えた人

介護福祉専攻の学修成果

1. 福祉の向上に向けた、幅広い教養を身に付けている
2. 福祉の向上に向けた、職業倫理を身に付けている
3. 個人の要望と社会の要請の双方に応え、人々の多様な生活を支援するための介護福祉に関する知識および技術を習得している
4. よりよい生活の実現に向けて、他職種や関係者と連携・協力できるコミュニケーション能力を身に付けている
5. よりよい生活の実現に向けて、他職種や関係者と連携・協力できる豊かな人間性を備えている。

介護福祉専攻の学修成果評価方法

介護福祉専攻が掲げるディプロマ・ポリシーの到達目標の達成度及び、達成可能なカリキュラム編成になっているかを以下の基準で評価します。

1. GPAの状況・各科目の成績評価結果
2. 介護福祉士資格取得状況
3. 介護福祉士資格以外の本専攻で支援する免許・資格の取得状況
4. 卒業率
5. 就職率・進学率

*必要に応じて介護福祉士資格取得時の到達目標に対する評価を用いることがある。

4) 専攻の特色

●介護福祉士取得のためのカリキュラム

資格取得のための基盤となる教養や倫理的態度を形成し、社会の動向や制度について理解を深める「人間と社会」、尊厳の保持と自立支援の考え方を踏まえて生活を支えるために専門的な知識技術を学ぶ「介護」、そして適切な介護の提供に必要な周辺知識を学ぶ「こころとからだのしくみ」「医療的ケア」の4領域を柱としたカリキュラムで、特にそれぞれの領域の科目間連携を重視した教育を行います。

●実践的な介護技術の習得

多様化する介護ニーズに対応できる専門職として、最新の介護技術やリフト等最新の福祉用具の知識や技術を身につけられるように、少人数での演習や体験授業を行います。

●地域と共に学ぶ

高齢者の生きてきた時代の生活・文化を理解し、社会貢献活動を通して積極的にボランティアを行い、自分たちの果たすべき役割を考えます。

5) 免許・資格一覧

取得できる免許・資格		
① 介護福祉士（国家試験受験資格）	② 社会福祉主事任用資格	③ 初級パラスポーツ指導員
④ 福祉住環境コーディネーター		

※各免許、資格取得のための指定科目は、学生便覧の開講表で確認すること

6) 就職について

介護福祉士は毎年多くの求人があり、ほとんどの学生が介護福祉士として介護現場に就職します。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の施設・障害者支援施設以外にも、グループホームや訪問介護等、さまざまな介護現場で働けるようになっていきます。

また、介護現場で5年を経て介護支援専門員（ケアマネジャー）資格を取得し、活躍している卒業生も増えてきています。

7) 編入学について

現代社会の多様な福祉課題に対応するために、さらに幅広く福祉を学びたい人は、本専攻で「介護福祉士」を取得後、4年制大学の社会福祉学部等へ編入し、「社会福祉士」等複数の国家資格取得を目指すことができます。進学した卒業生の多くは、ダブルライセンスを持ち介護現場で活躍しています。

◎生活科学学科介護福祉専攻 卒業要件 64単位以上

①基礎教養科目 14単位以上	②専門教育科目 48単位以上
<input type="checkbox"/> 必修科目 3単位	<input type="checkbox"/> 必修科目 48 単位
<input type="checkbox"/> 選択科目 3分野 11単位以上	③ゼミナール 2単位
	<input type="checkbox"/> 必修科目 2 単位

◎令和8年度開設 生活科学学科介護福祉専攻 基礎教養科目

分野	科目名		担当教員	単位数		授業法	前期	後期	免許・資格			備考
				必修	選択							
人間の理解		美しく生きる	高松	2		講義	○					
		心理学	黒岩		2	講義		○				
		哲学	奥井		2	講義	○					
人間と社会		日本国憲法	長谷川		2	講義		○				
		教育学	奥井		2	講義		○				
		倫理学 ※	奥井		2	講義		○				
		介護福祉の基本	太和田・田部・矢澤(敦)		2	講義	○					
自然と生活		生活と化学	塚田		2	講義	○					
		生物学	高木		2	講義						
		環境と人間	高木		2	講義		○				
		科学史 ※			2	講義						
		数学基礎	宮澤(傳)		2	講義		○				
外国語		英語	ヒギンズ		2	演習	○					
		英会話	ヒギンズ		2	演習	○					
		ドイツ語	奥井		2	演習	○					
自己表現		スポーツと健康(理論)※			1	講義						
		スポーツと健康(実技)	高野		1	実技	○					
		音楽	若原		2	講義	○					
		美術	青木(千)		2	演習		○				
キャリア		キャリアデザイン	小川	1		演習		○				
		地域社会学	武分		2	講義		○				
		基礎コミュニケーション	黒岩		2	講義	○					
		文章表現	中野		2	演習		○				
		地域防災	武分・高木 他		2	講義		○				
		情報処理	篠田(恵)		2	演習		○				
		簿記論Ⅰ	橋本		1	演習	○					
		簿記論Ⅱ	橋本		1	演習		○				
		社会貢献活動	太和田・三浦		1	演習		○				
計				3	47							

【科目名欄】

※印：令和8年度開講せず

【免許・資格欄】

○印：必修科目 △印：選択科目

令和8年度開設 生活科学学科介護福祉専攻科目

	科目名	担当教員	単位数		授業法	1年次		2年次(予定)		免許・資格		
			必修	選択		前期	後期	前期	後期	介護福祉士	パラスポ指	介護予防運動指導員
人間と社会	人間の尊厳と自立	矢澤(敦)	2		講義	○				○		
	人間関係とコミュニケーション	矢澤(敦)	2		講義	○				○		
	チームマネジメント	矢澤(敦)	2		講義				○	○		
	社会の理解Ⅰ	熊谷	2		講義			○		○		
	社会の理解Ⅱ	熊谷	2		講義				○	○		
	臨床栄養実習	新海		1	実習		○			○		
	介護予防論	村山・小川	2		講義		○			○		○
	アクティビティ演習	稲垣	1		演習	○				○		
介護	介護の基本A	小川	2		講義	○				○		
	介護の基本B	田部	2		講義	○				○		
	介護の基本C	稲垣	2		講義		○			○		
	介護の基本D	太和田	2		講義		○			○		
	介護の基本E	田部		2	講義			○		○	○	
	介護の基本F	小川		2	講義				○	○		
	コミュニケーション技術Ⅰ	矢澤(敦)	2		講義	○				○	○	
	コミュニケーション技術Ⅱ	矢澤(敦)		1	演習		○			○	○	
	生活支援技術A	小川・田部	1		演習	○				○		
	生活支援技術B	稲垣	1		演習	○				○		○
	生活支援技術C	岩瀬	2		演習	○				○		
	生活支援技術D	田部・太和田	1		演習	○				○		○
	生活支援技術E	太和田・稲垣・田部	1		演習		○			○		
	生活支援技術F	太和田	1		演習			○		○	○	
	生活支援技術G	太和田		1	演習				○	○		
	生活支援技術H	太和田・田部		1	演習				○	○		
	生活支援技術I	田部・太和田		1	演習					○	○	
	介護過程Ⅰ	矢澤(敦)	2		講義	○				○		
	介護過程Ⅱ	矢澤(敦)	2		講義		○			○		
	介護過程Ⅲ	太和田・矢澤(敦)		4	講義				○	○		
介護過程Ⅳ	矢澤(敦)		2	講義					○	○		

【科目名欄】

※印：令和8年度開講せず

【免許・資格欄】

○印：必修科目

△印：選択科目

集：集中講義

令和8年度開設 生活科学学科介護福祉専攻科目

	科目名	担当教員	単位数		授業法	1年次		2年次(予定)		免許・資格		
			必修	選択		前期	後期	前期	後期	介護福祉士	パラ スガイ	介護予防 運動指導員
介護	介護総合演習Ⅰ	太和田		1	演習		○			○		
	介護総合演習Ⅱ	小川		1	演習			○		○		
	介護総合演習Ⅲ	太和田		1	演習			○		○		
	介護総合演習Ⅳ	太和田		1	演習				○	○		
	介護実習Ⅰ-1	太和田・田部・稲垣		1	実習		○			○		
	介護実習Ⅰ-2	小川・太和田・田部・稲垣		1	実習			○		○		
	介護実習Ⅰ-3	太和田・小川・田部・稲垣		1	実習			○		○		
	介護実習Ⅱ	太和田・小川・田部・稲垣		4	実習				○	○		
こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみⅠ	村山	4		講義		○			○		○
	こころとからだのしくみⅡ	村山	2		講義	○				○		
	こころとからだのしくみⅢ	小川		2	講義			○		○	○	
	発達と老化の理解Ⅰ	村山	2		講義			○		○		○
	発達と老化の理解Ⅱ	村山		2	講義				○	○	○	
	認知症の理解Ⅰ	村山	2		講義		○			○		○
	認知症の理解Ⅱ	稲垣	2		講義			○		○		
	障害の理解Ⅰ	太和田	2		講義		○			○	○	
	障害の理解Ⅱ	村山		2	講義				○	○	○	
医療的ケア	小川・村山・宮島		5	講義・演習				○		○		
	ゼミナールⅠ	小川・稲垣		1	演習		○					
	ゼミナールⅡ	太和田・田部		1	演習				○			

【免許・資格欄】

○印：必修科目 △印：選択科目

介護福祉士（国家試験受験資格）

介護や福祉の専門的知識や技術を身につけ、介護が必要な高齢者や障害者に対して必要な支援を行い、その人らしい生活（人生）が送れるように支える専門職。

指定の科目を履修し、国家試験を受験し取得する。もしも、国家試験不合格や未受験でも、卒後5年間は介護福祉士の資格を持つことができる。

（1）飯田短期大学介護福祉士の養成課程に関する細則

飯田短期大学介護福祉士の養成課程に関する細則

- 第1条 学則第7条の6の規定により、本学生活科学学科介護福祉専攻を介護福祉士養成課程とする。
- 第2条 本学介護福祉士養成課程は、社会福祉士及び介護福祉士法により指定を受けた介護福祉士学校であり、2年以上介護福祉士として必要な知識及び技術を修得したものを介護福祉士とする。
- 第3条 介護福祉士養成課程は、定員40名1学級とする。
- 第4条 介護福祉士養成課程を履修できる者は、入学時において学長の許可を受けかつ生活科学学科介護福祉専攻に在籍する者に限る。
- 第5条 介護福祉士養成課程の修業年限は、2年とする。
- 第6条 介護福祉士養成課程の在籍者は、社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定める必修・選択科目及び単位を履修しなければならない。
- 第7条 介護福祉士養成課程への転学は認めない。
- 第8条 介護福祉士養成課程履修の認定は、所定時間について出席・試験・実習その他による成績審査に合格した者とし、かつ本学を卒業することが条件となる。
- 第9条 学則第8条の規定により、社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定める必修及び選択科目は、講義は15時間、演習は30時間を1単位とする。
- 第10条 学外実習においては、介護実習Ⅰ及びⅡのそれぞれの実習において5分の4以上の出席をし、かつ定められた実習課題の評価が6割以上でなければならない。

附 則

本細則は、平成12年4月1日から施行する。

平成21年4月1日一部改正。

平成24年4月1日一部改正。

令和4年4月1日一部改正。

令和5年4月1日一部改正。

介護福祉士養成課程必修科目及び単位数

社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条、別表第4に定める科目

指定規則に定める科目区分			左記に対応する本学開設科目		
領域	教育内容	時間数	授業科目	時間数	
				必修	選択
人間と社会	人間の尊厳と自立	30以上	人間の尊厳と自立	30	
	人間関係とコミュニケーション	60以上	人間関係とコミュニケーション	30	
			チームマネジメント	30	
	社会の理解	60以上	社会の理解Ⅰ	30	
			社会の理解Ⅱ	30	
	人間と社会に関する選択科目		臨床栄養実習	30	
介護予防論			30		
アクティビティ演習			30		
小計	240		240		
介護	介護の基本	180	介護の基本A	30	
			介護の基本B	30	
			介護の基本C	30	
			介護の基本D	30	
			介護の基本E	30	
			介護の基本F	30	
	コミュニケーション技術	60	コミュニケーション技術Ⅰ	30	
			コミュニケーション技術Ⅱ	30	
	生活支援技術	300	生活支援技術A	30	
			生活支援技術B	30	
			生活支援技術C	60	
			生活支援技術D	30	
			生活支援技術E	30	
			生活支援技術F	30	
			生活支援技術G	30	
			生活支援技術H	30	
			生活支援技術Ⅰ	30	
	介護過程	150	介護過程Ⅰ	30	
			介護過程Ⅱ	30	
介護過程Ⅲ			60		
介護過程Ⅳ			30		
介護総合演習	120	介護総合演習Ⅰ	30		
		介護総合演習Ⅱ	30		
		介護総合演習Ⅲ	30		
		介護総合演習Ⅳ	30		
介護実習	450	介護実習Ⅰ-1	80		
		介護実習Ⅰ-2	80		
		介護実習Ⅰ-3	80		
		介護実習Ⅱ	240		
(介護実習Ⅰの計)			240		
(介護実習Ⅱの計)	150以上		240		
小計	1,260		1,290		
こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ	120	こころとからだのしくみⅠ	60	
			こころとからだのしくみⅡ	30	
			こころとからだのしくみⅢ	30	
	発達と老化の理解	60	発達と老化の理解Ⅰ	30	
			発達と老化の理解Ⅱ	30	
	認知症の理解	60	認知症の理解Ⅰ	30	
			認知症の理解Ⅱ	30	
障害の理解	60	障害の理解Ⅰ	30		
		障害の理解Ⅱ	30		
小計	300		300		
医療的ケア	医療的ケア（基本研修）	50	医療的ケア（基本研修）	50	
	（演習）	α	（演習）	25	
	（実地研修）	—	（実地研修）	—	
	小計	50		75	
合計	1,850		1,905		

【指定科目の修得を要する資格】

1. 初級パラスポーツ指導員

障がい者のスポーツ参加のきっかけ作りを支援する指導員。健康や安全管理に配慮した指導を行い、スポーツの喜びや楽しさを伝える役割を担います。

①基礎資格	
②修得指定科目	障害の理解Ⅰ、Ⅱ、コミュニケーション技術Ⅰ、Ⅱ、生活支援技術F、発達と老化の理解Ⅱ、こころとからだのしくみⅢ
③資格取得のための試験	
④その他	指定科目を取得後、日本パラスポーツ協会に申請する。9,300円(申請・認定料5,500円、登録料3,800円)要す。

2. 社会福祉主事任用資格

高齢者や障害者に対して日常生活の相談やアドバイスを行う「生活相談員」として働くことができる資格。卒業時に取得可能。

①基礎資格	
②修得指定科目	【介護福祉専攻】： 「心理学」、「教育学」、「倫理学」、「社会の理解」、「介護の基本」、「障害の理解」、「こころとからだのしくみ」の中から3科目以上
③資格取得のための試験	
④その他	・社会福祉主事に関する科目を修めたことを証明する。

【対策講座を開講している資格】

1. 福祉住環境コーディネーター（2・3級）

医療・福祉・建築について幅広い知識を身につけ、各種の専門職と連携をとりながら、高齢者や障害者に対して住みやすい住環境を提案するアドバイザー。検定試験に合格することで取得可能。

①基礎資格	
②修得指定科目	【介護福祉専攻】： 「社会の理解Ⅰ～Ⅱ」、「生活支援技術A～H」
③資格取得のための試験	飯田商工会議所主催の福祉住環境コーディネーター検定試験に合格すること
④その他	・試験会場は飯田商工会議所。

2. 簿記検定

①基礎資格	
②修得指定科目	「簿記論Ⅰ」「簿記論Ⅱ」
③資格取得のための試験	飯田商工会議所主催の簿記検定試験に合格すること
④その他	

4. 食物栄養専攻 履修の手引き

様々なライフステージの「食生活」を支えるプロフェッショナルをめざします。

食物栄養専攻では、各世代における「食生活」を支えるための知識と技術を有し、自己成長し続けていくことのできる人をめざします。そのため、栄養士免許証の取得を柱に、栄養教諭二種免許状、フードスペシャリスト、介護福祉士実務者研修修了など多くの資格が取得できる柔軟なカリキュラムを組んでいます。

1) 教育目的

健康を守る食の担い手として幅広い教養を身に付け、豊かな人間性と主体性及び探究心をもって、社会の要請に応えることができる人間を育成します。

2) 教育目標

- 1) 豊かな人間性と教養及び食に関する専門的知識・技能を備えた人間を育成します。
- 2) 食生活を改善することを通して、人々の健康を保持増進できるように、主体性をもって適切に助言・指導を行うことができる人間を育成します。
- 3) 食に関する学習を通して、探究心及び変化に対応するための学習意欲を備えた人間を育成します。

3) 食物栄養専攻の教育方針

卒業認定・学位授与の方針 (DP)

- 1) 豊かな人間性と教養及び食に関する専門的知識・技能を身に付けた学生
- 2) 食生活を改善することを通して、人々の健康を保持増進できるように、主体性をもって適切に助言・指導を行うことができる学生
- 3) 食に関する学習を通して、探究心及び変化に対応するための学習意欲を備えた学生

教育課程編成・実施の方針 (CP)

- 1) 卒業認定・学位授与の方針 (DP) に示す資質・能力を養うため、基礎・教養科目及び栄養士資格を得るに必要な専門科目を相互補完的に組み合わせた教育計画を編成します。
- 2) 食に関して、対象者の生活課題を解決しライフステージに対応した的確な助言・指導を行う資質・能力を育む学びが実現できる科目群をもって教育計画を編成します。
- 3) 食育の専門家にふさわしい創造性その他の資質・能力を育む科目群をもって教育計画を編成します。

入学者受入れの方針 (AP)

- 1) 食に関する学修に必要な基礎的学力を有している人
- 2) 食に関する学修を通して、自己の教養・人間性を豊かにする意思がある人
- 3) 食に関する専門的な知識・技術・態度を主体的に身に付ける基本的姿勢を備えた人
- 4) 食を通じた人とのつながりを大切にして、社会の形成に主体的に参画する基本的姿勢を備えた人

食物栄養専攻の学修成果

1. 豊かな人間性と教養及び食に関する専門的知識・技能を身に付けている
2. 食生活を改善することを通して、人々の健康を保持増進できるように、主体性を持って適切に助言・指導を行うことができる
3. 食に関する学習を通して、探究心及び変化に対応するための学習意欲を備えている

食物栄養専攻の学修成果評価方法

食物栄養専攻が掲げるディプロマ・ポリシーの到達目標の達成度及び、達成可能なカリキュラム編成になっているかを以下の基準で評価します。

1. GPAの状況・各科目の成績評価状況
2. 栄養士免許・栄養教諭二種免許状・フードスペシャリスト・専門フードスペシャリスト取得状況
3. 卒業研究・実験実習等における成果発表

4) 食物栄養専攻の特色

●多くの調理実習を通して学ぶ

調理実習を通して得られる知識と技術は、栄養士として必要な実践力と「対象者にわかりやすく伝える」ための力となり、様々なライフステージの「食生活」を支えます。

●様々な資格の取得

柔軟なカリキュラム構成により、さまざまな資格が取得できます。将来の働き方や可能性を考えて、多くの学生が栄養士プラスアルファの資格取得をめざしています。

●管理栄養士国家試験対策講座

卒業後のキャリアアップ支援の一環として管理栄養士国家試験対策講座を開講しています。

●地域との関わり

地元企業と連携した「食品開発」や地域のジュニアアスリートへの「スポーツ食育」を通して、様々な力を身につけます。

5) 免許・資格一覧

取得できる免許・資格

- | | | |
|-------------|---------------|-------------|
| ①栄養士免許証 | ②栄養教諭二種免許状 | ③フードスペシャリスト |
| ④社会福祉主事任用資格 | ⑤介護福祉士実務者研修修了 | ⑥准学校心理士 |

※各免許、資格取得のための指定科目は、学生便覧の開講表で確認すること

6) 就職について

栄養士としての就職先は、病院、保育園、食品関連会社、最近は給食業務を請け負う全国規模の「受託給食企業」も増えています。また、専門を活かし食品の製造や品質管理の仕事に就く卒業生も多くいます。本専攻で取得した資格を活かせる職場はそれぞれの地域にあり、卒業後出身地での就職がしやすいのも特徴です。

7) 編入学について

本学を卒業し栄養士の免許取得後、さらに専門的で高度な知識を学びたい人には、他大学の3年次編入の道が開かれており、管理栄養士をめざして効果的な教育や指導が受けられるようになっています。

◎生活科学学科食物栄養専攻 卒業要件 64単位以上

①基礎教養科目 14単位以上	②専門教育科目 48単位以上
<input type="checkbox"/> 必修科目 3単位 <input type="checkbox"/> 選択科目 3分野 11単位以上	<input type="checkbox"/> 必修科目 19 単位 <input type="checkbox"/> 選択科目 29 単位以上
	③ゼミナール 2単位
	<input type="checkbox"/> 必修科目 2 単位

◎令和8年度開設 生活科学学科食物栄養専攻 基礎教養科目

分野	科目名	担当教員	単位数		授業法	前期	後期	免許・資格			備考
			必修	選択				栄養士	栄養教諭	介護実務者	
人間の理解	美しく生きる	高松	2		講義		○				
	心理学	黒岩		2	講義		○				
	哲学	奥井		2	講義	○					
人間と社会	日本国憲法	長谷川		2	講義		○		○		
	教育学	奥井		2	講義		○				
	倫理学 ※	奥井		2	講義		○				
	介護福祉の基本	太和田・田部・矢澤(敦)		2	講義	○				○	
自然と生活	生活と化学	塚田		2	講義	○		☆			
	生物学	高木		2	講義	○		☆			
	環境と人間	高木		2	講義		○				
	科学史 ※			2	講義						
	数学基礎	宮澤(傳)		2	講義		○				
外国語	英語	ヒギンズ		2	演習	○		☆			
	英会話	ヒギンズ		2	演習	○		☆	○		
	ドイツ語	奥井		2	演習	○		☆			
自己表現	スポーツと健康(理論)	高野		1	講義		○	☆	○		
	スポーツと健康(実技)	高野		1	実技		○	☆	○		
	音楽	若原		2	講義	○					
	美術	青木(千)		2	演習		○				
キャリア	キャリアデザイン	学科教員	1		演習	○					
	地域社会学	武分 他		2	講義		○				
	基礎コミュニケーション	黒岩		2	講義	○					
	文章表現	中野		2	演習	○	○	☆			
	地域防災	武分・高木 他		2	講義		○				
	情報処理	篠田(恵)		2	演習	○		☆	○		
	簿記論Ⅰ	橋本		1	演習	○					
	簿記論Ⅱ	橋本		1	演習		○				
	社会貢献活動	新海・三浦		1	演習		○				
計			3	47							

【科目名欄】 ※印：令和8年度開講せず

【免許・資格欄】 ○印：必修科目 ☆印：選択必修科目

栄養士免許証 栄養教諭二種免許状 介護福祉士実務者研修修了

栄養士免許証 選択必修科目：「外国語」のうち1科目、「情報処理」、「スポーツと健康」、「生活と化学」、「生物学」、「文章表現」の履修が望ましい

令和8年度開設 生活科学学科食物栄養専攻科目

	科目名	担当教員	単位数		授業法	1年次		2年次(予定)		免許・資格		
			必修	選択		前期	後期	前期	後期	栄養士	栄養教諭	フード
社会生活と健康	公衆衛生学	木下		2	講義			○		○	○	
	生活経営学	富田		2	講義				○	○		
人体の構造と機能	生化学	高木		2	講義	○				○	○	
	栄養科学実験Ⅰ	友竹		1	実験			○		○	○	
	解剖生理学	波多野		2	講義		○			○	○	
	栄養科学実験Ⅱ	塚田・岩瀬		1	実習				○	○	○	
	生理学	高木		2	講義		○			○	○	
	運動生理学	岩瀬		1	演習				○	○	○	
	病理学	小平		1	講義			○		○	○	
食品と衛生	食品学Ⅰ	塚田		2	講義		○			○	○	○
	食品学Ⅱ	塚田		2	講義			○			○	○
	食品科学実験	友竹		1	実験		○			○	○	○
	食品加工学	塚田		2	講義				○	○	○	○
	食品開発実習	友竹・塚田		1	実習				○	○	○	○
	食品衛生学	高木		2	講義	○				○	○	○
栄養と健康	栄養学Ⅰ	友竹		2	講義	○				○	○	○
	栄養学Ⅱ	富口		2	講義		○			○	○	
	栄養学実習	岩瀬		1	実習				○	○	○	
	臨床栄養学Ⅰ	友竹		2	講義			○		○	○	
	臨床栄養学Ⅱ	友竹		2	講義				○	○	○	
	臨床栄養学実習Ⅰ	岩瀬		1	実習			○		○	○	
	臨床栄養学実習Ⅱ	高木		1	実習				○	○	○	
栄養の指導	公衆栄養学	友竹		2	講義				○	○	○	
	栄養指導論Ⅰ	新海		2	講義	○				○	○	
	栄養指導論Ⅱ	新海		2	講義		○			○	○	
	栄養指導実習	新海		1	実習				○	○	○	
	食生活論	岩瀬		1	講義	○						
	栄養カウンセリング論	新海		1	講義				○			

【科目名欄】 ※印：令和8年度開講せず

【免許・資格欄】 ○印：必修科目 ☆印：選択必修科目

令和8年度開設 生活科学学科食物栄養専攻科目

	科目名	担当教員	単位数		授業法	1年次		2年次(予定)		免許・資格		
			必修	選択		前期	後期	前期	後期	栄養士	栄養教諭	フード
給食の運営	給食管理Ⅰ	富口	1		演習		○			○	○	
	給食管理Ⅱ	富口	1		演習			○		○	○	
	給食管理実習Ⅰ	富口	1		実習		○			○	○	
	給食管理実習Ⅱ(校外実習含む)	富口	1		実習			○		○		
	調理科学	新海	2		講義	○				○	○	○
	調理学実験(基礎調理含む)	富口	1		実験	○				○	○	○
	調理実習Ⅰ	富口	1		実習		○			○	○	○
	調理実習Ⅱ	新海	1		実習			○		○	○	○
	調理実習Ⅲ	新海	1		実習				○	○	○	
	栄養情報処理	友竹・岩瀬	1		演習			○		○	○	
フードスペシャリストに関する科目	食料経済	塚田	2		講義			○				○
	フードスペシャリスト論	高木	2		講義	○		○				○
	フードコーディネート論	塚田	2		講義	○		○				○
	食品鑑別演習	塚田	1		演習			○				○
教職に関する科目	学校栄養教育論	新海	2		講義			○			○	
	教職論	中井	2		講義	○					○	
	教育原理	奥井	2		講義		○				○	
	教育心理学	坂上	2		講義	○					○	
	特別支援教育論	中井・黒岩	2		講義			○			○	
	教育課程・生徒指導論	中井・北原	2		講義	○					○	
	道徳・特別活動・総合的な学習の時間論	奥井	2		講義		○				○	
	教育方法論Ⅰ	中井・北原	1		演習		○				○	
	教育方法論Ⅱ ※	中井・安富	1		演習			○			△	
	教育相談	坂上	2		講義			○			○	
	栄養教育実習(事前・事後指導を含む)	新海	2		実習			○			○	
	教職実践演習(栄養教諭)	中井・新海	2		演習				○		○	
	ゼミナールⅠ		1		演習	○						
	ゼミナールⅡ		1		演習			○				
	卒業研究		2		演習			○				

【科目名欄】 ※印：令和8年度開講せず

【免許・資格欄】 ○印：必修科目 ☆印：選択必修科目

栄養士免許および栄養教諭二種免許状取得にかかわる学外実習について

- 前期の定期試験の結果、履修科目（評価された科目のみ）の1/5以上不可（通年の教科を含む）の評価のある学生に対しては注意をします。
なお、本人の状況によっては学外実習を中止するよう指導することもあります。
- 次の各項目に該当する者は原則として学外実習を許可しません。
 - 前年度に開講された卒業必修科目及び免許・資格についての必修の専門科目のうち、3科目以上修得できなかった者。
ただし、実習に直接関わる次の科目を修得できなかった場合、1科目でも実習停止とする。
【栄養士免許】 『給食管理Ⅰ』
【栄養教諭二種免許状】 『教職論』『教育原理』『教育課程・生徒指導論』
 - 前年度の定期試験（本試験、前期・後期とも）の際の評価に不可の教科目があり、その合計（前期不可数＋後期不可数）が履修科目全体（既修得科目を含む）の1/4以上になる者。
ただし、この場合通年の教科目については、学年（後期）の評価についてのみ該当する。
例）通年の教科目の評価が前期不可であっても、学年（後期）に可以上の評価であれば不可の中に入らない。
 - 前年度の定期試験（本試験）の成績が、前期及び後期両方とも平均して65点未満の者。
ただし、栄養教育実習においては、前年度の定期試験（本試験）の成績が前期・後期ともに平均して70点以上ない場合、学外実習に行くことができない。
 - 各免許・資格希望者として、その適性を欠く者。即ち、大学の定める諸規定に違反したり、飯田短期大学生としてふさわしくない行動があり、指導されたにもかかわらず改めようとせず、児童生徒等の指導者として学外実習を行うのにふさわしくないと判断された者。
 - 目的意識の不明確な者。即ち、学外実習を行う学生は、最終的な結果はどうであれ卒業後免許・資格を活用して働くことを強く希望する者であること。
したがって、ただ単に免許・資格の取得のみを希望する学生に対しては学外実習を許可しない。

〔養成施設の課程を修了し、卒業および修了することで取得できる免許・資格〕
栄養教諭二種免許状

栄養教諭は学校教育の中で、「食育」の必要性として叫ばれている根本の問題に関して、「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を身につけさせるよう指導し、学校における食育の推進を行う。

①基礎資格、修得単位等 (教育職員免許法第5条、別表第2の2)

第一欄	第二欄	第三欄	本学要件
免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする栄養に係る教育及び教職に関する科目の最低単位数	
栄養教諭二種免許状	短期大学士の学位を有すること及び栄養士法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること	14単位	2年以上在学して、64単位以上修得 栄養士養成課程履修

②教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開設科目		
科目名	単位数	授業科目	単位数	
			必修	選択
日本国憲法	2	日本国憲法	2	
体育	2	スポーツと健康(理論)	1	
		スポーツと健康(実技)	1	
外国語コミュニケーション	2	英会話	2	
情報機器の操作	2	情報処理	2	

③教育職員免許法施行規則第10条

欄	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	必要単位	本学開設科目	単位数	
					必修	選択
第二欄	栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	2	学校栄養教育論	2	
		幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項				
		食生活に関する歴史的及び文化的事項				
		食に関する指導の方法に関する事項				
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	5	教育原理	2	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職論	2	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育心理学	2	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		特別支援教育論	2	
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		(教育課程・生徒指導論)		
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)				
第四欄	指導等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	3	道徳・特別活動・総合的な学習の時間論	2	
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育方法論Ⅰ	1	
		生徒指導の理論及び方法		教育方法論Ⅱ		1
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育課程・生徒指導論	2	
第五欄	教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	栄養教育実習(事前・事後指導を含む)	2	
		教職実践演習	2	教職実践演習(栄養教諭)	2	

栄養士免許証

栄養士は食の専門家として、健康の保持増進、疾病の予防や治療のための栄養指導、傷病者の食事調整などにあたる。また、栄養士として3年間の実務経験の後、管理栄養士国家試験受験資格が得られる。

(1) 飯田短期大学栄養士の養成課程に関する細則

飯田短期大学栄養士の養成課程に関する細則

第1条 学則第7条の2の規定により、本学生活科学学科食物栄養専攻を栄養士養成課程とする。

第2条 栄養士養成課程は、栄養士法第1条に規定する栄養士の養成を目的とする。

第3条 (削除)

第4条 栄養士養成課程の定員は50名、学級数は1学級とする。

第5条 栄養士養成課程を履修できる者は、入学時において学長の許可を受けかつ生活科学学科食物栄養専攻に在籍するものに限る。

第6条 栄養士養成課程の修業年限は、2年以上とする。

第7条 栄養士養成課程の在籍者は、栄養士法施行規則に定める必修科目及び単位を履修しなければならない。

第8条 1. 給食管理の実習は、学外実習及び学内実習とする。

2. 給食管理の学外実習は、病院・事業所・学校等の1施設において1単位を履修するものとする。

第9条 学長は、次の各号の1に該当する者があるときは、栄養士課程の履修中止を命じなければならない。

(1) 精神的疾患があると認められ、履修の継続が難しいと判断された者

(2) 伝染性の疾病にかかっている者であって、当分の間治癒の見込みがないと認められる者

(3) 素行が著しく不良であって、修業に適しないと認められる者

第10条 栄養士養成課程への転学は認めない。但し、他の栄養士養成施設の在学者であって、残余の履修科目を本学栄養士養成課程において履修することが可能であると認められた者に限り転学を許可することがある。

第11条 栄養士養成課程履修の認定は、所定時間について出席・試験・報告・実験・実習その他による成績審査に合格した者とする。

第12条 学則第8条の規定により、栄養士法施行規則に定める必修科目は、講義は15時間、演習は30時間、実験・実習は45時間の授業時間数をもって1単位とする。

附 則

本細則は、昭和43年4月1日から施行する。

昭和49年4月1日一部改正。昭和62年4月1日一部改正。

平成5年4月1日一部改正。平成14年4月1日一部改正。

平成17年4月1日一部改正。平成20年4月1日一部改正。

平成29年4月1日一部改正。令和5年4月1日一部改正。

栄養士養成課程必修科目及び単位数

①栄養士法施行規則第9条、別表第1に定める科目

栄養士法施行規則に定める科目区分			左記に対応する本学開設科目		
教育内容	単位数		授業科目	単位数	
	講義又は演習	実験又は実習		講義又は演習	実験又は実習
社会生活と健康	4		公衆衛生学	2	
			生活経営学	2	
			社会生活と健康の小計	4	0
人体の構造と機能	8	4	生化学	2	
			栄養科学実験Ⅰ		1
			解剖生理学	2	
			栄養科学実験Ⅱ		1
			生理学	2	
			運動生理学	1	
			病理学	1	
			人体の構造と機能の小計	8	2
食品と衛生	6		食品学Ⅰ	2	
			食品科学実験		1
			食品加工学	2	
			食品開発実習		1
			食品衛生学	2	
			食品と衛生の小計	6	2
栄養と健康	8	10	栄養学Ⅰ	2	
			栄養学Ⅱ	2	
			栄養学実習		1
			臨床栄養学Ⅰ	2	
			臨床栄養学Ⅱ	2	
			臨床栄養学実習Ⅰ		1
			臨床栄養学実習Ⅱ		1
			栄養と健康の小計	8	3
栄養の指導	6		公衆栄養学	2	
			栄養指導論Ⅰ	2	
			栄養指導論Ⅱ	2	
			栄養指導実習		1
			栄養の指導の小計	6	1
給食の運営	4		給食管理Ⅰ	1	
			給食管理Ⅱ	1	
			給食管理実習Ⅰ		1
			給食管理実習Ⅱ		1
			調理科学	2	
			調理学実験（基礎調理含む）		1
			調理実習Ⅰ		1
			調理実習Ⅱ		1
			調理実習Ⅲ		1
			栄養情報処理	1	
			給食の運営の小計	5	6
小計	36	14	小計	37	14
合計	50		合計	51	

②その他の科目

- ・本学基礎教養科目卒業要件をみたすこと
- ・「外国語」のうち1科目、「情報処理」、「スポーツと健康」、「生活と化学」、「生物学」、「文章表現」の履修が望ましい

【指定科目の修得を要する資格】

1. 准学校心理士

学校生活の問題に対して、子ども、子どもを取り巻く保護者や教師、学校に対して心理的援助サービスを行う資格。栄養教諭二種免許状取得者が申請をすることで取得可能。

①基礎資格	【食物栄養専攻】：栄養教諭二種免許状を取得(取得見込み)していること
②修得指定科目	
③資格取得のための試験	①に該当すれば認定審査が受けられる。
④その他	資格認定料15,000円

2. フードスペシャリスト

食べ物や食生活について、流通・販売者と消費者に的確な情報を提供する。また、レストランや食堂などで快適な飲食ができるよう食空間をコーディネートし、さらに「食」に関するクレームを処理できる専門職に与えられる資格である。

①基礎資格	
②修得指定科目	「食品学Ⅰ」、「食品学Ⅱ」、「食品科学実験」、「食品鑑別演習」、「食品加工学」、「食品開発実習」、「食品衛生学」、「栄養学Ⅰ」、「調理科学」、「調理学実験」、「調理実習Ⅰ」、「調理実習Ⅱ」、「食料経済」、「フードスペシャリスト論」、「フードコーディネート論」
③資格取得のための試験	フードスペシャリスト資格認定試験に合格すること
④その他	・資格認定料 フードスペシャリスト4,000円（受験料も同額）

3. 専門フードスペシャリスト（食品開発）

①基礎資格	フードスペシャリスト(取得見込み)
②修得指定科目	「食品学Ⅰ」、「食品学Ⅱ」、「食品科学実験」、「食品鑑別演習」、「食品加工学」、「食品開発実習」、「食品衛生学」、「栄養学Ⅰ」、「調理科学」、「調理学実験」、「調理実習Ⅰ」、「調理実習Ⅱ」、「食料経済」、「フードスペシャリスト論」、「フードコーディネート論」
③資格取得のための試験	専門フードスペシャリスト（食品開発）資格認定試験に合格すること
④その他	・資格認定料 専門フードスペシャリスト（食品開発）2,000円（受験料も同額） ・フードスペシャリストとの同時受験可能。 ・専門フードスペシャリスト(食品流通・サービス)との同時受験不可。

4. 専門フードスペシャリスト（食品流通・サービス）

①基礎資格	フードスペシャリスト(取得見込み)
②修得指定科目	「食品学Ⅰ」、「食品学Ⅱ」、「食品科学実験」、「食品鑑別演習」、「食品加工学」、「食品開発実習」、「食品衛生学」、「栄養学Ⅰ」、「調理科学」、「調理学実験」、「調理実習Ⅰ」、「調理実習Ⅱ」、「食料経済」、「フードスペシャリスト論」、「フードコーディネート論」
③資格取得のための試験	専門フードスペシャリスト（食品流通・サービス）資格認定試験に合格すること
④その他	・資格認定料 専門フードスペシャリスト(食品流通・サービス)2,000円（受験料も同額） ・フードスペシャリストとの同時受験可能。 ・専門フードスペシャリスト(食品開発)との同時受験不可。

5. 社会福祉主事任用資格

高齢者や障害者に対して日常生活の相談やアドバイスを行う「生活相談員」として働くことができる資格。『心理学』『教育学』『倫理学』『公衆衛生学』『栄養学Ⅰおよび栄養学Ⅱ』の中から3科目以上の単位を修得することで卒業時に取得可能。

①基礎資格	
②修得指定科目	【食物栄養専攻】：「心理学」、「教育学」、「倫理学」、「公衆衛生学」、「栄養学Ⅰおよび栄養学Ⅱ」の中から3科目以上
③資格取得のための試験	
④その他	・社会福祉主事に関する科目を修めたことを証明する。

【対策講座を開講している資格】

1. 簿記検定

①基礎資格	
②修得指定科目	「簿記論Ⅰ」「簿記論Ⅱ」
③資格取得のための試験	飯田商工会議所主催の簿記検定試験に合格すること
④その他	

【その他の資格】

1. 介護福祉士実務者研修修了

介護福祉士国家試験受験資格を得るために必要となる研修。介護職員初任者研修課程修了者には免除科目がある。基礎教養科目の『介護福祉の基本』を受講すること。研修は通信制（自宅学習とスクーリング）で、スクーリングは本学を会場とし、原則として夏期休業中に行う。

①基礎資格	特になし（ただし、初任者研修等修了者は免除科目あり）
②修得指定科目	「飯田短期大学介護福祉士実務者研修」（6ヵ月通信）を受講し、必要な科目を修了すること。

5. 幼児教育学科 履修の手引き

共に生き、共に育ちあう保育の実践を目指して、学びます。

幼児教育学科では、子どもと生活を共にし、感動を共有し、子どもの豊かな育ちを支える保育者の育成を目指します。特に、子どもの心に寄り添う保育者、子どもと共に活動を楽しむ保育者、子どもを取り巻く環境に配慮できる保育者に注目し、幼稚園教諭、保育士の養成を柱に、保育心理士（二種）、幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格1・2級、自然体験活動指導者、ピアヘルパーなど、子どもの育ちに関わる多くの資格が取得できる柔軟なカリキュラムを組んでいます。

1) 教育目的

保育者として豊かな人間性・教養・表現力を備え、他者に貢献し、社会の要請に応えられる主体性ある人間を育成します。

2) 教育目標

- 1) 個人の尊厳を尊重し、人々や地域の課題に取り組む豊かな人間性を備えた人間を育成します。
- 2) 保育者としての豊かな教養、専門的な知識・技術を備え、学び続ける基礎を身に付けた人間を育成します。
- 3) 保育者の素養をもち、主体的に社会の発展・向上に参画し寄与する態度を身に付けた人間を育成します。

3) 幼児教育学科の教育方針

卒業認定・学位授与の方針（DP）

- 1) 個人の尊厳を尊重し、人々や地域の課題に取り組む豊かな人間性を備えた学生
- 2) 保育者としての豊かな教養、専門的な知識・技術を備え、学び続ける基礎を身に付けた学生
- 3) 保育者の素養をもち、主体的に社会の発展・向上に参画し寄与する態度を身に付けた学生

教育課程編成・実施の方針（CP）

- 1) 豊かな人間性を備えた保育者の資質を養うため、基礎・教養科目及び専門教育科目を相互補完的に組み合わせた教育計画を編成します。
- 2) 専門的な知識・技術を備えた教養豊かな保育者を養成するための専門科目をもって教育計画を編成します。
- 3) 幼稚園、保育所、家庭、その他の関係者との連携・協力を努め、より実践的な学修を実現できる教育計画を編成します。

入学者受入れの方針（AP）

- 1) 保育者を目指す上で必要な学修にかかわる基礎的学力を有している人
- 2) 保育者としての実践の基礎となる教養・人間性を磨いていく明確な意思がある人
- 3) 保育者としての専門的な知識・技術・態度を身に付ける基本的姿勢を備えた人
- 4) 現代社会に関わる様々な事象に関心をもち、地域社会の健全な発展のために主体的に参画する基本的姿勢を備えた人

幼児教育学科の学修成果

1. 個人の尊厳を尊重し、人々や地域の課題に取り組む豊かな人間性を備えている
2. 保育者としての豊かな教養・専門的知識・技術を備え、学び続ける基礎を身に付けている
3. 保育者として、主体的に社会の発展・向上に参画し寄与する態度を身に付けている

幼児教育学科の学修成果評価方法

幼児教育学科が掲げるディプロマ・ポリシーの到達目標の達成及び、達成可能なカリキュラム編成になっているかを以下の基準で評価します。

1. GPA の状況・各科目の成績評価状況（GPAによる評価を各科目の成績評価状況に応じて使い分けて評価するものとする）
2. 免許授与や資格取得状況
3. 卒業率
4. 就職率・進学率

4) 学科の特色

●身近な実習施設での学び

姉妹園として〔幼保連携型認定こども園慈光幼稚園〕〔慈光保育園〕〔慈光松尾こども園〕があり、子どもとの関わりや保育者の姿から保育について体験的に学ぶことができます。

●子育て支援の体感

未就園児と保護者が集う地域子育て支援拠点「わいわいひろば」を活用したカリキュラムで、親子とふれあうことができます。子育て中の親子の声を聞くなど、子育ての現状や子育て支援の必要性を知り、幼稚園や保育所の実習では得られない学びができます。

5) 免許・資格一覧

取得できる免許・資格		
①幼稚園教諭二種免許状	②保育士資格	③保育心理士（二種）
④准学校心理士	⑤幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格1・2級	
⑥自然体験活動指導者	⑦ピアヘルパー	⑧社会福祉主事任用資格
⑨知的障害者福祉司任用資格	⑩介護福祉士実務者研修修了	

※各免許、資格取得のための指定科目は、学生便覧の開講表で確認すること

6) 就職について

本学科卒業生の就職先は、幼稚園、保育所、認定こども園、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、障害者支援施設等であり、多岐にわたって活躍しています。

7) 編入学について

本学を卒業し、他の大学の3年次編入の道も開かれています。

◎幼児教育学科 卒業要件 64単位以上

①基礎教養科目 14単位以上		②専門教育科目 48単位以上	
<input type="checkbox"/> 必修科目 3単位		<input type="checkbox"/> 必修科目 17単位	
<input type="checkbox"/> 選択科目 3分野 11単位以上		<input type="checkbox"/> 選択科目 31単位以上	
		③ゼミナール 2単位	
		<input type="checkbox"/> 必修科目 2単位	

◎令和8年度開設幼児教育学科 基礎教養科目

分野	科目名	担当教員	単位数		授業法	前期	後期	免許・資格			備考
			必修	選択				幼稚園教諭	保育士	介護実務者	
人間の理解	美しく生きる	高松	2		講義	○					
	心理学	黒岩		2	講義		○				
	哲学	奥井		2	講義	○					
人間と社会	日本国憲法	長谷川		2	講義		○	○			
	教育学	奥井		2	講義		○				
	倫理学 ※	奥井		2	講義		○				
	介護福祉の基本	太和田・田部・村山		2	講義	○				○	
自然と生活	生活と化学	塚田		2	講義	○					
	生物学	高木		2	講義						
	環境と人間	高木		2	講義		○				
	科学史 ※			2	講義						
	数学基礎	宮澤(傳)		2	講義		○				
外国語	英語	ヒギンズ		2	演習	○				☆	
	英会話	ヒギンズ		2	演習	○		○		☆	
	ドイツ語	奥井		2	演習	○				☆	
自己表現	スポーツと健康(理論)	松本		1	講義		○	○	○		
	スポーツと健康(実技)	松本		1	実技		○	○	○		
	音楽	若原		2	講義	○					
	美術	青木(千)		2	演習		○				
キャリア	キャリアデザイン	隣谷・菱田・青木(千)	1		演習	○					
	地域社会学	武分		2	講義		○				
	基礎コミュニケーション	黒岩		2	講義	○					
	文章表現	中野		2	演習	○	○				
	地域防災	武分・高木 他		2	講義		○				
	情報処理	篠田(恵)		2	演習		○	○			
	簿記論Ⅰ	橋本		1	演習	○					
	簿記論Ⅱ	橋本		1	演習		○				
	社会貢献活動	青木(千)・三浦		1	演習		○				
計			3	47							

【科目名欄】※印：令和8年度開講せず

【免許・資格欄】○印：必修科目 ☆印：選択必修科目 △印：選択科目

幼稚園教諭二種免許状 保育士資格 介護福祉士実務者研修修了
保育士資格 選択必修科目：「外国語」のうち1科目必修

令和8年度開設 幼児教育学科科目

科目名	担当教員	単位数		授業法	1年次		2年次(予定)		免許・資格		備考
		必修	選択		前期	後期	前期	後期	幼稚園 教諭	保育士	
教職論	波多		2	講義				○	○	○	
教育学原論	奥井		2	講義	○				○	○	
保育原理	波多	2		講義	○				○	○	
社会的養護Ⅰ	隣谷		2	講義	○					○	
幼児教育実習Ⅰ	壬生	3		演習・実習	○				○		
幼児教育実習Ⅱ	波多		2	実習			○		○		
保育・教職実践演習	隣谷・菱田・青木(千)		2	演習				○	○	○	
保育実習Ⅰ	隣谷・壬生		4	実習			○			○	
保育実習指導Ⅰ	隣谷・壬生		2	演習			○			○	
保育実習Ⅱ	壬生		2	実習				○		○	保育実習Ⅱ及び 保育実習指導Ⅱ または保育実習 Ⅲ及び保育実習 指導Ⅲのいずれ か3単位を選択 必修
保育実習指導Ⅱ	壬生		1	演習				○		○	
保育実習Ⅲ	隣谷		2	実習				○		○	
保育実習指導Ⅲ	隣谷		1	演習				○		○	
子どもの保健	三浦	2		講義	○					○	
子どもの健康と安全	所澤・鈴木(栄)		1	演習			○			○	
子どもの食と栄養	高木	2		演習				○		○	
発達心理学	黒岩	2		講義	○				○	○	保育心理士科目
子ども家庭支援の心理学	菱田	2		講義		○				○	保育心理士科目
教育心理学	菱田		1	演習		○			△	○	保育心理士科目
臨床心理学	黒岩		2	演習				○		☆	ピアヘルパー科目 保育心理士科目
子ども家庭福祉	隣谷	2		講義			○			○	保育心理士科目
社会福祉	隣谷	2		講義	○					○	
子育て支援	隣谷		1	演習				○		○	保育心理士科目
児童文化	松永		2	演習				○	△	○	
音楽Ⅰ	若原・宮下・桜井・ 岡島・松島・小川		2	演習	○				○	○	
音楽Ⅱ	若原・宮下・桜井・ 岡島・松島・小川・北澤		2	演習				○	△	☆	
リトミックⅠ	山本		1	演習			○				
リトミックⅡ	山本		1	演習				○			
からだとあそび	松本		2	演習				○	○	△	自然体験活動 指導者科目
身体表現	松本		1	演習				○	△	○	
ひととのかかわり	隣谷・菱田・壬生		1	講義・演習	○				△	△	
言語表現	松永		1	演習		○			○	☆	
図画工作	青木(千)		2	演習	○				○	○	
保育の国語	松永		1	演習	○				△	☆	

【科目名欄】 ※印：令和8年度開講せず

【免許・資格欄】 ○印：必修科目 ☆印：選択必修科目 △印：選択科目

1. 幼稚園教諭二種免許状

2. 保育士資格 ・ 選択必修科目のうち、6単位以上必修

・「保育実習Ⅱ」、「保育実習指導Ⅱ」または「保育実習Ⅲ」、「保育実習指導Ⅲ」のいずれか3単位必修

令和8年度開設 幼児教育学科科目

科目名	担当教員	単位数		授業法	1年次		2年次(予定)		免許・資格		備考
		必修	選択		前期	後期	前期	後期	幼稚園教諭	保育士	
保育内容総論	波多		1	演習		○			○	○	
保育内容 (子どもと健康)	松本		1	演習	○				○	○	
保育内容 (子どもと人間関係)	壬生		1	演習		○			○	○	
保育内容 (子どもと環境)	松本		1	演習		○			○	○	
保育内容 (子どもとことば)	松永		1	演習			○		○	○	
保育内容 (子どもの表現)	若原・青木(千)		2	演習			○		○	○	
幼児理解と教育相談	菱田		2	講義			○		○	☆	ピアヘルパー科目 保育心理士科目
心理療法	菱田		2	演習				○		☆	ピアヘルパー科目 保育心理士科目
保育・教育課程総論	波多・松本		2	講義		○			○	○	
乳児保育Ⅰ	壬生・中山・ 坂上・青木(恵)		2	講義		○				○	
乳児保育Ⅱ	壬生・松永・ 菱田・若原		1	演習			○			○	
社会的養護Ⅱ	隣谷		1	演習			○			○	
特別支援教育(概論)	黒岩		2	演習			○		○	○	保育心理士科目
教育方法論	波多		2	講義			○		○	☆	
子ども家庭支援論	隣谷		2	講義		○				○	
個別支援研究	菱田		2	講義				○			保育心理士科目
個別支援実習	菱田		1	実習				○			保育心理士科目
ExpressionⅠ	波多・隣谷・青木(千)・菱田 他幼児教育学科教員		1	演習		○					
ExpressionⅡ	松永・若原・壬生・ 松本		1	演習				○			
ゼミナールⅠ			1	演習	○						
ゼミナールⅡ			1	演習				○			
卒業研究			2	演習				○			

【科目名欄】※印：令和8年度開講せず

【免許・資格欄】○印：必修科目 ☆印：選択必修科目 △印：選択科目

1. 幼稚園教諭二種免許状

2. 保育士資格 ・選択必修科目のうち、6単位以上必修

・「保育実習Ⅱ」、「保育実習指導Ⅱ」または「保育実習Ⅲ」、「保育実習指導Ⅲ」のいずれか3単位必修

幼稚園教諭二種免許状・保育士資格取得に関わる実習（幼稚園実習Ⅱ及び保育実習Ⅱ・Ⅲ）について

次に該当する者は学外実習を許可しません。

①科目に関する事項

1) 以下に示す科目の単位を取得できなかった者は幼児教育実習Ⅱを許可しない。

「教育学原論」、「保育原理」、「幼児教育実習Ⅰ」、「発達心理学」、「言語表現」、「図画工作」、「保育内容総論」、「子どもと健康」、「子どもと人間関係」、「子どもと環境」、「保育・教育課程総論」

2) 以下に示す科目の単位を取得できなかった者は保育実習Ⅱ・Ⅲを許可しない。

「教育学原論」、「保育原理」、「社会的養護Ⅰ」、「保育実習Ⅰ」、「保育実習指導Ⅰ」、「子どもの保健Ⅰ」、「発達心理学」、「教育心理学」、「社会福祉」、「図画工作」、「保育内容総論」、「子どもと健康」、「子どもと人間関係」、「子どもと環境」、「保育・教育課程総論」

②成績に関する事項

1) 前年度の定期試験（本試験、前期・後期とも）の評価に不可の教科目があり、その合計（前期不可数＋後期不可数）が履修科目全体の1／4になる者。

2) 専門科目について、前年度の定期試験（本試験）成績の平均が原則65点未満の者。

③授業の欠席に関わる事項

1) 各実習の事前指導が行われる科目（『幼児教育実習Ⅰ・Ⅱ』、『保育実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』）において、忌引き・実習・その他学校保健法に該当する事由を理由に欠席する場合以外で2回を超えて欠席した者。

④実習手続きや遂行に関わる事項

1) 当該実習の前の実習ならびに当該実習の事前・事後指導において、必要書類の不備や提出物の遅れがあり、二度目の提出期限を設けても提出の遅れや不備があった者。

⑤その他の事項

1) 実習に耐えられる心身の状態ではないと学科が判断した者。

2) 免許・資格取得希望者として、その適性を欠く以下のような者。

- ・大学の定める諸規定に違反した者。
- ・公序良俗に反する行為を行った者。
- ・各種法令に反する行為を行った者。

3) 学外実習を行う学生は、幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得を強く希望する者であること。

※以上については、幼児教育学科における学科会にてその都度判断をしていくものとする。

責任実習の実施について

幼稚園教諭二種免許状、保育士資格取得をめざす学生は、いずれかの実習中に最低一日責任実習を行うことを推奨する。

『幼児教育実習Ⅱ』及び『保育実習Ⅱ』においては、指導計画を作成した上で、一日を通してクラスの幼児を保育する「責任実習（一日実習）」を行うことが望ましい。

〔養成施設の課程を修了し、卒業および修了することで取得できる免許・資格〕
幼稚園教諭二種免許状

幼稚園、認定こども園での就職に必要な免許である。

教職論や保育原理、保育内容や表現技術、幼児の発達等について学び、幼稚園での教育実習を経て、幼児期の教育を学び、実践力を身につける。そして、幼児教育者としてふさわしい職務観について考える。

①基礎資格、修得単位等 (教育職員免許法第5条、別表第1)

第一欄	第二欄	第三欄	本学要件
免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数 教科及び教職に関する科目	
幼稚園教諭二種免許状	短期大学士の学位を有すること	31単位	2年以上在学して、62単位以上修得

②教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開設科目		
科目名	単位数	授業科目	単位数	
			必修	選択
日本国憲法	2	日本国憲法	2	
体育	2	スポーツと健康(理論)	1	
		スポーツと健康(実技)	1	
外国語コミュニケーション	2	英会話	2	
情報機器の操作	2	情報処理	2	

③教育職員免許法施行規則第2条

第一欄	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	必要単位	本学開設科目	単位数	
					必修	選択
第一欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	健康 人間関係 環境 言葉 表現 領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	12	からだとあそび	2	
				ひとつのかかわり		1
				言語表現	1	
				図画工作	2	
				身体表現		1
				保育内容総論	1	
				保育内容(子どもと健康)	1	
				保育内容(子どもと人間関係)	1	
				保育内容(子どもと環境)	1	
				保育内容(子どもとことば)	1	
保育内容(子どもの表現)	2					
第二欄	科目の基礎的理解に関する	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	6	保育原理	2	
				教職論	2	
				教育学原論	2	
				教育心理学		1
				発達心理学	2	
				特別支援教育(概論)	2	
第四欄	関する科目に	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 幼児理解の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	4	教育方法論	2	
				幼児理解と教育相談	2	
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習 教職実践演習	5	幼児教育実習Ⅰ(事前・事後指導1単位を含む)	3	
				幼児教育実習Ⅱ(事前・事後指導を含む)	2	
第六欄	大学が独自に設定		2	保育の国語		1
				児童文化		2
				音楽Ⅰ	2	
				音楽Ⅱ		2

保育士資格

保育士資格は、保育所の保育士のみでなく、児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、障害児施設等）や障害者施設、高齢者施設などの職場にも就職が可能な幅広い資格である。

様々な施設で働くために、社会福祉や養護内容、相談援助を学び、保育実習を経て、実践力を身につける。

（１）飯田短期大学保育士の養成課程に関する細則

飯田短期大学保育士の養成課程に関する細則

第1条 学則第7条の3の規定により、本学幼児教育学科を保育士養成課程とする。

第2条 保育士養成課程の定員は60名とする。

第3条 保育士養成課程を履修できる者は、入学時において学長の許可を受けかつ幼児教育学科に在籍する者に限る。

第4条 保育士養成課程の修業年限は、2年以上とする。

第5条 保育士資格を取得するためには、児童福祉法施行規則に規定された要件を充たすほか、別紙1により定める単位を履修しなければならない。

第6条 保育士養成課程への転学は認めない。但し、他の保育士養成施設の在学者であって、残余の履修科目を本学保育士養成課程において履修することが可能であると認められた者に限り転学を許可することがある。

第7条 保育士養成課程履修の認定は、所定時間について出席・試験・報告・実習・その他による成績審査に合格した者とする。

附 則

本細則は、平成21年4月1日から施行する。

平成29年4月1日一部改正。

令和3年4月1日一部改正。

令和5年4月1日一部改正。

保育士養成課程必修科目及び単位数（細則中の「別紙1」）

①基礎教養科目

本学の基礎教養科目の卒業要件をみたとすこと。

* 外国語2単位以上、体育2単位を含む基礎教養科目、10単位以上を修得。

②厚生労働省告示 別表第1に定める科目

系列	科目名	授業法	必要単位	本学開設科目	単位数	
					必修	選択
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	2	
	教育原理	講義	2	教育学原論	2	
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	2	
	社会福祉	講義	2	社会福祉	2	
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	2	
	社会的養護 I	講義	2	社会的養護 I	2	
	保育者論	講義	2	教職論	2	
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	発達心理学	2	
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	2	
	子どもの理解と援助	演習	1	教育心理学	1	
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	2	
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	2	
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	保育・教育課程総論	2	
	保育内容演習	演習	5	保育内容総論	1	
				保育内容（子どもと健康）	1	
				保育内容（子どもと人間関係）	1	
				保育内容（子どもと環境）	1	
				保育内容（子どもの表現）	2	
	保育内容の理解と方法	演習	4	音楽 I	2	
				図画工作	2	
				からだとあそび		2
				ひとつのかかわり		1
	乳児保育 I	講義	2	乳児保育 I	2	
	乳児保育 II	演習	1	乳児保育 II	1	
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	1	
	障害児保育	演習	2	特別支援教育（概論）	2	
社会的養護 II	演習	1	社会的養護 II	1		
子育て支援	演習	1	子育て支援	1		
保育実習	保育実習 I	実習	4	保育実習 I	4	
	保育実習指導 I	演習	2	保育実習指導 I	2	
演習総合	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習（幼稚園）	2	

系列	科目名	授業法	必要単位	本学開設科目	単位数					
					必修	選択				
保育の本質・目的に関する科目	}		15 単 位 以 上							
				臨床心理学		2				
				言語表現		1				
				教育方法論		2				
				幼児理解と教育相談		2				
				心理療法		2				
				音楽Ⅱ		2				
				身体表現	1					
				保育の国語		1				
保育の対象の理解に関する科目	}		15 単 位 以 上	児童文化	2					
				保育の内容・方法に関する科目						
				保育実習	保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅱ		2
					保育実習Ⅲ			保育実習Ⅲ		2
				保育実習	保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅱ		1
					保育実習指導Ⅲ			保育実習指導Ⅲ		1
				独自の科目として開設されている教科目	}			幼児教育実習Ⅰ	3	
								幼児教育実習Ⅱ		2
								リトミックⅠ		1
								リトミックⅡ		1
個別支援実習		1								
個別支援研究		2								
ExpressionⅠ		1								
ExpressionⅡ		1								
ゼミナールⅠ	1									
ゼミナールⅡ	1									
卒業研究		2								

〔指定科目の修得を要する資格〕

1. 保育心理士（二種）

保育心理士資格は、心理的支援が必要な子ども、保護者のこころに寄り添う保育の専門資格である。保育士の資格取得に加えて指定科目を履修し、資格申請を行った者は、保育心理士（二種）の資格が認定される。資格取得後は、保育心理士として、継続的な研修の機会を得ることができる。

①基礎資格	保育士資格（取得見込み）、幼稚園教諭二種免許状（取得見込み）を取得していること
②修得指定科目	「美しく生きる」、「発達心理学」、「臨床心理学」、「教育心理学」、「心理療法」、「特別支援教育（概論）」、「子ども家庭支援の心理学」、「個別支援研究」、「幼児理解と教育相談」、「子ども家庭福祉」、「個別支援実習」
③資格取得のための試験	指定科目の単位修得により資格認定される
④その他	・資格認定料2,000円を要する。

2. 准学校心理士

子ども、子どもを取り巻く保護者や教師、学校に対して、心理教育的援助サービスを行う資格。幼稚園教諭二種免許状取得者が申請をすることで取得可能。

①基礎資格	幼稚園教諭二種免許状を取得（取得見込み）していること保育士資格を取得（取得見込み）していること
②修得指定科目	保育士資格を取得（取得見込み）している者は「発達心理学」「教育心理学」「幼児理解と教育相談」「特別支援教育（概論）」の単位を必ず取得のこと
③資格取得のための試験	①②に該当すれば認定審査が受けられる。
④その他	資格認定料15,000円

3. 幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格2級（3歳児）

リトミックは、リズム遊びを通して子どもの感覚機能の発達を促し、芸術的な思考や創造性を伸ばし集中力や表現力を養う。授業では音楽を聞き即時的に身体の動きで反応する活動を経験し、3歳児（2級）のリトミックの具体的な指導法を身につける。

①基礎資格	
②修得指定科目	「リトミックⅠ」
③資格取得のための試験	指定科目の単位を修得し、認定試験に合格すること
④その他	資格認定料 リトミック1級・2級ともに11,000円（税込）ただし、1級または2級の上位級のみ認定

4. 幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格1級（4・5歳児）

リトミックは、リズム遊びを通して子どもの感覚機能の発達を促し、芸術的な思考や創造性を伸ばし集中力や表現力を養う。授業では音楽を聞き即時的に身体の動きで反応する活動を経験し、4・5歳児（1級）のリトミックの具体的な指導法を身につける。

①基礎資格	幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格2級を取得（取得見込み）していること
②修得指定科目	「リトミックⅡ」
③資格取得のための試験	指定科目の単位を修得し、認定試験に合格すること
④その他	資格認定料 リトミック1級・2級ともに11,000円（税込）ただし、1級または2級の上位級のみ認定

5. 自然体験活動指導者

自然の中で遊んだり、自然物を活用した工作に取り組んだり、土地の伝統文化や食文化に触れたり、専門的な知識と技術をもって自然体験活動の普及や振興に貢献するのが「自然体験活動リーダー」です。一定のカリキュラムを修了し、試験に合格することで全国体験活動指導者認定委員会より認定されます。長野県では、平成27年度より「信州やまほいく（信州型自然保育）認定制度」が進められていることから、幼稚園や保育所、認定こども園など幼児教育の現場からも注目されている資格の一つです。

①基礎資格	
②修得指定科目	「からだとあそび」
③資格取得のための試験	認定試験（筆記・実技）に合格すること
④その他	・全国体験活動指導者認定委員会へ「自然体験活動指導者（NEALリーダー）」の登録申請を行う。 ・資格登録料3,000円を要する。

6. ピアヘルパー

カウンセリングや関連する心理学の理論や方法について学習し、教育・福祉・保育などの実際場面人とかかわるために必要な基本的な力を身につける。

『幼児理解と教育相談』『心理療法』『臨床心理』を履習すること。

①基礎資格	
②修得指定科目	「幼児理解と教育相談」、「心理療法」、「臨床心理学」
③資格取得のための試験	認定試験に合格すること
④その他	

7. 社会福祉主事任用資格

高齢者や障害者に対して日常生活の相談指導を行う相談援助職として働くことができる資格。

指定科目（別紙参照）を修得することで卒業時に取得可能。

①基礎資格	
②修得指定科目	「社会福祉」、「子ども家庭福祉」、「心理学」、「教育学原論」、「倫理学」、「保育原理」の中から3科目以上。
③資格取得のための試験	
④その他	・社会福祉主事に関する科目を修めたことを証明する。

8. 知的障害者福祉司任用資格

知的障害者の福祉に関するさまざまな相談・指導を行う相談援助職として働くことができる資格。指定科目（別紙参照）を修得することで卒業時に取得可能。

①基礎資格	
②修得指定科目	「社会福祉」、「子ども家庭福祉」、「心理学」、「教育学原論」、「倫理学」、「保育原理」の中から3科目以上。
③資格取得のための試験	
④その他	知的障害者福祉司に関する科目を修めたことを証明する。

〔対策講座を開講している資格〕

1. 簿記検定

①基礎資格	
②修得指定科目	「簿記論Ⅰ」「簿記論Ⅱ」
③資格取得のための試験	飯田商工会議所主催の簿記検定試験に合格すること
④その他	

〔その他の資格〕

1. 介護福祉士実務者研修修了

介護福祉士国家試験受験資格を得るために必要となる研修。基礎教養科目の『介護福祉の基本』を受講すること。

研修は通信制（自宅学習とスクーリング）で、スクーリングは本学を会場とし、原則として夏期休業中に行う。

①基礎資格	特になし（ただし、初任者研修等修了者は免除科目あり）
②その他	「飯田短期大学介護福祉士実務者研修」（6ヵ月通信）を受講し、必要な科目を修了すること。

6. 看護学科 履修の手引き

看護学科では、人格の熟成、看護に必要な専門的知識・科学的思考・基本的技術、専門職としての向上心を培い、将来看護専門職として判断能力、応用能力、問題解決能力を発揮して、保健・医療・福祉の分野で貢献できる看護師の育成を目指しています。

1) 教育目的

看護師として必要な豊かな人間性と教養を備え、専門的な知識・技術・態度を身に付け、広く保健・医療・福祉の向上と発展に主体的に寄与できる人間を育成します。

2) 教育目標

- 1) 豊かな人間性とコミュニケーション能力を備え、高い倫理観と慈しみの心をもって他者と関わることのできる人間を育成します。
- 2) 科学的看護実践に必要な専門的知識、基本的技術及び生活者の健康問題を解決する資質・能力を身に付けた人間を育成します。
- 3) 保健・医療・福祉の諸課題に取り組む医療チームの一員として、主体性・協調性をもって看護師としての役割を果たし、社会に貢献できる人間を育成します。
- 4) 看護師として自らの資質・能力を評価し、自分の課題を見つけ絶えず学び続けることができる人間を育成します。

3) 看護学科の教育方針

卒業認定・学位授与の方針 (DP)

- 1) 豊かな人間性とコミュニケーション能力を備え、高い倫理観と慈しみの心をもって他者と関わることのできる学生
- 2) 科学的看護実践に必要な専門的知識、基本的技術及び生活者の健康問題を解決する資質・能力を身に付けた学生
- 3) 保健・医療・福祉の諸課題に取り組む医療チームの一員として、主体性・協調性をもって看護師としての役割を果たし、社会に貢献できる学生
- 4) 看護師として自らの資質・能力を評価し、自分の課題を見つけ絶えず学び続けることができる学生

教育課程編成・実施の方針 (CP)

- 1) 人間を理解する上で必要な基礎的な科目に加え、仏教に関連した科目等を学び、看護の対象である人間を総合的に理解できるように教育計画を編成します。
- 2) 人と関わる上で必要なコミュニケーション能力や倫理観を育むことができるように教育計画を編成します。
- 3) 看護師として必要な専門的知識・技術が身に付けられるように教育計画を編成します。
- 4) 様々な健康問題を解決する上で必要な思考力・判断力・表現力その他の能力を身に付けられるように教育計画を編成します。
- 5) 主体的・協動的に医療チームに参画し、社会貢献しようとする資質・能力を育むことができるように教育計画を編成します。
- 6) 看護師としてのあるべき姿を意識し、自ら考え課題達成に向かって努力できるよう教育計画を編成します。

入学者受入れの方針 (AP)

- 1) 他者に関心を持ち、尊重して関われる人
- 2) 看護に興味・関心があり、意欲的に学ぶことができる人
- 3) 看護を学ぶための基礎的学力を備えた人

看護学科の学修成果

1. 豊かな人間性とコミュニケーション能力を備え、高い倫理観と慈しみの心をもって他者と関わることができる
2. 科学的看護実践に必要な専門的知識、基本的技術及び、生活者の健康問題を解決する資質・能力を身に付けている
3. 保健・医療・福祉の諸課題に取り組む医療チームの一員として、主体性・協調性をもって看護師としての役割を果たし、社会に貢献できる
4. 看護師として自らの資質・能力を評価し、自分の課題を見つけ絶えず学び続けることができる

看護学科の学修成果評価方法

看護学科が掲げるディプロマ・ポリシーの到達目標の達成及び、達成可能なカリキュラム編成になっているかを以下の基準で評価します。

1. GPAの状況・各科目の成績評価状況（GPAによる評価と各科目の評価を必要に応じて使い分けて評価するものとする）
2. 国家試験合格状況
3. 卒業研究における研究過程および成果
4. 学修成果ルーブリック評価

4) 学科の特色

●オリジナルテキストによる「伝える力」のサポート

看護には「伝える力」が必要です。聴く・読む・調べる・書くことのコツをまとめたテキストを活用して、「伝える力」を身につけるようにサポートします。

●きめ細やかな個別支援

1・2年生にはクラスアドバイザーに加えて、少人数の学生を受け持つ担当教員がおり、学習や生活の相談などきめ細やかな個別支援ができるようにしています。また3年生のゼミナールでは、卒業研究、就職など多岐にわたりゼミ教員が関わります。

●実習先での教員指導

実習先に教員も同行し、授業で習得した知識を活用して患者さんの個性を考えた看護が実践できるよう指導しています。

●グループワークを通じてコミュニケーション力を高める

授業等においてグループワークを取り入れ、仲間と協力しながら課題に取り組むことを通じて学び合い、コミュニケーション力を高めます。

●専攻科進学でさらなるステップアップ

看護学科卒業後、保健師養成の「専攻科地域看護学専攻」と助産師養成の「専攻科助産学専攻」へ進学ができます。地域看護学専攻は保健師国家試験受験資格、助産学専攻は助産師国家試験受験資格が得られ、さらに、所定の単位取得と試験審査の合格を経て学士（看護学）を取得することができます。

本学卒業予定者については、専攻科への入学金が免除になります。

5) 免許・資格一覧

取得できる免許・資格

- ①看護師国家試験受験資格 ②保健師・助産師学校の受験資格 ③養護教諭養成課程の受験資格

※各免許、資格取得のための指定科目は、学生便覧の開講表で確認すること

6) 就職について

看護師として、多くの病院・施設で活躍することができます。

7) 専攻科進学及び他大学への編入学について

本学科を卒業し、さらに専門的で高度な知識を学びたい人には、本学専攻科（地域看護学または助産学）、あるいは他大学の3年次編入の道が開かれています。

令和8年度開設 看護学科科目

区分	科目名	担当教員	単位数		授業法	時間	1年次		2年次(予定)		3年次(予定)	
			必修	選択			前期	後期	前期	後期	前期	後期
基礎分野	美しく生きる	高松	2		講義	30	○					
	ビハーラ・ケア論	鳥居	2		講義	30			○			
	哲学	奥井		2	講義	30	○					
	心理学	黒岩		2	講義	30		○				
	倫理学 ※	奥井		2	講義	30		○				
	発達心理学	坂上	1		講義	15	○					
	音楽	若原		2	講義	30	○					
	日本国憲法	長谷川		2	講義	30		○				
	教育学	奥井		2	講義	30		○				
	数学基礎	宮澤(傳)		2	講義	30		○				
	化学	塚田		2	講義	30	○					
	統計学	伊藤(信)		2	講義	30				○		
	環境科学	高木		2	講義	30		○				
	基礎英語Ⅰ	ヒギンス	1		演習	30	○					
	基礎英語Ⅱ	ヒギンス		1	演習	30		○				
	英語購読	ヒギンス・奥井	1		演習	30			○			
	英会話Ⅰ	ヒギンス		1	演習	30			○			
	英会話Ⅱ	ヒギンス		1	演習	30				○		
	ドイツ語	奥井		1	演習	30	○					
	体育実技	高野	1		実技	30	○					
	キャリアデザイン	神澤 他	2		演習	30	○					
	地域社会学	武分 他		2	講義	30	○					
	基礎コミュニケーション	坂上		2	講義	30	○					
	文章表現	中野		2	演習	30		○				
地域防災	武分・高木 他		2	講義	30		○					
情報処理	篠田(恵)	1		演習	30	○						
社会貢献活動	矢澤(玲)・三浦		1	演習	30				○			
	計		11	33	(15単位以上)							
専門基礎分野	人体構造機能学Ⅰ	鈴木・山下	1		講義	30	○					
	人体構造機能学Ⅱ	神澤 他	1		講義	30	○					
	人体構造機能学Ⅲ	矢澤(玲)・杉山 他	1		講義	30	○					
	臨床生化学	高木	1		演習	30	○					
	栄養学	岩瀬	1		演習	30		○				
	薬理学	吉澤(忍)	1		講義	30		○				
	微生物学・感染症学	野上	1		講義	30		○				
	病理・病態生理学	三浦(大)・上條	1		講義	30		○				
	病態・疾病治療論Ⅰ	片桐 他	1		講義	30		○				
	病態・疾病治療論Ⅱ	橋・平井・細田	1		講義	30			○			

【科目名欄】※印: 令和8年度開講せず

集: 集中講義 ▲印: 臨地実習

令和8年度開設 看護学科科目

区分	科目名	担当教員	単位数		授業法	時間	1年次		2年次(予定)		3年次(予定)	
			必修	選択			前期	後期	前期	後期	前期	後期
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 専門基礎分野	病態・疾病治療論Ⅲ	小林(睦)・吾川 他	1		講義	30			○		
		病態・疾病治療論Ⅳ	白簀・瀬口・杉山	1		講義	30			○		
		放射線医学	武井	1		講義	15			○		
		麻酔科学	山田	1		講義	15			○		
		臨床検査	實原	1		講義	15			○		
		リハビリテーション概論	林(忠)	1		講義	15			○		
		小計		16								
	健康支援と社会保障制度	公衆衛生学	松岡	2		講義	30				○	
		社会福祉学	武分	1		講義	30		○			
		臨床心理学	黒岩	1		講義・演習	15				○	
		関係法規	巖田	1		講義	15			○		
		保健医療福祉論	武分	1		講義	30				○	
		小計		6								
基礎看護学	看護学概論	矢澤(玲)・鈴木(真)・代田	1		講義	30	○					
	看護倫理	塩澤・服部	1		講義	15	○					
	コミュニケーション論	下島(浩)・鈴木(真)・田中(敦)	1		講義	30	○					
	基礎看護技術論Ⅰ	田中(敦)・下島・鈴木(真)	1		講義・演習	30	○					
	基礎看護技術論Ⅱ	下島(浩)・田中(敦)・鈴木(真)	1		講義・演習	30	○					
	基礎看護技術論Ⅲ	田中(敦)・鈴木(真)	1		講義・演習	30		○				
	基礎看護技術論Ⅳ	鈴木(真)・田中(敦)	1		講義・演習	30		○				
	基礎看護技術論Ⅴ	田中(敦)・鈴木(真)	1		講義・演習	30			○			
	臨床看護総論Ⅰ	田中(敦)・鈴木(真)	1		講義	30		○				
	臨床看護総論Ⅱ	鈴木(真)・田中(敦)・下島	1		講義	30			○			
	臨床看護総論Ⅲ	鈴木(真)・田中(敦)	2		講義	30				○		
	基礎看護学実習Ⅰ	田中(敦)・鈴木(真)	1		実習	45		▲				
	基礎看護学実習Ⅱ	田中(敦)・鈴木(真)	2		実習	90				▲		
	小計		15									
	地域・在宅看護論	地域の暮らしを支える看護	神澤 他	2		講義・演習	30		○			
家族看護学		岩崎・北林	2		講義	30		○				
地域・在宅看護論Ⅰ		遠山	1		講義・演習	30			○			
地域・在宅看護論Ⅱ		遠山 他	1		講義・演習	30				○		
暮らしの実習		神澤・遠山	1		実習	45		▲				
地域・在宅看護論実習		遠山	2		実習	90					▲	
小計			9									

【科目名欄】※印：令和8年度開講せず
 集：集中講義 ▲印：臨地実習

令和8年度開設 看護学科科目

区分	科目名	担当教員	単位数		授業法	時間	1年次		2年次(予定)		3年次(予定)	
			必修	選択			前期	後期	前期	後期	前期	後期
成人看護学	成人保健論	服部・平井	2		講義	30		○				
	成人臨床看護論Ⅰ	平井・會川	1		講義・演習	30			○			
	成人臨床看護論Ⅱ	服部・寺山・會川	1		講義・演習	30				○		
	成人臨床看護論Ⅲ	寺山・服部・會川	1		講義・演習	30			○			
	成人臨床看護論Ⅳ	會川・服部・寺山	1		講義・演習	30				○		
	成人臨床看護論Ⅴ	平井・服部・會川	1		講義・演習	30				○		
	成人看護学実習	服部・平井・寺山・會川	4		実習	180						▲
小計			11									
老年看護学	老年保健論	矢澤(玲)	2		講義	30		○				
	老年臨床看護論Ⅰ	矢澤(玲)	1		講義	30			○			
	老年臨床看護論Ⅱ	矢澤(玲)	1		講義	30				○		
	老年看護学実習	矢澤(玲)	4		実習	180						▲
小計			8									
小児看護学	小児保健論	神澤	2		講義	30		○				
	小児臨床看護論Ⅰ	萩元	1		講義	30			○			
	小児臨床看護論Ⅱ	神澤	1		講義	30				○		
	小児看護学実習	神澤	2		実習	90						▲
小計			6									
母性看護学	母性保健論	西村	2		講義	30		○				
	母性臨床看護論Ⅰ	塩澤	1		講義・演習	30			○			
	母性臨床看護論Ⅱ	塩澤・中山	1		講義・演習	30				○		
	母性看護学実習	塩澤・中山	2		実習	90						▲
小計			6									
精神看護学	精神保健論	嵐田・岩崎	2		講義	30		○				
	精神臨床看護論Ⅰ	嵐田・岩崎	1		講義	30			○			
	精神臨床看護論Ⅱ	嵐田・岩崎	1		講義	30				○		
	精神看護学実習	嵐田	2		実習	90						▲
小計			6									
看護の統合と実践	看護管理	嵐田・代田	1		講義	30				○		
	看護研究	塩澤 他	1		演習	30				○		
	ゼミナール(卒業研究)	学科教員	2		演習	90					○	
	統合実習	服部・中山・矢澤(玲)	3		実習	135						▲
小計			7									
総合計			101	33								

【科目名欄】 ※印：令和8年度開講せず
 集：集中講義 ▲印：臨地実習

(105単位以上)

進級および実習の履修要件

一定の成績に達しない場合、進級や実習の履修ができないことがあります。

(1) 留年について（図・単位認定の考え方参照）

① 1年次留年に該当するのは、以下の場合は、

- 『基礎看護学実習Ⅰ』『暮らしの実習』が単位不認定である場合
- 欠席オーバー・試験放棄が1科目以上ある場合
- 不合格（不可）科目が5科目以上ある場合

※試験放棄は、次年度において当該科目を「試験のみ」で履修登録できない。

※ただし、卒業要件に差し障りのない選択科目についてはこれに該当しない。

② 2年次留年に該当するのは、以下の場合は、

- 『基礎看護学実習Ⅱ』が単位不認定である場合
- 欠席オーバー・試験放棄が1科目以上ある場合
- 不合格（不可）科目が3科目以上ある場合

※試験放棄は、次年度において当該科目を「試験のみ」で履修登録できない。

※ただし、卒業要件に差し障りのない選択科目についてはこれに該当しない。

(2) 1、2年次の単位不認定科目の再履修については、以下の通りです。

- ①欠席オーバー・試験放棄科目の履修を優先する。
- ②留年に該当した学生は、在籍する学年の配当科目を全て聴講することが望ましい。
- ③不合格科目が4科目以下で2年次に進級した学生の再履修については、1年次の不合格科目が2年次の配当科目と時間割上重なった場合、2年次の配当科目を履修する。その際、1年次の不合格科目で出席できなかった再履修科目は、一度履修していることを考慮し、特別措置として出席を免除して定期試験の受験を認める。
- ④2年次留年に該当した学生は、1年次の不合格科目が2年次の不合格科目と時間割上重なった場合、どちらか一方を選んで履修する。その際、不合格科目で出席できなかった再履修科目については、特別措置として出席を免除して定期試験の受験を認める。
- ⑤不合格科目が2科目以下で3年次に進級した学生の再履修については、特別措置として出席を免除して定期試験の受験を認める。

(3) 実習の履修要件は、以下の通りです。

【基礎看護学実習Ⅱ】

2年次前期の成績発表の時点で、以下の2つの要件を満たしていること

①2年次留年が決まっていないこと

※1年次後期の不合格科目が3つ以上ある場合は、2年次留年決定者に該当する。

②専門分野「基礎看護学」に属する科目がすべて合格していること

【統合実習】

3年次領域別実習の単位不認定科目がないこと

(4) 実習の再履修日程について

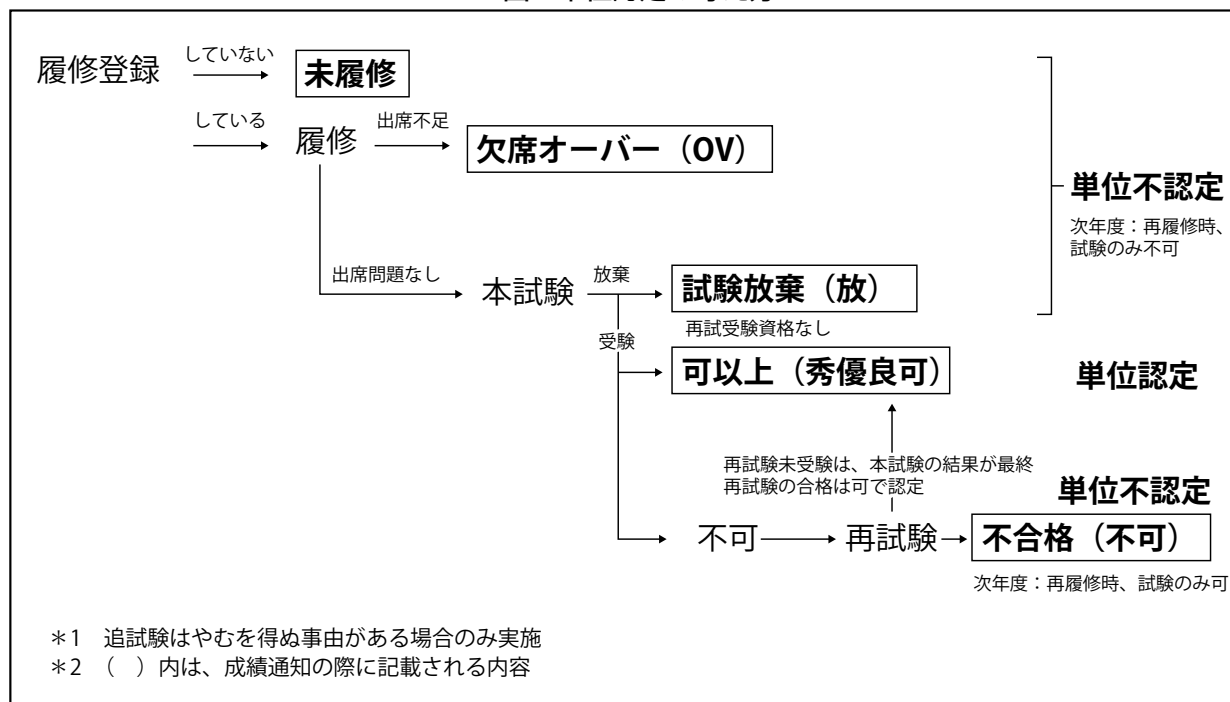
3年次、再履修する実習の日程は、再履修の学生数、再履修単位数、実習場所等の条件により個々に異なる。

〔その他の資格〕

1. 介護予防運動指導員

①基礎資格	看護師免許証を取得（取得見込み）していること
②その他	・飯田短期大学公開講座「介護予防運動指導員養成講座」を受講し、修了試験に合格すること。

図：単位認定の考え方



7. 専攻科 地域看護学専攻 履修の手引き

地域看護学専攻では、地域に生活する人々の健康を支える保健師として、質の高い公衆衛生看護を提供するために必要な知識・技術を身につけます。保健師養成を柱に、希望者には養護教諭二種免許状取得のためのカリキュラムも準備しています。

1) 教育目的

- 1) 人間の生老病死に寄り添う保健師にふさわしい豊かな人間性及び教養を養います。
- 2) 保健師として必要な知識・技術・態度を身に付け、広く保健・医療・福祉の向上と発展に寄与することができる人間を育成します。

2) 教育目標

- 1) 自己の生死観・健康観・看護観を深め、人々の生き方を尊重できる倫理観を備えた人間を育成します。
- 2) 地域の人々が自らの健康を自主的に保持増進するにあたって、多様な社会資源を活用するための主体的な支援者として資質・能力を備えた人間を育成します。
- 3) 公衆衛生看護の視点から地域の健康課題を予測・解決するために常に研究と修養に励む意欲と態度を備えた人間を育成します。

3) 地域看護学専攻の教育方針

卒業認定・学位授与の方針 (DP)

- 1) 自己の生死観・健康観・看護観を深め、人々の生き方を尊重できる倫理観を備えた学生
- 2) 地域の人々が自らの健康を自主的に保持増進するにあたって、多様な社会資源を活用するための主体的な支援者として資質・能力を備えた学生
- 3) 公衆衛生看護の視点から地域の健康課題を予測・解決するために常に研究と修養に励む意欲と態度を備えた学生

教育課程編成・実施の方針 (CP)

- 1) 個人の生活史を尊重し、予防的視点に立った保健指導を行うことのできる知識・技術・態度を養うための教育計画を編成します。
- 2) 個人と地域との健康課題が連動しているという視点を持ち、地域全体の健康づくりの実現を目指す探求能力を育成するための教育計画を編成します。
- 3) 公衆衛生看護活動の展開に必要となる地域住民及び関係者との連携・協働を実践的に学ぶための教育計画を編成します。
- 4) 保健師としての自己実現に向けて継続的に学びつづける基礎を培うための教育計画を編成します。

入学者受入れの方針 (AP)

- 1) 保健予防活動に興味・関心があり、意欲的に学ぶことができる人
- 2) 公衆衛生看護を学ぶための看護と統計の基礎的知識を備えた人
- 3) 様々な人とのよりよい人間関係を自ら築こうとすることができる人

専攻科地域看護学専攻の学修成果

1. 自己の生死観・健康観・看護観を深め、人々の生き方を尊重できる倫理観を備えている
2. 地域の人々が自らの健康を自主的に保持増進するにあたって、多様な社会資源を活用するための主体的な支援者として資質・能力を備えている
3. 公衆衛生看護の観点から地域の健康課題を予測・解決するために常に研究と修養に励む意欲と態度を備えている

専攻科地域看護学専攻の学修成果評価方法

地域看護学専攻が掲げるディプロマ・ポリシーの到達目標の達成度及び、達成可能なカリキュラム編成になっているかを以下の基準で評価します。

1. GPAの状況・各科目の成績評価状況（GPAによる評価を各科目の成績評価状況を必要に応じて使い分けて評価するものとする）
2. 公衆衛生看護学実習に課せられたレポート等の記録物（公衆衛生看護学実習は科目であるため1.の基準で評価を行うことを基本とするが、この2.は科目担当教員以外の視点による評価を含むものとする）
3. 保健師国家試験合格・養護教諭二種免許状取得の状況

4) 専攻の特色

●「現場の今」を体感できる授業と充実した実習内容

時代の流れに沿って変化する地域の人々の健康課題への対応に迫られる「現場の今」を体感するため、現任保健師をはじめとした様々な関連職種の方々から学ぶことのできる講義・実習を数多く取り入れています。特に市町村での実習は、保健師の1日の活動に長期間密着して、その実際を体験・学習できる実習形態をとっています。

●少人数制で行う授業と実習

少人数制の中で、専任教員によるきめ細やかな個人指導やグループ指導を行います。また、クラスの人数が少ないことで、同じ目標を持った学生同士、そのつながりを深めていくことを目指しています。

●主体性を養う個人ワークと豊富なグループワーク

家庭訪問・健康教育・研究などの個々で取り組む課題が随時複数並行して提示され、それぞれの期限を考慮して優先順位を考えながら自ら計画を立て取り組んでいきます。それにより、現場で求められる複数の業務展開に主体的かつ計画的に取り組むことのできる実践力を身につけることを目指します。また、授業で多く展開されるグループワークにより、互いに切磋琢磨しグループ・ダイナミクスが向上する経験を重ね、集団の中で自らが主体的に役割を果たす力が養われることを目指しています。

5) 免許・資格一覧

取得できる免許・資格

保健師国家試験受験資格、第一種衛生管理者免許、養護教諭二種免許状

○保健師国家試験受験資格

修了に必要な単位を全て取得した後、保健師国家試験受験資格が得られます。

○第一種衛生管理者免許

労働者の健康障害を防止するための作業環境管理・作業管理・健康管理、労働衛生教育の実施、健康の保持増進をする仕事です。保健師免許を取得後、申請を行うことで取得できます。住所地の労働局等で手続きができます。

○養護教諭二種免許状

養護教諭に関わる単位（『日本国憲法』『体育』『外国語コミュニケーション』『情報機器の操作』）を当専攻科もしくはそれ以前に取得し、保健師国家試験合格後に住所地の都道府県教育委員会に申請を行うことによって得られます。

6) 学位の取得について

本専攻科は大学評価・学位授与機構の認定を受けた課程です。当専攻科所定の単位を取得後、大学評価・学位授与機構へレポートを提出し、試験審査に合格することで、「学士（看護学）」を取得できます。

7) 就職について

地域で生活する住民には様々な健康課題があります。その中で全てのライフステージの住民の疾病予防や健康の保持・増進のためにさまざまな保健活動を行う保健師は、毎年多くの都道府県、市町村で募集があります。また、各種健康センター、産業保健分野等、保健師は多様な機関からの募集があります。その多くは各機関のホームページに掲載されますが、掲示期間が短い場合もありますので、積極的に情報収集をして就職活動に取り組んでいきましょう。

令和8年度開設 専攻科 地域看護学専攻科目

	科目名	担当教員	単位数		時間	授業法	履修期間	
			必修	選択			前期	後期
専門教育科目	公衆衛生看護学概論	代田	2		30	講義	○	
	公衆衛生看護技術論Ⅰ	木下・青木(恵)	1		15	講義・演習	○	
	公衆衛生看護技術論Ⅱ	木下・青木(恵)	2		30	講義・演習	○	
	健康生活論	木下・友竹・新海・青木(恵)	2		30	講義	○	
	産業保健活動論	山田(恭)・木下	1		15	講義・演習		○
	学校保健活動論	澤田	1		15	講義・演習	○	
	母子公衆衛生看護活動論	北林・木下・新海・佐野	2		45	講義・演習	○	
	成人公衆衛生看護活動論	代田・青木(恵)	2		30	講義	○	
	高齢者公衆衛生看護活動論	木下・岩瀬	2		30	講義	○	
	精神公衆衛生看護活動論	岩崎	2		30	講義	○	
	公衆衛生看護管理論	代田	1		30	講義・演習		○
	疫学	北山・吉川	2		30	講義	○	
	保健統計学Ⅰ	宮澤・三浦	1		30	講義・演習	○	
	保健統計学Ⅱ	北山・秋山	2		60	演習		○
	保健医療福祉行政論Ⅰ	武分・松岡	2		30	講義		○
	保健医療福祉行政論Ⅱ	隣谷・木下	2		45	講義・演習		○
	公衆衛生看護学実習	代田・木下・青木(恵)	7		315	実習		○
	公衆衛生看護学研究Ⅰ	三浦・代田・木下	1		30	講義・演習	○	
公衆衛生看護学研究Ⅱ	三浦・代田・木下		2	60	演習		○	
基礎教養科目	日本国憲法	長谷川		2*	30	講義		○
	体育	高野・三浦		2*	45	講義・実技	○	
	英会話	ヒギンス		2*	30	演習	○	
	情報処理演習	篠田(恵)		2*	30	演習	○	
	仏教的ターミナルケア論	鳥居		1	15	講義	○	
計			35	11				

【単位数欄】 *印：養護教諭二種免許状取得に必要な科目

(35単位以上)

〔指定科目の修得を要する資格〕

1. 養護教諭二種免許状（地域看護学専攻）

養護教諭に関わる単位（『日本国憲法』『体育』『外国語コミュニケーション』『情報機器の操作』）を当専攻科もしくはそれ以前に取得し、保健師国家試験合格後に住所地の都道府県教育委員会に申請を行うことによって得られます。

①基礎資格	保健師免許証を取得していること
②修得指定科目	「日本国憲法」、「体育」、「英会話」、「情報処理演習」
③資格取得のための試験	
④その他	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師免許を取得後、住所地の都道府県教育委員会に申請を行う。 ・本学看護学科から地域看護学専攻へ進学した学生で、看護学科開設科目の「日本国憲法」、「情報処理」、「英会話ⅠⅡ」を修得した場合には、指定科目にあてることができる。ただし、「体育」は履修すること。

〔その他の資格〕

1. 第一種衛生管理者免許

労働者の健康障害を防止するための作業環境管理・作業管理・健康管理、労働衛生教育の実施、健康の保持増進をする仕事です。保健師免許を取得後、申請を行うことで取得できます。住所地の労働局等で手続きができます。

①基礎資格	保健師免許証を取得していること
②その他	・保健師免許を取得後、労働基準局（県）に申請を行うことで取得できる。

2. 介護予防運動指導員

①基礎資格	看護師免許証を取得（取得見込み）していること
②その他	・飯田短期大学公開講座「介護予防運動指導員養成講座」を受講し、修了試験に合格すること。

8. 専攻科 助産学専攻 履修の手引き

助産学専攻では、女性とその家族が新しい命を産み、育てていくことができるように支える役割や支援が行えるように知識・技術を身につけます。また、女性のライフサイクルにおける課題への援助を学びます。

1) 教育目的

- 1) 人間の生老病死に寄り添う助産師にふさわしい豊かな人間性及び教養を養います。
- 2) 助産師として必要な知識・技術・態度を身に付け、広く保健・医療・福祉の向上と発展に寄与することができる人間を育成します。

2) 教育目標

- 1) いのちの尊厳を重んじ、個人を尊重する高い倫理観を備えた人間を育成します。
- 2) 母子保健を中心として、多様な生き方を支援するための専門的な知識・技術・態度を身に付け、健康の保持増進に主体的に貢献・寄与することができる教養豊かな人間を育成します。
- 3) 助産師としての資質・能力を維持向上させるために、常に研究と修養に励む意欲と態度を備えた人間を育成します。

3) 助産学専攻の教育方針

卒業認定・学位授与の方針 (DP)

- 1) いのちの尊厳を重んじ、個人を尊重する高い倫理観を備えた学生
- 2) 母子保健を中心として、多様な生き方を支援するための専門的な知識・技術・態度を身に付け、健康の保持増進に主体的に貢献・寄与することができる教養豊かな学生
- 3) 助産師としての資質・能力を維持向上させるために、常に研究と修養に励む意欲と態度を備えた学生

教育課程編成・実施の方針 (CP)

- 1) 助産援助に必要な確かな知識・技術・態度を基盤とした援助の展開を習得するための教育計画を編成します。
- 2) 地域社会の実情と諸問題を理解し、適切な助産援助の展開を習得するため教育計画を編成します。
- 3) 助産援助の展開において関係者との連携・協働の必要性を理解し、その方法を習得するための教育計画を編成します。
- 4) 助産師としての自己実現に向けて継続的に学びつづける基礎を培うための教育計画を編成します。

入学者受入れの方針 (AP)

- 1) 助産学を学ぶための看護の基礎的知識と実践能力を備えた人
- 2) 助産学を意欲的に学ぶことができる人
- 3) 女性及び家庭に起こりうる諸問題に関心を持ち、その支援に意欲的に携わることができる人

専攻科助産学専攻の学修成果

1. いのちの尊厳を重んじ、個人を尊重する高い倫理観を備えている
2. 母子保健を中心として、多様な生き方を支援するための専門的な知識・技術・態度を修得し、健康の保持増進に主体的に貢献・寄与することができる
3. 助産師としての資質・能力を維持向上させるため、研究と修養に主体的に取り組むことができる

専攻科助産学専攻の学修成果評価方法

専攻科助産学専攻が掲げるディプロマ・ポリシーの到達目標の達成度および、達成可能なカリキュラム編成になっているかを以下の基準で評価します。

1. GPAの状況・各科目の成績評価状況（GPAによる評価と各科目の評価を必要に応じて使い分けて評価するものとする）
2. 助産師国家試験合格状況
3. 卒業研究における成果発表

4) 専攻の特色

●少人数で行う授業や演習

授業や演習を少人数で行うことにより、学生一人一人の理解度が増し、知識・技術を習得しやすくなります。

●チーム力を養うグループワークや実習に必要な学習内容

学生全員がチームとなって、いろいろな課題や演習などを行っていきます。両親学級の企画や沐浴・退院指導案の作成を学生が協力して行い、実際に妊産褥婦に対して実施します。そのような経験の中でチームの一員として必要な力を学習していきます。

●実習しやすい環境ときめ細やかな実習体制

教員と実習病院の指導者が密に連携し、実習が円滑に行えるようにしています。分娩介助実習では、経験豊富な病院スタッフより十分にアドバイスを受けながら分娩介助や援助を実施できます。日中の実習時には教員が同行しているため、いつでも相談に応じることができます。

5) 免許・資格一覧

取得できる免許・資格

助産師国家試験受験資格、受胎調節実地指導員

○助産師国家試験受験資格

修了に必要な単位を全て取得した後、助産師国家試験受験資格が得られます。

○受胎調節実地指導員

要件を満たして修了した後、保健所に申請を行うことで各県から受胎調節実地指導員の認定書が交付されます。

6) 学位の取得について

本専攻科は大学評価・学位授与機構の認定を受けた課程です。当専攻科所定の単位を取得後、大学評価・

学位授与機構へレポートを提出し、試験審査に合格することで、「学士（看護学）」を取得できます。

7) 就職について

全員が病院の助産師として就職しています。少子化や産婦人科の減少が話題になっていますが、助産師が活躍する場所は多く、まだまだ人材が求められています。出産の援助だけでなく、地域においても子育ての悩みを持つ母親への支援などが期待されています。

令和8年度開設 専攻科 助産学専攻科目

	科目名	担当教員	単位数		時間	授業法	履修期間	
			必修	選択			前期	後期
専門教育科目	基礎助産学Ⅰ	西村	1		15	講義	○	
	基礎助産学Ⅱ	西村	1		30	講義・演習	○	
	基礎助産学Ⅲ	矢崎	1		30	講義	○	
	基礎助産学Ⅳ	小池	1		30	講義	○	
	基礎助産学Ⅴ	伊藤（か）	1		30	講義	○	
	助産診断・技術学Ⅰ	西村	2		30	講義・演習	○	
	助産診断・技術学Ⅱ	西村	2		30	講義・演習	○	
	助産診断・技術学Ⅲ	池田	2		30	講義	○	
	助産診断・技術学Ⅳ	中山	2		30	講義・演習	○	
	助産診断・技術学Ⅴ	西村・塩澤	2		30	講義・演習	○	
	地域母子保健	塩澤	2		30	講義・演習	○	
	助産管理	西村	2		30	講義	○	
	助産学実習A	西村・塩澤	3		135	実習	○	
	助産学実習B	西村・塩澤・中山	8		360	実習		○
	地域母子保健実習	西村・塩澤	1		45	実習		○
	助産学研究A	西村・塩澤	1		30	講義・演習	○	
	助産学研究B	西村・塩澤		2	60	講義・演習		○
	周産期栄養学	新海	1		15	講義・演習	○	
	助産援助論	西村・塩澤	1		30	講義・演習		○
	小児発達論	塩澤・伊藤（か）	1		15	講義	○	
基礎教養科目	仏教的ターミナルケア論	鳥居		1	15	講義	○	
	情報処理	篠田（恵）		1	15	講義・演習	○	
計			35	4				

(35単位以上)

〔その他の資格〕

1. 受胎調節実地指導員

要件を満たして終了した後、保健所に申請を行うことで各県から受胎調節実地指導員の認定書が交付されます。

①基礎資格	助産師免許証を取得していること
②その他	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県知事より受胎調節実地指導員認定講習を実施する施設として認定されている。 ・助産師免許を取得後、保健所に申請を行うことで各県から認定書が交付される。

2. 介護予防運動指導員

①基礎資格	看護師免許証を取得（取得見込み）していること
②その他	<ul style="list-style-type: none"> ・飯田短期大学公開講座「介護予防運動指導員養成講座」を受講し、修了試験に合格すること。

9. 専攻科 養護教育専攻 履修の手引き

養護教諭としてさらなるステップアップを図るため、より専門的な知識や技術を学び、2年間をとおして教育者としての感性を磨きながら、養護教諭一種免許状の取得を目指します。

1) 教育目的

養護教諭の使命を自覚した、豊かな人間性と創造力をもつ人間を育成します。

2) 教育目標

- 1) 教育者として豊かな人間性と創造力を備えた人間を育成します。
- 2) 養護教諭として高度な専門知識・技能・態度を備えた人間を育成します。
- 3) 学校教育の発展・向上に寄与できる課題解決能力を育みます。

3) 養護教育専攻の教育方針

卒業認定・学位授与の方針(DP)

- 1) 教育者として豊かな人間性と創造力を備えた学生
- 2) 養護教諭として高度な専門知識・技能・態度を備えた学生
- 3) 学校教育の発展・向上に寄与できる課題解決能力を備えた学生

教育課程編成・実施の方針(CP)

学校現場が求める養護教諭に必要な高度な知識・技能・態度を身に付けることができる教育計画を編成します。

入学者受入れの方針(AP)

- 1) 児童生徒等の健康や教育に興味があり、養護教諭の専門性を向上させたいと考える人
- 2) 生活科学専攻での学びをさらに深化させることにより、養護教諭の専門性を向上させたいと考える人

養護教育専攻の学修成果

1. 教育者としての豊かな人間性と創造性を備えている
2. 養護教諭としての高度な専門知識・技能・態度を備えている
3. 学校教育の発展・向上に寄与できる課題解決能力を備えている

専攻科養護教育専攻の学修成果評価方法

養護教育専攻が掲げるディプロマ・ポリシーの到達目標の達成度及び、達成可能なカリキュラム編成になっているかを以下の基準で評価します。

1. GPA の状況・各科目の成績評価状況（GPA による評価と各科目の成績評価状況とを必要に応じて使い分けて評価するものとする）
2. 免許授与や学位授与状況・各科目の成績評価状況（免許及び学位の授与状況と各科目の成績評価状況とを必要に応じて使い分けて評価するものとする）
3. 修了研究発表におけるパフォーマンス（各科目担当教員を中心として全教員の視点により評価するものとする）

4) 専攻の特色

●教育者として活躍できる高い専門性

心身の健康に関する専門的知識と技術を身に付け、それらを学校保健、学校教育に活用する能力と健康増進の教育者としての意識を育てます。

●教育現場での実践的な学び

子どもや保健室の仕事の理解を深めることを目的に、ボランティア活動など小中学校の現場での学びを多く取り入れています。教育現場の課題と向き合うことで養護教諭としての資質を高めることができます。

5) 免許・資格一覧

取得できる免許・資格
養護教諭一種免許状、メディックファーストエイド、自然体験活動指導者

6) 学位の取得について

所定の単位を修得後、大学評価・学位授与機構へレポートを提出し、試験審査に合格することで4年制大学卒業と同等の学位である「学士（教育学）」が得られます。

7) 就職について

養護教諭としての採用を目指すために都道府県の採用試験を受験します。その他に私立学校の正規採用としての道も開かれています。

令和8年度開設 専攻科 養護教育専攻科目

	科目名	担当教員	授業法	単位数		1年次		2年次(予定)	
				必修	選択	前期	後期	前期	後期
専 門 教 育 科 目	衛生学研究	松岡	講義	2			○		○
	予防医学研究 ※	松岡	講義	2			○		○
	学校保健研究 ※	澤田	講義	2		○			
	養護学研究 ※	澤田	講義	2		○		○	
	教育臨床心理学研究	坂上	講義		2		○		
	ヘルス・カウンセリング研究	澤田	演習	2			○		○
	栄養学研究	岩瀬	講義	2		○		○	
	解剖生理学研究	水上	講義	2			○		○
	人体構造機能論Ⅰ	新宮・三浦	講義		2	4 単位以上 選択必修	○		○
	人体構造機能論Ⅱ ※	新宮	講義		2				
	病態生理論 ※	水上	講義		2			○	
	免疫学研究	野上	講義	2			○		○
	薬理学研究 ※	吉澤(忍)	講義	2			○		○
	精神保健研究 ※	岩崎	講義	2		○		○	
	救急処置演習 ※	三浦	演習	2		○		○	
	臨床診断実習	三浦・坂上	実習	1		○			
	看護学特論 ※	武分	演習	2			○		○
	小児看護論	三浦	講義	2		○		○	
	成人看護論	服部・平井	講義	2			○		○
	教育職の研究	中井	講義	2		○			
	教育基礎論	奥井	講義	2		○			
	教育制度研究 ※	奥井	講義	2		○		○	
	学校教育心理学 ※	向田	講義	2			夏季集中		夏季集中
	教育課程研究	中井	講義	2			○		○
	教育方法の研究 ※	中井	講義	2			○		○
	道徳教育・特別活動研究	奥井	講義	2		○		○	
	生徒指導・教育相談論	黒岩	講義	2			○		
	教職総合ゼミ ※	奥井	演習	2		○		○	
	養護特別実習	澤田・小平	実習	1					○
	特別実習指導	安富	演習	2					○
	教職実践演習(養護教諭)	澤田・稲川	演習	2					○
	保健統計演習	宮澤	演習	2			○		
	特別支援教育研究	黒岩	講義	2		○		○	
	健康教育研究	澤田	演習	2		○		○	
ファーストエイド演習 ※	齋藤	演習		1		集		集	
青少年体験活動演習	齋藤	演習		1		集		集	
修了研究Ⅰ	澤田・安富・三浦	演習	2		○				
修了研究Ⅱ	澤田	演習	2			○			
修了研究Ⅲ	澤田	演習	2				○		
計				64	10				

【科目名欄】 ※印：令和8年度開講せず

集：集中講義

〔養成施設の課程を修了し、卒業および修了することで取得できる免許・資格〕

養護教諭一種免許状

子どもと教職員の健康管理をはじめ応急処置、健康教育をして健康相談活動などを担う専門職。

養護教諭二種免許状取得者を対象とし、1年課程で実践的な学びを深める。

①基礎資格、修得単位等 (教育職員免許法第5条、別表第2)

第一欄	第二欄	第三欄	本学 卒業要件
免許状の種類	基礎資格	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする養護及び教職に関する科目の最低単位数	
養護教諭一種免許状	イ 学士の学位を有すること	56単位	2年以上在学して、62単位以上修得

②教育職員免許法施行規則第9条

	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	必要単位	本学開設科目	単位数		
					必修	選択	
第一欄	養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	2	衛生学研究 予防医学研究	2 2		
		学校保健	1	学校保健研究	2		
		養護概説	1	養護学研究	2		
		健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	0	ヘルス・カウンセリング研究	2		
		栄養学（食品学を含む。）	0	栄養学研究	2		
		解剖学・生理学	0	解剖生理学研究 人体構造機能論Ⅰ 人体構造機能論Ⅱ 病態生理論	2 ※2 ※2 ※2		
			「微生物学、免疫学、薬理概論」	0	免疫学研究 薬理学研究	2 2	
				精神保健	0	精神保健研究	2
		看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	0	救急処置演習 臨床診断実習 看護学特論 小児看護論 成人看護論	2 1 2 2 2		
			第二欄	教育の基礎的理解に関する科目	3	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育基礎論
教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育職の研究					2	
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度研究					2	
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	学校教育心理学					2	
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育研究	2					
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程研究	2					
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等に関する科目	3	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	道徳教育・特別活動研究	2		
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法の研究	2		
			生徒指導の理論及び方法	生徒指導・教育相談論	2		
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
第五欄	教育実践に関する科目	1	養護特別実習	1			
			0	特別実習指導 教職実践演習（養護教諭）	2 2		
第八欄	大学が独自に設定する科目	3	教職総合ゼミ	2			
			保健統計演習	2			
			健康教育研究	2			

〔指定科目の修得を要する資格〕

1. メディック・ファーストエイド

救急医療の先進国であるアメリカ発の『応急救護トレーニングプログラム』を習得することで得られる一次救命処置の資格。『ファーストエイド演習』を履修することで取得可能。

①基礎資格	
②修得指定科目	「ファーストエイド演習」
③資格取得のための試験	認定試験（筆記・実技）に合格すること
④その他	・認定試験合格後、「メディック・ファーストエイドチャイルドケアプラス」国際登録認定証が授与される。

2. 自然体験活動指導者

自然体験活動に携わる指導者として活躍できる。『青少年体験活動演習』を履修し、自然体験活動推進協議会へリーダーとして登録する。

①基礎資格	
②修得指定科目	「青少年体験活動演習」
③資格取得のための試験	認定試験（筆記・実技）に合格すること
④その他	・全国体験活動指導者認定委員会へ「自然体験活動指導者（NEALリーダー）」の登録申請を行う。 ・資格登録料3,000円を要する。

10. 長期履修学生 履修の手引き

長期履修学生制度は、2年間の課程を3～6年の範囲で履修期間を延長して学ぶコースです。

長期履修学生の学年について

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
3年計画	1年生	2年生	2年生			
4年計画	1年生	1年生	2年生	2年生		
5年計画	1年生	1年生	2年生	2年生	2年生	
6年計画	1年生	1年生	1年生	2年生	2年生	2年生

1) 生活科学学科（生活科学専攻・食物栄養専攻）、幼児教育学科

(1) 卒業要件について

基礎教養科目(14単位以上)、専門教育科目(48単位以上)、ゼミナール(2単位)の合計64単位以上が卒業要件になります。

*各学科、専攻によって卒業必修科目が異なりますので、詳しくは開講表を参照すること。

(2) 免許・資格の取得について

各学科、専攻の免許・資格要件を満たすことでめざす資格を取得できます。

(3) 学校納付金について

「飯田短期大学長期履修学生規程」による（P173参照）

2) 生活科学学科生活科学専攻生活総合コース

生活総合コースは、長期履修生のみを対象としたコースです。

通常的生活科学専攻のカリキュラムとは異なり、各学科・専攻でオープン科目として開講する科目を受講し、卒業を目指します。

(1) 卒業要件について

生活科学学科生活科学専攻に準ずる

①基礎教養科目（14単位以上）

・「美しく生きる」2単位、「キャリアデザイン」1単位必修。その他3分野以上にわたり11単位、合計14単位以上。

②専門教育科目（48単位以上）

・「生活経営学」、「衣生活概論」、「食生活概論」、「住生活概論」、「生活学演習」必修。

・指定の科目群 生活科学専攻開講表（P35～参照）より4科目を選択必修。

・専門教育科目48単位以上のうち、32単位以上は生活科学専攻の専門教育科目を修得すること。ただし、オープン科目の単位は30単位を越えないこと。

*オープン科目は学科のカリキュラムにより、毎年変更になる可能性がありますので、アドバイザーに相談してください。

③ゼミナール（2単位）

(2) 資格の取得について

養護教諭二種免許状を除く生活科学専攻の資格が取得できます。

(3) 学校納入金について

「飯田短期大学長期履修学生規程」による（P173参照）。

MEMO

学 生 生 活

1. 学生証

学生証は、本学の学生として、皆さんの身分を証明する大切なものです。通学時はもちろん、常に携帯し、請求があった時は必ず提示できるようにしてください。通学定期乗車券、または学生割引乗車券によって乗車・乗船する場合には必ず携帯し、請求があるときに必ず提示しなければなりません。

また、定期試験の際にも学生証の提示が必要です。定期試験時に学生証を所持していない場合は、学生支援課（教務）窓口で仮学生証発行手続きを行うと、受験することが可能となります。発行手数料が200円かかります。「仮学生証」の有効期間は当日限りです。



1) 本学が学生証の提示を求める内容

定期試験での本人確認、図書館の本・雑誌・映像資料等の貸し出し、ロッカーの鍵の借用、その他本学教職員が提示を求めた場合

2) 紛失時

学生証を紛失して再発行を願い出るときは、《学生証再交付願》を学生支援課（進路・生活）に提出し、再発行の手続きを行ってください。発行手数料が600円かかります。

3) 学籍番号

学生証には、各自の学籍番号が表記されています。在籍中の事務連絡等で幅広く使用しますので、自分の番号を記憶しておきましょう。卒業後も、各種証明書の発行の際に必要になります。

学籍番号は7桁で、番号には以下のような意味があります。

例	学籍番号	学科専攻
	2026 1 0 1	1 生活科学専攻
		2 介護福祉専攻
		3 食物栄養専攻
		4 幼児教育学科
		6 看護学科
		8 専攻科

4) 学生証の有効期限

学生証は、入学年度の4月に発行し、有効期限は卒業年次までとなります。休学や留年等で卒業年次が変更になった場合は、新たに学生証の発行を行います。退学・除籍等により本学の学生でなくなった際は、速やかに学生証を返却してください。

5) その他注意事項

学生証は、他人に貸与、または譲渡することはできません。むやみにコピー等して、犯罪にまきこまれないようにしましょう。

2. 事務手続

1) 学生生活と事務手続き

●学内の利用時間

授 業 日 8：30～19：00

長期休業中 8：30～17：00

そ の 他 施設・教室によって利用時間が異なる場合があります。

学内利用時間以外であっても、担当教員の指導・監督下であれば利用できます。

正門開閉時間

開門 7：30 閉門 19：30（授業日）

開門 8：00 閉門 18：30（長期休業中）

●事務局の利用時間

平 日 8：30～17：00

注）金銭の納入取り扱いは、財務・庶務課にて行います。

金額があらかじめ決まっている場合はおつりが出ないようにしてください。

●事務局の直通電話

管理部	財務・庶務課	0265-22-4460
	広報・地域連携課	0265-22-9700
学務部	学生支援課（教務）	0265-22-4470
	学生支援課（進路・生活）	0265-22-4506
図書館		0265-53-6962
地域連携センター		0265-22-4467
健康センター		0265-48-5910

●願い出・届け出

◇在学中に関する届出

種 別	取扱部署	備 考
住 所 変 更 届	学生支援課 (教務)	
氏 名 変 更 届		戸籍抄本を添付のこと
本 籍 地 変 更 届		戸籍抄本を添付のこと
保証人・連帯保証人変更届		
緊急連絡先変更届		
休 学 願		
復 学 願		復学学期開始2週間前
退 学 願		
転 科 願		

◇履修に関する書類等

種 別	取扱部署	提出期限	備 考
追 試 験 受 験 願	学生支援課(教務)	定期試験終了後3日以内	1科目1,000円
再 試 験 願	学生支援課(教務)	再試験について、詳細決定後発表する	1科目1,000円
感染症による学業配慮願	学生支援課(教務)	登校再開後早急に	医療機関受診の領収書と処方された薬がわかるものを添付のこと
感染症による追試験願	学生支援課(教務)	登校再開後早急に	
公認欠席による学業配慮願	学生支援課(教務)	登校再開後早急に	
公 認 欠 席 届	学生支援課(教務)		必要書類を添付のこと
既修得単位認定願	学生支援課(教務)	前期履修登録変更期間	単位を修得した大学等の成績証明書とシラバスを添付のこと
履 修 登 録 変 更 願	学生支援課(教務)	学年暦参照	
レポ ー ト 提 出 票	学生支援課(教務)		学生支援課(教務)窓口へ提出の場合

◇課外活動に関する書類等

種 別	取扱部署	提出期限	備 考
学 外 活 動 届	学生支援課(教務)	1週間前まで	担当教員の承認後提出
活 動 実 績 記 録	学生支援課(教務)	社会貢献活動終了後	
ア ル バ イ ト 願	学生支援課(進路・生活)	1週間前まで	
インターンシップ届	学生支援課(進路・生活)	1週間前まで	アドバイザーの印が必要
海 外 渡 航 届	学生支援課(進路・生活)	2週間前まで	
借 用 願	財務・庶務課	1週間前まで	学内備品の借用
施 設 使 用 許 可 願	財務・庶務課	1週間前まで	
短 大 会 館 使 用 願	財務・庶務課	1週間前まで	

◇その他届出書類等

種 別	取扱部署	備 考
自動車・バイク・自転車通学届	学生支援課(教務)	
学 生 証 再 交 付 願	学生支援課(教務)	600円
仮 学 生 証 交 付 願	学生支援課(教務)	200円 交付日当日限り有効
事 故 届	学生支援課(進路・生活)	
内 定 届	学生支援課 (進路・生活)	
進 学 等 合 格 届		
就 職 採 用 試 験 内 容 報 告		
学生生活における配慮申請書		
ロ ッ カ ー 鍵 一 時 借 用 願	財務・庶務課	
ロ ッ カ ー 鍵 紛 失 届 ・ 再 発 行 願	財務・庶務課	生活科学・幼児教育：600円、看護：3,000円
念 珠 ・ 讃 歌 集 購 入 手 続	財務・庶務課	手続書類は不要、実費支払
学 生 へ の 見 舞 金 申 請 書	財務・庶務課	
図 書 館 資 料 紛 失 届	図書館	
進 路 希 望 調 査 票	アドバイザー	

●証明書

種 別	取扱部署	発行期日	備 考
在 学 証 明 書	学生支援課 (教務)	即日発行	《免許状資格取得見込証明書》 はアドバイザー (または学科長・ 専攻主任)の印 が必要。 200円
学業成績及び単位修得証明書			
卒業(修了)見込証明書			
健康診断書			
免許状資格取得見込証明書			
人 物 調 査 書		申込の3日後(ただし 「人物調査書」「推薦書」 は、3日以上かかる場合 もありますので、余裕を もって申し込んでくだ さい。)	通学定期券購入
推 薦 書			
通 学 証 明 書			
学 割 証			
実習用通学定期乗車券			実習開始1.5ヶ月前(特に看護 学科は、実習で必要になる 場合があるので注意して下さい)

※卒業生の証明書の発行は学生支援課(教務)で受付けます。

2) 学費の納入

●学費の納期

入学時納入金を除き、前期分は4月15日まで、後期分は10月15日までが納期です。納入期限が休日、祝祭日の場合はその翌日を期限とします。所定の期日までに納入できない場合は、前もって財務・庶務課に相談して指示を受けてください。

学費の納入が遅れると、定期試験が受けられないことや、学則第33条により学籍が除かれる場合もありますので十分注意してください。

3. 在学中の願い・届け出について

1) 学籍異動について

休学、退学、転科等の学籍異動をしなければならない状況になったときには、速やかにアドバイザーに相談し、必要な書類を揃えて学生支援課(教務)に提出してください。

●休学

病気その他やむを得ない事由により、2ヵ月以上の長期にわたり修学できない学生は、学長の許可を得て休学することができます。休学する場合には、アドバイザーに相談してください。連帯保証人も含めて話し合い、学科・専攻長の承諾を得た後、所定の《休学願》を作成し学生支援課(教務)へ提出してください。

休学期間は、半期単位となり1年を超えることはできません。事情がある場合には1年以内の期間延長が1回のみ認められます。休学期間は在学年数に算入されません。また、前期・後期それぞれ授業開始前

までに《休学願》を提出し許可された場合については、その休学期間中の学校納入金は免除されます。

休学期間を過ぎても《復学願》または休学延長のための《休学願（延長）》の提出がない場合は、除籍の扱いとなり、本学学生の身分を失うこととなります。

なお、休学はあくまでも復学を前提としています。

●復学

休学の理由がなくなったときは、復学を願い出ることができます。休学者が復学するときには、アドバイザーに相談し、学科・専攻長の承諾を得た後、学長の許可を得て復学することができます。

復学をしようとする学期の開始2週間前までに、所定の《復学願》を作成し学生支援課（教務）へ提出してください。なお病気による休学の場合は、その病気が回復したことを証明する医師の診断書を求める場合があります。

●退学

退学の意思がある場合は、アドバイザーに相談してください。連帯保証人を含めて話し合い、学科・専攻長の承諾を得た後、《退学願》を本人に渡します。《退学願》を作成し学生支援課（教務）へ提出してください。学長が許可したときに退学が認められ、退学受理書を本人へ郵送します。その他の手続きについては書類受取時に確認してください。

前期・後期中途での退学については、学校納入金の返還はできません。

●除籍

学則により、次のいずれかに該当する学生は除籍処分となります。

- ①学則第4条の修業年限が2倍を超えた場合
- ②休学年限が通算で2年を超える場合
- ③授業料等の納付を怠り、督促してもなお納入しない場合
- ④死亡または長期にわたり行方不明である場合

●転科

看護学科以外の学科へ転科が可能です。転科を希望するときは、在籍している学科・専攻長とアドバイザー、希望する学科の学科・専攻長に相談してください。なお、転科に関する詳細については、転科に関する規定の定めるところに拠ります。

2) その他届出事項の変更

以下の内容に変更があった場合は、速やかに学生支援課（教務）へ届け出てください。

■住所変更届

学生本人や連帯保証人の住所・電話番号に変更が生じたときには、速やかに《住所変更届》を学生支援課（教務）へ提出してください。

住所・電話番号は、事故等万が一の際の連絡手段として、大学からの事務連絡等に使用されます。変更届を提出しないために重大な不利益を被ることもあり得ますので、変更が生じた場合は必ず届け出てください。

■氏名変更届・本籍他変更届

学生本人や連帯保証人の改姓、本籍（都道府県）に変更が生じたときは、速やかに戸籍抄本を添えて《氏名変更届》《本籍地変更届》を学生支援課（教務）へ提出してください。

■保証人・連帯保証人変更届

入学時に届け出た保証人・連帯保証人が死亡、病気により保証の能力を失った場合、結婚等で環境が変わった場合などで、保証人・連帯保証人を変更する必要があるときは、《保証人・連帯保証人変更届》を学生支援課（教務）に提出してください。

■緊急連絡先変更届

学生カードに記入した緊急連絡先が変更になった場合は、速やかに《緊急連絡先変更届》を学生支援課（教務）へ提出してください。

■海外渡航について

海外渡航をする際は、渡航先の情勢を事前に調査し、安全を確認してから渡航してください。

その際、出発する2週間前までに、《海外渡航届》を学生支援課（進路・生活）へ提出してください。また、渡航前には外務省が実施している海外旅行登録サービス『たびレジ』の登録をしましょう。

■学生への見舞金

本学では、学生が傷病等により次のいずれかに該当した場合、見舞金を支給します。

- ・傷病により、入院が長期間必要となる場合
- ・学長が必要と認めた場合

入院期間

入院期間が14日以上の場合を対象とします。

見舞金の支給額

見舞金の支給額は5,000円とします。

なお、見舞金は同一の事故または同一の病気につき1回限り支給されます。

在学中は、上記以外にも手続きが必要な場合があります。何か不明なことがあったら、事務手続き（P101～）がありますので、どのような手続きが必要かを確認して、取扱い部署へ問い合わせてください。

4. 学生生活の基本情報

本学の相談窓口

学生生活ではいろいろなことで悩むことがあるかもしれません。

授業のこと、将来のこと、友達との関係のこと、家族との関係のこと、自分の性格のこと等悩みは尽きません。

本学では学生の相談窓口を設けていますので、一人だけで悩まないで相談しましょう。

●アドバイザー

各クラスにはアドバイザーの教員が配置されています。アドバイザーは学業・修学はもとより、心身の健康・経済的なこと・事故など学生生活全般について幅広く相談に応じ、助言し、必要に応じ適切な問題の解決のための窓口になっています。

●オフィスアワー

オフィスアワーとは、学生からの授業科目等についての質問や学生生活全般に関する相談に教員が応じるために、あらかじめ設定された時間帯のことです。この時間帯であれば、学生は原則として、予約なしでも研究室を訪れることができます。このオフィスアワーは学生への便宜を図るために設定しました。学生の質問や相談に対しては、教員は普段から時間のゆるす限り対応しています。不安や悩みを解消させて、学業を充実させるためにも、この時間を有効に活用してください。オフィスアワーの一覧は学生掲示板に掲示します。

●健康センター

健康センターには、心身の健康や保健に関する相談、助言、保健指導を行う保健室があり、養護教諭免許を持つ職員が常駐しています。また、学外の専門家のメンタルヘルスカウンセリングを希望する学生の申込窓口となっています。

(☞学生生活 7. 健康管理・健康センター P114参照)

●ハラスメント相談員

相手の言動を不愉快に感じる、要求を拒否したために不利益を被るなどの悩みには、ハラスメント相談員が対応します。(☞学生生活 6. キャンパス・ハラスメント P113参照)

●事務局の業務

〈財務・庶務課〉

財務・庶務課は学費やその他の費用、教室の管理や蛍光灯がつかない、マイクの調子が悪いなど施設・設備に関して修理対応する窓口です。

〈学生支援課(進路・生活)〉

学生支援課(進路・生活)は学生生活全般の相談窓口となる事務局です。気軽に訪ねてください。また、キャリアサポート、進路や就職に関する相談の窓口となり、進学・就職情報を提供します。

(☞学生生活 13. キャリア支援・就職支援 P136参照)

〈学生支援課(教務)〉

学生支援課(教務)は授業・履修登録・免許資格取得等に関する窓口です。レポート提出、定期試験時間割等も管理していますので、わからないことはすぐに相談してください。

〈広報地域連携課〉

広報・地域連携課は情報発信、メディア対応等に関する窓口です。

●障害のある学生の支援・相談体制

障害のある学生に対する学習環境の整備に努めています。学校生活において配慮を希望する場合や自らの学習する権利が障害を理由として妨げられる状況が懸念される場合にはアドバイザー、学生支援課（進路・生活）、教職員、などに相談の上所定の申請書《学生生活における配慮願申請書》を提出してください。（P118参照）

通 学

●通学定期乗車券の購入

JR 飯田線の通学定期乗車券を購入する場合は、《通学証明書交付願》を学生支援課に提出します。学生支援課（教務）で発行する『通学証明書』と学生証を定期乗車券購入窓口に提示すると購入できます。

実習用通学定期乗車券を購入する場合には、《実習用通学定期乗車券交付願》を実習開始1ヵ月前前に学生支援課へ提出します。なお、実習終了後、実習用通学定期乗車券を学生支援課へ返却してください。

●学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）は、JR線を利用する場合、片道100kmを超える乗車券の運賃に対して、2割の割引をする割引証です。学生支援課（教務）で申し込みます。学割証の有効期限は発行から3ヵ月です。発行希望日の3日前までに申し込みをしてください。

代理人による発行依頼および受け取りは認められません。学割証記載本人以外が使用すると不正使用となります。罰金が科せられ、さらに大学が学割証発行停止処分を受けることにもなりますので、不正使用はしないでください。

その他、学割制度が必要な場合は相談してください。

●自動車・バイクによる通学

通学する学生には、自動車またはバイクによる通学を許可します。

《自動車・バイク・自転車通学届》を学生支援課（教務）に提出し、許可を受けてください。

下記の注意事項を必ず守り、安全運転に努めてください。

①自動車を学内に駐車する場合は、「駐車許可証」を自動車のフロントの外から見やすい位置に提示してください。

②学内制限最高速度は20km/時です。歩行者を優先して、走行には十分注意を払うよう心がけてください。

③所定の学生駐車場に駐車してください。特に本館玄関前の来客用駐車場および看護棟前客・非常勤講師駐車スペースおよび通路には絶対に駐車しないでください。

（☞ 駐車場地図P108参照）

第1 駐車場：生活科学学科・幼児教育学科・看護学科1、2年生

（看護学科の学生は3年進級時に許可証を交換します）

第2 駐車場：看護学科3年生・専攻科生

④自賠責保険と任意の保険には必ず加入してください。

⑤通学中や駐車中に事故が発生した場合は、速やかに学生支援課（教務）に連絡をしてください。

（☞ 学生生活 3）トラブルについて ・交通事故 P126参照）

●自転車による通学

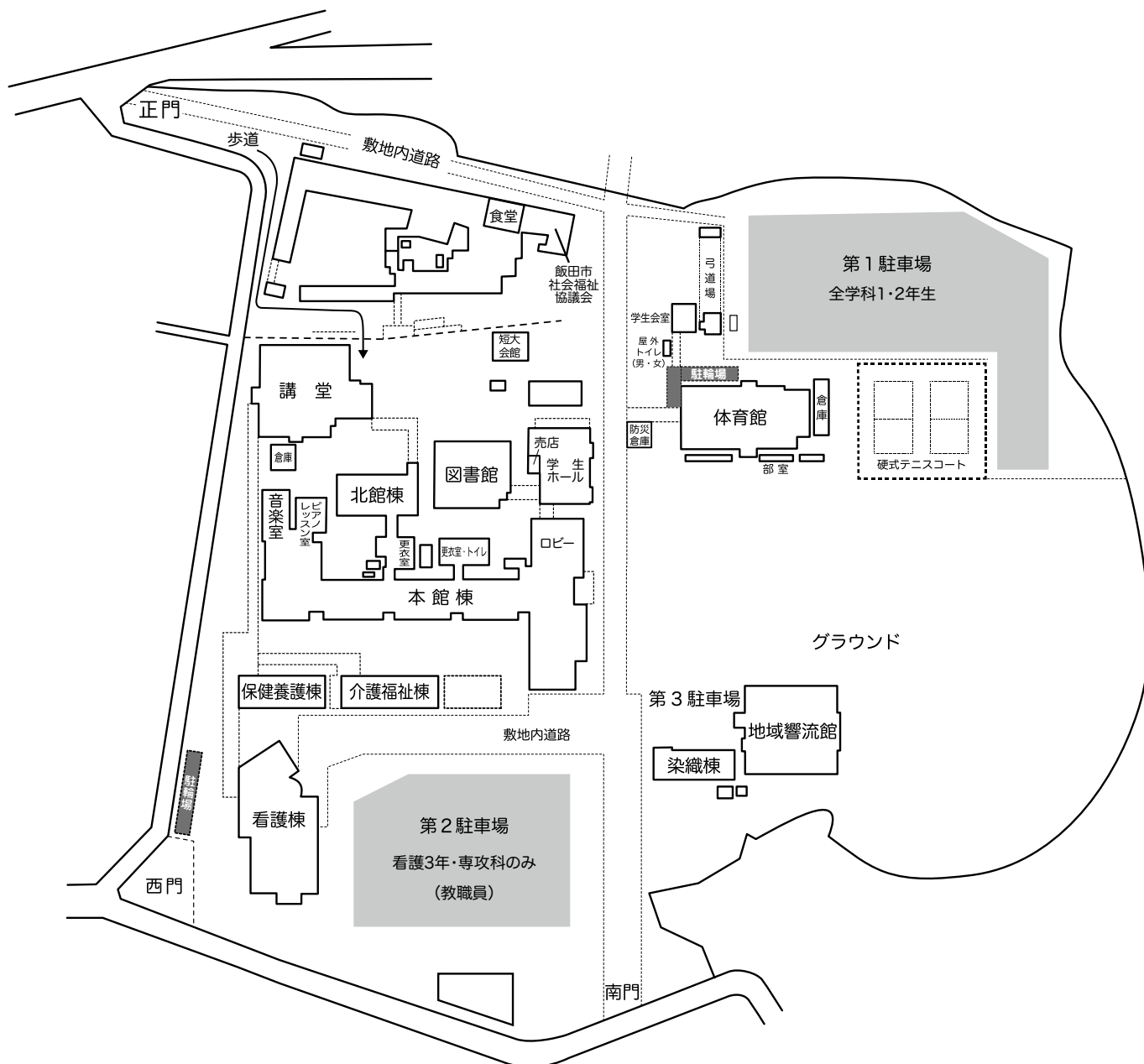
自転車で通学する学生は、《自動車・バイク・自転車通学届》を学生支援課（教務）へ提出してください。

「長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例」により県内の自転車走行には自転車損害賠償保険等への加入が義務づけられています。

キャンパス内では決められた場所、駐輪場（2カ所）に駐車して、安全に利用してください。学生ホール横は駐輪場ではありませんので、ご注意ください。

（☞ 駐車場・駐輪場の地図P108参照）

駐車場・駐輪場地図



正門から入る歩行者は講堂前に入る歩道を使用してください。

地域響流館前と、南門の道路には駐車しないようにしてください。

一人暮らしについて

健康管理に留意するとともに、ごみの分別収集ルールの遵守、騒音で迷惑をかけないなど生活上のマナーを守りましょう。また、防火・防犯・防災には細心の注意を払ってください。

●マナー

アパートの一人暮らしのトラブルで一番多いのは騒音です。隣の人の音がうるさいという苦情があとを断ちません。特に夜間に友達とさわいだり、大きな音量で音楽を聴いたりすることは迷惑です。近隣住民のことを考えて生活を送ってください。

自動車・自転車は決められた場所に駐車し、路上駐車はしないようにしましょう。

●防犯対策

夜道の一人歩きは危険です。被害防止のために、以下のことに注意をしましょう。

- ・たとえ早い時間帯でも周囲に対して警戒し、多少遠回りでも明るく人通りの多い道を通って帰宅する。
- ・スマートフォン、携帯電話を見ながら、操作しながらの『ながら歩き』は周囲に対する警戒心がおろそかになるのではない。
- ・必ず施錠し、ドアチェーンもかけるように心がける。
- ・被害に遭いそうになったら、大声を出して逃げ、近くの家に助けを求め、すぐに110番通報する。
- ・訪問販売は相手にしない。曖昧な返事はせず、はっきりと『いりません』と断る。

その他

●学内美化

環境美化の視点より、ごみの分別を行っています。本学のごみの分別は事業所扱いとなるため、家庭とは分別の方法が異なります。本学で定めた8分別に従い、適切に対応するよう努めましょう。

飯田市では、【飯田市ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例】が施行されています。学内の美化はもちろんですが、日頃から家の周りをきれいに整え、ポイ捨てされない環境づくりを心がけましょう。

(1) ごみ箱の設置等について

- ①燃やすごみのごみ箱は、各教室、更衣室、図書館、講堂等、所定の場所に置いてあります。
- ②8分別の全ごみ箱を置く「ごみ収集場所」は、[学生ロビー、保健養護棟西側]の2カ所です。
粗大ごみを含む収集場所「ごみステーション」は、[体育館横]です。
- ③ごみ対策はごみを減らすことです。自分のごみは自分で持ち帰ることを原則とし、ごみを捨てる時は分別をしっかりとしましょう。また、家庭やアパートからのごみを学内に持ち込まないようにしましょう。
- ④自動販売機で買った飲み物の空き容器は業者が回収するので、購入した自動販売機の回収箱に捨てましょう。
- ⑤教室やロビーなどに空き容器を放置ないようにしましょう。

●服 装

- ①所定の場所では専用の上履きに履きかえてください。（※その他 施設配置図 P193～参照）
- ②実験・実習の際は所定の実験衣を着用してください。
- ③化粧は華美にならないようにし、ナチュラルメイクを心がけましょう。
- ④学外実習の打ち合わせ、就職のための訪問の際はリクルートスーツを着用し、清潔感を心がけましょう。

●更衣室・学生個人ロッカー

本学では、携帯品を一時保管する場所として更衣室に個人ロッカーを設置しています。学内での私物、特に貴重品はロッカーに保管し、鍵をかけて、各自の責任において管理してください。利用するときは次の注意事項を守ってください。

- ①危険物や生ものは入れないでください。
- ②鍵は各自の責任において保管してください。ロッカーの鍵を紛失した場合は《ロッカー鍵紛失届・再発行願》に記入して財務・庶務課で費用を支払って再発行を受けてください。
- ③私物や不用品を更衣室に放置しないでください。
- ④更衣室利用後は、エアコン・照明を切り、整理整頓に心がけてください。
- ⑤卒業時または学籍に異動のあった場合には、速やかにロッカーの鍵を財務・庶務課の指示に従って返却してください。

●遺失物・拾得物

学内において物品を遺失・紛失した場合は、学生支援課（進路・生活）へ届け出てください。該当物品が届けられたときは、連絡をします。


拾得物は、すみやかに学生支援課（進路・生活）へ届け出てください。拾得物は、学生ロビーのケースに陳列しますので確認してください。なお、年度を過ぎた物品等は処分します。

●提案箱

学生の提案を学生生活の支援に反映させるために、学生ロビーと看護棟1階ホールに提案箱を設置しています。用紙の種類および記名の有無は自由ですが、要望に対する返答を求める場合は、氏名・連絡先等を明記してください。なお原則として提案者の氏名や連絡先は公表しませんが、特定の相手を陥れるような内容については、法的な手段を含めた対応をする場合があります。

●年金について

20歳になったら誰もが国民年金に加入します。国民年金保険料の納付義務が発生しますが、所得が基準以下の学生は、学生納付特例制度の申請により納付を猶予することができます。申請手続きが必要な学生は学生支援課へ申し込んでください。申請は毎年必要です。また、マイナポータルからスマートフォンでも電子申請ができます。

国民年金・電子申請 

【メリット】

- ・受給資格期間（年金の受給するための必要な期間）に算入されます。
- ・病気やけがで障害の状態になったときには、障害基礎年金が受け取れます。

5. 学校からの連絡・お知らせについて

●掲示

学生への連絡や通知はすべて、本館学生ロビーの掲示板・UNIPAを使用した掲示板へ掲示します。登校・下校の際に、必ず掲示板を確認するようにしてください。掲示を確認せずに諸手続きが遅れた場合は、本人の責任となりますので注意してください。

休講・補講・教室変更の連絡は、UNIPAで確認ができます。

●学内放送

学生会、代議員会、各クラブ、同好会、その他各委員会の招集など全学生に関連のある連絡は、財務・庶務課へ願い出て、学内放送をすることができます。放送ができるのは授業時間外です。

学内放送は個人的な内容については許可しません。

●オクレンジャー（安否確認メール）

学校からの連絡や、災害時の安否確認などは、電子連絡網オクレンジャーを使用して連絡します。入学時にIDを配付しますので必ず登録してください。

登録は入学時に行います。アプリを利用する方法とメールを利用する方法があります。オクレンジャーの登録方法は、「飯田短期大学 連絡網 簡単利用設定ガイド」に従って登録してください。

※スマートフォン（携帯電話）やメールアドレスの変更の際には、再登録が必要です。設定ガイドを紛失しないようにしてください。再登録時の設定ガイドの再発行は、財務・庶務課の窓口へ申し出てください。

●Teams

授業等でTeamsを使用することがあります。IDとパスワードは入学時にお伝えします。パスワードが分からなくなった場合は、財務・庶務課の窓口へ申し出てください。Teams使用時に個人情報が流出しないように注意してください。

※住所等の個人情報をチャット欄に入力しないなど。

●Outlookメール

入学時にOutlookアカウントをお伝えします。Outlookのメールが使用できます。www.outlook.comからサインインしてください。アドレスは別にお知らせします。

※オクレンジャーとOutlookのIDは卒業時まで変わりません。学籍がなくなるとIDは無効になります。

●UNIPA

授業の休講・補講・教室変更や学生の呼び出し、成績発表はUNIPAを使用して行います。入学時に、使用方法の説明を行います。

●教員との連絡

学生が授業時間以外に専任教員と連絡を取りたい場合は、研究室を訪ねてください。また、研究室直通のダイヤルイン通話が可能です。電話番号(0265)22-0070の後に研究室の内線番号を押します。また、

オフィスアワーもありますので、活用してください。

(☎その他 教職員名簿 P188参照 ☎学生生活 4. 学生生活の基本情報 ●オフィスアワー P106)
非常勤講師と連絡をとりたい場合は、出講日の授業時間の前後に、教室へ直接訪ねるようにしてください。(☎その他 施設配置図 P193～参照)

●危機管理

本学の危機管理は、「方針」「ガイドライン」「マニュアル」を備え、万一の場合には危機管理対策本部を設け、教職員が組織的に対応をします。学生は教職員の指示に従って、落ち着いて行動して、避難救助をしてください。また、「学生版 災害対応マニュアル」に必要事項を記入して、常に携帯してください。

「学生版 災害対応マニュアル」抜粋

●災害発生時、安否確認

どこにいても、いつ、いかなるときに災害や危機に遭遇するかわかりません。自分の身は自分で守るように日頃の心構えをしておくことが大切です。避難経路(複数)、避難場所、連絡方法(家族・友人・大学)を確認しておいてください。

災害発生時は、安全な場所に避難し、本学またはアドバイザーに安否の連絡をしてください。オクレンジャー(安否確認メール)を受信したときには、速やかに返信してください。

本学では毎年防災訓練(避難訓練)内で、安否確認を行います。

●学生宛の郵便物

学生宛の郵便物は、登録された学生団体宛以外のものは原則として取り扱いません。

●電話での問い合わせ

①電話での問い合わせ(休講・試験など)は、間違いが生じやすいので応じません。

②電話による学生の呼び出し、問い合わせは、やむを得ない事情のある場合以外は取り扱いません。

なお、電話による学生の身上、住所、成績などの問い合わせには一切応じないことになっています。

※応じることができない例

- ・〇〇さんと呼び出してください。

- ・△△さんの住所を教えてください。
- ・掲示板の呼び出し欄に自分の名前はありますか。
- ・今日の休講はありますか。

6. キャンパス・ハラスメント

どこからがハラスメントで、どこまでがそうでないのか、目に見える基準があるわけではありません。相手の言動を不愉快に感じる、いじめられている、要求を拒否したために不利益を被るなどの悩みには、ハラスメント相談員が対応します。

●ハラスメントとは？

①セクシュアルハラスメント例

- ◇教員が特別指導として研究室に呼び、性的な関係を迫る。断ったら単位をつけないと迫る。
- ◇講義中に教員が授業と関係のない性的な話をする。
- ◇性的な内容の電話をかけたリ、手紙や電子メールを送りつける。
- ◇挨拶がわりに肩をたたく。
- ◇性差別的発言をする。

②アカデミックハラスメント例

- ◇教育上で、人格を侵害する発言をする。
- ◇不当に低い評価や正当な理由もなく単位を与えない。
- ◇文献・図書や機器類を使わせないという手段で、修学・就業を妨害する。
- ◇不必要な居残りや自宅への呼び出し。
- ◇自分の好意的誘いに応じなかったことを理由に、不利益な扱いをする。

③パワーハラスメント例

- ◇授業に必要な情報を意図的に伝えてもらえない。仲間外れにされる。
- ◇人前で過剰に叱責される。
- ◇他の人とあからさまに差をつけた対応をされる。

●ハラスメント相談員・相談窓口

本学では、さまざまな種類のハラスメントに対する相談や苦情申出の窓口として、「ハラスメント相談員」を設置しています。「ハラスメントかな？」と思ったら、まずハラスメント相談員に連絡してください。なお、相談者のプライバシーは厳守します。

・ハラスメント相談員

氏名	相談窓口	連絡方法（直通電話）
塚田和也	食品学研究室	0265-22-0070-123
若原真由子	音楽研究室	0265-22-0070-127
園原康平	財務・庶務課 主任	0265-22-0070-160
湯澤萌捺美	図書館	0265-22-0070-133

学生支援課（進路・生活）：☎0265-22-4506 クラスアドバイザー

7. 健康管理・健康センター

学生が心身ともに健康で充実した学生生活を送るためには、日頃から健康を維持し、増進させていくことが大切です。健康上の問題があればささいなことでも相談し、健康管理に努めてください。

1) 健康センター・保健室 利用時間

9:00～17:00

2) 保健管理・健康管理

●保健室

健康センター内に保健室を置き、専門の職員が常駐して心身の健康や保健に関する相談、助言や保健指導を行っています。保健室は学生支援課と連携しています。学内での病気の発症（頭痛、腹痛など）やケガに対して応急処置を行います。一時的に授業を受けられない場合は、保健室で休養することができます。ただし、飲み薬はお渡しできません。自分に合っている薬を常備しておきましょう。

医師の診察を受ける場合の治療費などは、自己負担となります。

●AED（自動体外式除細動器）設置場所

病気や事故などで突然心停止などが起こったときは、AEDによる処置が早ければ早いほど、救命率が高くなります。

AEDは以下の学内6ヶ所に設置されています。

本館棟学生玄関内・看護棟玄関内・地域響流館玄関内・体育館（出入口）・健康センター・食堂

（☞その他 施設配置図 P193～参照）

●定期健康診断

毎年4月に健康診断を実施します。この健康診断は学校保健安全法により義務付けられており、年1回全学生が受けなければなりません。

受診していない学生は就職活動等で必要な「健康診断書」を発行できませんので注意してください（発行は学生支援課（進路・生活））。

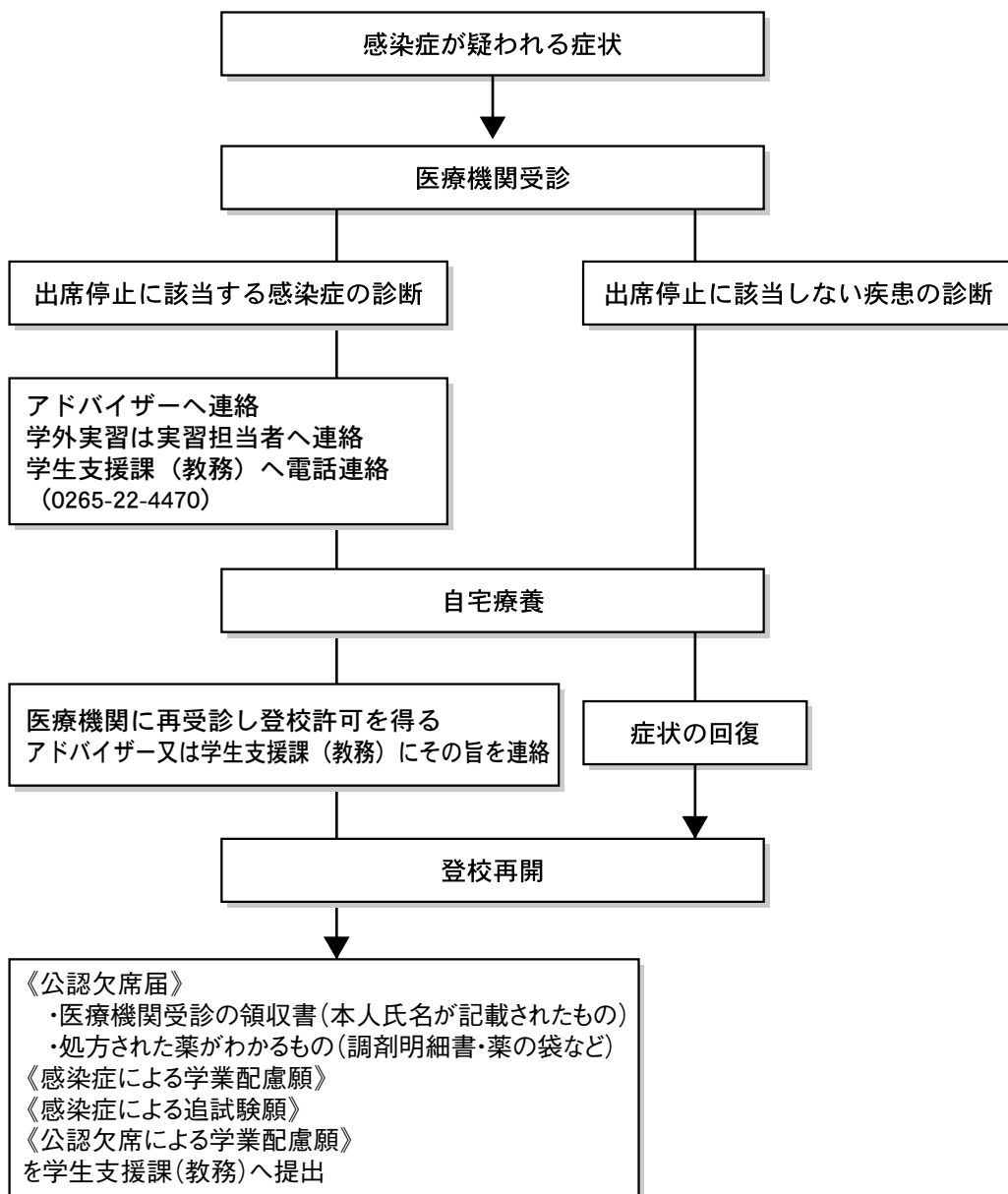
●健康保険証

思わぬケガや病気に備えて、マイナ保険証・資格確認証等を携帯してください。大切な身分証明にもなります。紛失しないよう気をつけてください。

●感染症について

学内で感染拡大が予想される感染症に罹患していると診断された学生は、原則として出席停止（本学の場合、公認欠席）とします。

本学では、学校において予防すべき感染症による欠席については公認欠席となります。公認欠席の場合は事情を考慮して、補講や追試の措置を取ります。これらの感染症に罹った場合は、以下の手順に沿って速やかに対処してください。



※試験を欠席した場合は、履修の基本事項 4. 定期試験について P23～を参照。

公認欠席に該当する感染症は以下のとおりです。

【学校において予防すべき感染症】

出席停止の基準

分類	病名	出席停止の基準
第1種	※①	治療するまで
第2種	インフルエンザ 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児3日）が経過するまで 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱 新型コロナウイルス感染症 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※② 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	（その他の感染症） 感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス感染症など）、サルモネラ感染症、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑（りんご病）、RSウイルス感染症、EBウイルス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ など	

※① 第1種：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ベスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ等感染症、新型インフルエンザ

※② 症状の軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること

※③ 必ず出席停止を行うべきというものではない。登校については、本人の症状・回復状況による

（学校保健安全法施行規則第18条・第19条より）

●校医

- ・波多野剛之 （波多野医院）
- ・柴田祐充子 （しばたファミリークリニック）

●近隣の総合病院

飯田市立病院 飯田市八幡町438 ☎0265-21-1255

※初診には原則として他の医療機関からの紹介状と事前予約が必要です。

- ・総合内科・消化器内科・呼吸器内科・糖尿病代謝内科・腎臓内科・循環器内科
- ・脳神経内科・心臓血管外科・乳腺内分泌外科・小児科・外科・整形外科・形成外科
- ・泌尿器科・皮膚科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科口腔外科 など

飯田病院 飯田市大通1-15 ☎0265-22-5150

- ・内科・循環器内科・消化器内科・腎臓内科・神経内科・外科・整形外科・精神科
- ・アレルギー科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・糖尿病外来・フットケア外来 など

健和会病院 飯田市鼎中平1936 ☎0265-23-3115

- ・内科・消化器内科・循環器内科・外科・形成外科・脳神経内科・小児科・泌尿器科・精神科
- ・透析内科 など

輝山会記念病院 飯田市毛賀1707 ☎0265-26-8111

- ・総合外来（内科・外科）・循環器科・整形外科・泌尿器科・女性外来（予約制）・リハビリ科 など

※上記以外の医療機関については、健康センターへご相談ください。

3)メンタルヘルスカウンセリング

外部のカウンセラーによるメンタルヘルスカウンセリングを予約して受けることができます。

学生生活のスタート時には、環境の変化に戸惑い、慣れない生活にストレスを感じることがあります。

また、思いがけず悩みや不安が生じ、どうしようもなく辛い気持ちになってしまうこともあります。そんな時は一人で抱えこまず相談してみましょう。

考え方のアドバイスを受けることで気持ちを切り替えるきっかけにすることができます。気軽に申し込んでみましょう。

申込窓口 健康センター：☎0265-48-5910

8. 障害のある学生への支援

障害のある学生、または修学に困り感を持っている学生は、学習環境の整備や改善を学校に求めることができます。学生生活における配慮を求めたり相談することを通じて、よりよい学生生活を送るための工夫を学校と一緒に考えましょう。

1) 飯田短期大学の基本姿勢

- ・ 障害者差別解消法に基づき、障害のある学生への差別的取り扱いを禁止するとともに合理的配慮を提供できる学習環境を整備します。学習環境の整備については、学生委員会が窓口となり相談に応じます。
- ・ 障害のある学生、困り感を持つ学生から、学校生活における困難感を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたとき、学生委員会では、学校の負担が重すぎない範囲で対応します。
- ・ 「合理的配慮の提供」にあたっては、申し出た学生と担当教員等で学生委員会で協議し、合意形成に努めます。

2) 合理的配慮や支援を受けるまでの流れ

- ①学生は「学生生活における配慮願申請書」を学生支援課に提出する
 - ②合意形成に向けた相談：学生は学生委員会より以下の説明・聴取を受ける
 - ・ 本学で提供できる支援内容の具体例についての説明
 - ・ 座学、体育、演習、実習など授業の形態の違いについての説明
 - ・ 授業形態によっては、安全確保などの点から配慮の提供が難しい場合についての説明
 - ・ 学科の授業によって受けられる支援に違いがあることの確認
 - ・ 行事における支援の確認
 - ・ 学生生活を送る上での困難感の聞き取り
 - ・ これまでに受けてきた合理的配慮についての聞き取り
 - ③学生委員会が、配慮の具体的内容を検討する
 - ④学生は、学生委員会で決定された配慮内容の説明を受け合意を形成する
- ※合意を形成できなかった場合は、再度、学生委員会と相談を行う
- ⑤合意された配慮の実施

●これまで本学で行って来た合理的配慮や支援の例

- ・ 弱視のため、座席を前方にする
- ・ 不安が高まったなど一時的な体調不良の際に備えて、座席を教室から出やすい後方にする
- ・ 聞き取りの力が弱いことから、講義の内容を録音する
- ・ 書字の困難さがあることから、板書を撮影したり、定期試験はパソコン入力で受験する

●合理的配慮や支援に含まれにくい例

- ・ 出席そのものを考慮する

注意事項

- ・ 学生委員会で受ける相談および検討される支援は、単位取得を約束するものではありません。
- ・ 「合理的配慮や支援に含まれにくい例」については、合意形成のうえ対応できる可能性もありますので、学生支援課やアドバイザー等が窓口となり、関係部署がご相談をお受けします。

9. 図書館

1) 開館時間

通 常 8 : 45 ~ 18 : 30

長期休業期間 9 : 00 ~ 17 : 00

臨時の休館および開館時間の変更は、図書館入口に掲示します。Web上でも確認ができます。

(飯田短期大学HP ▶ 図書館 ▶ カレンダー)

2) 利用案内

(1) 資料の利用

図書館の利用は図書館利用証（学生証＝身分証明書）が必要です。

図書館Webサイトでログインすると、現在の貸出状況の確認、貸出延長、予約、予約の取り消しなどができます。

(飯田短期大学HP ▶ 図書館 ▶ ログインか利用状況照会)

資 料	貸出冊数	貸出期間	長期休業期間、実習期間
図 書	10冊	14日	長期休業中は長期間借りられません。 実習中は、期間を延長します。
紙芝居	2本	14日	
雑 誌	5冊	3日	
視聴覚資料 エプロンシアター 問題集 など	各2本	3日	エプロンシアターなどを実習に使う場合は期間を延長します。

※休学中は、図書3冊、雑誌5冊、視聴覚資料などは2本借りられます。

※科目等履修生・聴講生は、図書のみ3冊借りられます。

※「禁帯出」の図書は館内で利用してください。

※延滞した場合には、その資料を返却するまで新たに借りることができません。

また、アドバイザーを通じての督促や図書館入口に学籍番号、氏名、延滞中の資料名などの掲示を行うこともあります。

(2) レファレンスサービス・予約・リクエストなど

調べもののお手伝いをします。「どこにあるの?」「どうやって探すの?」などお気軽にお尋ねください。

貸出中の図書は予約できます。また、皆さんの学習・研究活動を支援するために、資料購入のリクエス

トを受け付けています。

他の大学図書館を利用したい時は紹介状を発行します。

(3) ILLサービス (一部有料)

- ①文献複写：一部だけ読みたい場合は、図書・雑誌のコピーの取り寄せができます。
- ②相互貸借：全部を読みたい場合は、図書の現物の取り寄せができます。

(4) コピー機の利用 (有料)

館内コピー機で本学図書館所蔵資料のコピーができます。著作権を守ってご利用ください。

- ①全部でなく一部分 ②雑誌は刊行後相当の期間を経たもの ③コピー部数は一人1部 ④調査研究目的であること ⑤再複写及び頒布しないこと (著作権法第31条)

(5) インターネット情報閲覧

インターネットに接続されているパソコンとプリンター、Wi-Fi環境、LANポートとLANケーブルがあります。また、以下のサービスが利用できます。論文やWEB情報を探すことや、読むことができます。

- ①カウンターで申込み：医中誌WEB、国立国会図書館デジタル化資料送信サービス
- ②学内からアクセス可：最新看護索引WEB、電子ジャーナル、信濃毎日新聞データベース

(6) 図書館ガイダンス

情報検索の方法が身につくガイダンスを要望に応じて開催します。

3) 情報検索方法

(1) 飯田短期大学図書館 蔵書検索【OPAC】で探す

Web上に蔵書検索【OPAC】を公開しています。スマートフォンなどでもキーワードで検索ができます。検索は一度で終了せずに、キーワードの選び方を工夫してみましょう。

- ・同義語・類義語や関連語など何パターンか試す 例) 果物、果実、フルーツ
- ・複合語は分割する 例) りんごジュース→りんご ジュース
- ・より広い概念やより狭い概念の言葉を探して試す 例) りんご→果実

(2) 信頼できる情報を使いこなす

信頼できる情報を見極めるには以下の視点が必要です。

- ・誰が (どんな経歴の人が著者か?)
- ・いつ (出版年はいつか? 改訂版があるか? ネットなら更新日があるか?)
- ・何を根拠に (引用・参考文献があるか? 情報源の出典が明らかか?)

情報源の特徴を押さえて使い分けましょう。

情報源(資料)	使い方	速報性
インターネット, テレビ	最新の情報を得たい時に	高
新聞	時事や世論が新聞社によって主張が異なる場合があるため、複数紙を読み比べる	高
図書(新書、入門書、解説書、専門書、教科書など)	テーマの概要を体系的に知りたい時に	低
雑誌(学術雑誌、紀要、論文書など)	テーマに対する専門的な内容を知りたい時に	中
統計, 白書(e-Stat, e-Gov)	政府が発行する年次報告書	中
辞典, 事典	言葉の正しい表記や、関連語等、キーワードを増やしたい時に	低

4) 注意とお願い

- ・館内の資料は手続きをせずに持ち出すと、無断持出防止装置が作動して警告音が鳴ります。
- ・又貸しはトラブルの原因となる場合がありますので、資料の貸出は本人が行ってください。
- ・館内での食事、携帯電話、スマートフォン等の通話は禁止です。
- ・所持品を置いたまま、長時間机を離れないでください。
- ・館内のパソコンは電源を落とすと初期化しますので、大切なデータは各自で管理をしてください。

5) 図書館活用術

・図書館内流通券

図書の推薦文を書くと、図書館内流通券がもらえます。館内のコピー代、プリントアウト代に使えるお得な券です。「私の推薦する本」を一枚提出なら100ポイント(コピー10枚相当)、手づくりポップ提出なら200ポイントがもらえます。

10. 地域連携センター・地域子育て支援拠点「わいわいひろば」

地域響流館（ちいきこうらん）の1階にあります。地域社会と飯田短期大学を結び、広く地域の方々のお役に立てるようお願いを込めて建てられた施設の運営をします。

1) 地域連携センター 窓口：9:00～17:00

●公開講座

本学では、例年、地域の皆さまを対象とした様々な公開講座を開講しています。

学生も受講が可能で、受講料は無料となっています（講座によっては、材料費やテキスト代等がかかるものもあります）。詳しくは、窓口で問い合わせの上、申し込んでください。

●フィットネスルームの使用

地域響流館の1階にあるフィットネスルームを利用することができます。

利用する場合は、地域連携センター窓口へお声がけください。

利用時間9：00～17：00（ただし、授業や講座等で使用しているときは利用不可）

●専門実践教育訓練給付金に関する窓口業務

働く方の主体的で中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とし、教育訓練受講に支払った費用の一部が支給されるものです。（入学前に働いていた方が対象）

専門実践教育訓練（通信制、夜間制を除く）を初めて受講する方で、受講開始時に45歳未満など一定の要件を満たす方が、訓練期間中失業状態にある場合に、「教育訓練支援給付金」が支給されます。

本学では栄養士・保育士・保健師・助産師が対象となり、ハローワークへの申請書類の作成等を行っています。

2) 地域子育て支援拠点「わいわいひろば」

わいわいひろばは、妊婦、0～3歳の未就園児とその保護者が集い、交流できる子育て支援施設です。

“さまざまな人と出会い、みんなが笑顔になれる場所”として、学生との交流も盛んに行われています。

開館日 月曜日～金曜日 9：30～14：30

（月に2回 日曜開館があります）

利用対象 妊婦・0～3歳の未就園児とその保護者

●「わいわいひろば」でのボランティア活動

所属学科を問わず、学生ボランティアを受け付けています。希望する学生は、わいわいひろばへ申し出てください。授業の空き時間等の短時間ボランティア・見学も可能です。日時が決定した後、《学外活動届》を学生支援課（教務）へ提出します。

11. 厚生

1) 厚生施設の利用

●食堂

営業時間：平日のみ 11：45～13：30

●売店

営業時間：平日 10：00～13：00、14：00～16：30

学生食堂・売店ともに、長期休業期間中は営業をしていません。また、営業時間については、臨時で変更する場合があります。

●ロビー

多目的スペースとして本館1階の学生玄関に隣接する学生ロビーがあります。

- 展示スペース
- 有料コピー機（白黒1枚10円・カラー1枚30円）
- 証紙発券機
- 掲示・案内
- 電子レンジ

学生の憩いの場として有効に利用してください。

利用時間は、原則として平日8：30～19：00です。長期休業期間の平日は8：30～17：00です。

●学生ホール

学生ロビー同様に多目的スペースとして利用できます。

●パソコン教室と情報ネットワークの利用について

本館2階の第1パソコン教室は、以下の利用方法、注意事項に従って利用してください。

(利用方法)

- ①利用時間 平日のみ9：00～18：00。長期休業期間の平日は9：00～17：00。
- ②個人ID・パスワードは入学時に配付します。
- ③印刷は1年間50枚まで無料です。無料枚数を使い果たした場合には1枚10円、10枚単位で増やすことができます。料金を添えて、財務・庶務課へ申請してください。
- ④パソコン教室のパソコンは、インターネットの利用ができます。以下のマナーを守って使用してください。
 - ・ログインID・パスワードをパソコンに保存（記憶）しない
 - ・個人情報の送受信は行わない
 - ・掲示板等で誹謗中傷に該当するような書き込みをしない

- ・オンラインショップ・オークション等での売買をしない

【注意事項】

- ①本体に一旦保存したデータ等を残さないでください。(本体に保存したデータは再起動時に消去される)
- ②各自で持ち込んだ機器を無断で接続しないでください。(USBメモリ、デジカメ、スマートフォンを除く)
- ③各種ソフトウェアのインストール、OS等のパソコン環境や周辺機器の設定を変更しないでください。
- ④使用后、エアコン、パソコン、モニター等の電源を切ってください。
- ⑤故障、破損、プリンタ用紙がなくなった場合、学生支援課（教務）または財務・庶務課へ連絡してください。
- ⑥パソコン教室での飲食は禁止です。また、教室の整頓を心がけてください。
- ⑦教職員の注意に従わない等の不適切な行為があった場合、使用許可を取り消す場合があります。

●短大会館

本学の教育活動および厚生施設として諸会合、ゼミナール、クラブ活動、合宿等にキャンパス内にある短大会館を利用することができます。

(利用方法)

- ①財務・庶務課の窓口で鍵を受け取り、使用についての指示を受けます。
- ②使用時間は19：00までです。
- ③火器（ガス・電気等）の取り扱い、事故を起こさないように注意してください。特に、火器については、備えつけ以外のものの使用は厳禁です。
- ④冬期（11月～3月）に水道を利用する場合は使用後に不凍栓（4カ所）をしめてください。
- ⑤19：00までの使用で教職員が参加しない場合でも緊急時等には連絡がとれるようにしてください。
- ⑥使用終了時は、鍵を財務・庶務課へ返却します。

〔教室・施設の予約方法〕

学生会、クラブ活動等で教室や施設を使用する場合はUNIPAで空き状況を確認した後、財務・庶務課へ「学内施設利用届」を提出し予約をしてください。（休日利用については、窓口でご相談ください。）

2) アルバイト

アルバイトは、社会経験や仕事の経験を積む良い機会ですが、深夜までの勤務で体調を崩すことや、授業に出席できない、授業に身が入らないといったことでは問題です。本学では午後9時以降を過ぎるものは禁止しています。求人条件、仕事の内容など理解し、自己の能力に応じたものを選び、勤務時間や勤務場所、職種など学生にふさわしいアルバイト先を選んでください。

●アルバイトの届について

アルバイトをする場合には、《アルバイト願》を学生支援課へ必ず提出してから行うようにしてください。

●雇用契約上の問題発生時

アルバイトの雇用契約が成立すると、大学生は社会的にも一人前の労働者として扱われます。遅刻、無断

欠勤、無断で職場を離れることなどが無いよう、責任ある態度と自覚をもって働いてください。学生としての節度と品位を持ち、有益な人生体験となるよう配慮しましょう。

もし、条件などに相違があった場合や、問題が発生したときは、求人先との直接交渉は避け、直ちに学生支援課に相談してください。

アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント（厚生労働省）

1. 事前に労働条件を確認しましょう。
2. 賃金は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則。
3. アルバイトでも、残業手当があります。
4. アルバイトでも、条件を満たせば有給休暇が取れます。
5. アルバイトでも、仕事上のけがは労災保険が使えます。
6. アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません。
7. 困ったときは、総合労働相談コーナー等に相談を。(0120-811-610) 労働条件相談ほっとラインへ

●アルバイト制限職種の例（おすすめしないアルバイトの例）

これ以外でも、本学が不適切と判断したものについては禁止することがあります。

危険を伴うもの	プレス、ボール盤、裁断機など自動機械の操作 高電圧、高圧ガスなど危険物の取り扱い及びその周辺での作業 自動車・バイクの運転ヘルメット着用が必要とされる作業 警備員宿直
人体に有害なもの	農薬、劇物など有害な薬物の扱い 高温度、低温度の作業 塵埃、粉末、有毒ガス、騒音などの著しい中での作業 薬品等の臨床人体実験
法令に違反するもの	マルチ、ネズミ講商法に関するもの 出来高払い 募集・採用の人数を男女別に設定するもの 採用・募集にあたり、性別により異なる条件をつけるもの
教育的に好ましくないもの	街頭でのチラシ配り、ポスター貼り 不特定多数を対象とした街頭や訪問、電話による調査 訪問販売、勧誘、専門に行う集金 競馬・競輪等ギャンブル場内、パチンコ・バー・キャバクラ・居酒屋・麻雀・風俗営業の現場作業 特定の候補者の選挙に関する一切の業務 金融ローン、クレジットに関する信用調査、返済督促 興信所業務に類する調査
望ましくないもの	ベビーシッター・プールの監視員など、人命にかかわることが予想される業務 労働条件が不明確なもの 登録制をとる求人 学生に不利益な契約を求めるもの 宗教の布教に関わる活動に関するもの 就労中の事故について、学生を責めまたは負担を負わせるもの

3) トラブルについて

日々の生活の中には、犯罪や事故に巻き込まれるリスクがあります。社会のルールやマナーを心得た生活を送ることが大切です。しかし、万が一困ったことが起きてしまった場合は、一人で解決しようとせず、本学の教職員や学生支援課に早めに相談して、問題の長期化・悪化を防ぎましょう。

●盗難が疑われる場合

盗難にあったと思われる場合は、直ちに学生支援課（進路・生活）へ届け出てください。

ただし、本学では、学内の盗難・紛失に関して一切責任が持てませんのでご了承ください。貴重品や多額の金銭は、できるだけ学内に持ち込まないよう心がけ、各自のロッカーを利用するなど、個人の責任において管理するようにしてください。

●交通事故

交通事故が起きたときには、ただちに適切な行動を取ることが求められています。

○車を停めて状況を確認すること

○負傷者を救護すること

※必要に応じて119番し、救急車を呼んでください。

○110番で警察に連絡すること

※連絡しないと保険金の請求に必要な交通事故証明書を発行してもらえません。相手が「呼ばないでほしい」と言う場合も慎重に判断しないと取り返しのつかないことになります。

○道路上の破損物を除去すること

○自動車保険の加入保険会社に連絡すること

※人身事故、物損事故あるいは被害者、加害者どちらの場合でも、学生支援課（進路・生活）へ報告をして《事故届》を提出してください。

●個人情報保護

個人のパソコンにはセキュリティーの設定を行う等、常に更新をし、情報が流出することのないようにしてください。

グループでパソコンやファイルを共有する活動、教員の指導を受けるためのレポートファイルの送受信、USBメモリ等によるファイルのやり取りなどにおいて、ウイルスの脅威から身を守ることを心がけてください。さらにパソコン教室や図書館のパソコンでは、不特定多数の人が使用するためウイルス拡散の危険があります。十分注意してください。その他、メール送信時のアドレスの間違いや、ファイルの共有設定の間違えが原因となり個人情報が流出することがあります。

ネット上での個人を特定する内容のつぶやきや誹謗中傷は犯罪になります。

●インターネット・SNS・スマートフォンのマナー

スマートフォンやタブレット端末の普及によって、ネット上のコミュニケーションが急増しています。気軽に自分の言葉を発信できる魅力の一方で、友達感覚で安易に書き込んだことがプライバシーの侵害や誹謗中傷など、犯罪になるケースも発生しています。また、多機能で便利なスマートフォンも、ウイルス

に感染することや、個人情報流出する、高額な請求が来るなど、注意が必要です。本人が気づかない内に犯罪に加担した場合でも懲戒処分対象となります。マナーを守り、安全な使い方を身につけましょう。

○知らないアドレスからのメールは開かない。

○怪しいページは見ない。

○プロフィール入力は最低限にする。

→出会い系サイトに勝手に登録されたり、広告宣伝メールなどの迷惑メールが数限りなく来たり、個人攻撃の対象になったりします。

→無料サイトにアクセスしたところ有料サイトに接続され、高額な登録料の請求が表示されることや、ウェブサイトからたくみに誘導されて、会員登録される（ワンクリック詐欺）こともあります。

○友達リストは非公開にしておきます。

○画像投稿サイトに社会的節度を越えた悪乗り画像や動画の投稿をすると、就職内定取り消しや損害賠償など社会的制裁を受けます。

○著作権法に違反する行為や、違法ダウンロードは懲役または罰金が科せられます。

○実習先の写真・動画、授業に関する記録物などをアップロードすることは厳禁です。

○マッチングアプリ等を利用した他人との金品のやりとりは犯罪やトラブルの元となりますので禁止です。

○他人のアカウントを不正に使用した場合、懲戒処分の対象となります。

○メールを見ながらホームを歩き、線路に転落したという事故があります。歩きスマホ・ながらスマホは危険です。

●契約と解約

勧められるままに契約しないようにしましょう。契約の知識を正しく理解して慎重に行動しましょう。

万一のために「クーリング・オフ」制度も知っておきましょう。

○契約するつもりがなければ、はっきりと「いりません」「お断りします」と言きましょう。

○高額な商品の購入にあたり、クレジットカードによる分割払いで長期間の支払い契約をするといった安易な契約はさげましょう。

○クーリング・オフ制度

定められた期間内に、所定の手続きを行えば、契約を解除し、支払済の代金も取り戻すことができます。

◇クーリング・オフの方法

○電話や口頭でなく、必ず書面でクーリング・オフの期間中に行う。

○ハガキに契約解除したい旨を書き、両面コピーをとり、郵便局から特定記録郵便か簡易書留で出す。

○クレジット契約の場合には、クレジット会社にも通知する。

※商品を受け取っている場合には、送料は着払いで引き取ってもらえます。

◇クーリング・オフの期間

○訪問販売（アポイントメントセールス・キャッチセールスも含む） 8日間

○電話勧誘販売 8日間

○マルチ商法（連鎖販売取引） 20日間

○特定継続的役務提供（エステティックサロン・語学教室など） 8日間

○業務提供誘引販売取引（モニター商法など） 20日間

◇クーリング・オフができない場合

- 総額で3,000円未満の現金取引のとき
- 化粧品、健康食品など政令で消耗品に指定されたものを使用した場合
- 一般の店舗販売およびカタログや広告、テレビ、雑誌などの通信販売（インターネット通販を含む）

●悪質商法の種類

悪質商法の種類や手口は数多く存在します。世の中にうまい話はないと心得ることが大切です。「悪質ではなさそうだがどうだろう？」と迷うような場合は、すぐに判断しないで信頼できる人に相談したり情報を収集するなどの慎重さが必要です。

- キャッチセールス：路上で美容に関するアンケートとって声をかけられ、無料で美顔エステをされると言われ、営業所へ。そこで高額な家庭用美顔器の購入やエステの契約を長時間に渡って勧められ契約してしまった。
- マルチ商法：知人から「よい儲け話がある」と誘われ説明会に行くと、入会金を払ったり商品を購入して会員になり、新たな会員を勧誘すれば中間マージンが振り込まれると説明を受けた。会員になり、友人を勧誘したがマージンが支払われない。
- 資格取得商法：「就職に役立つ」「自分を変える」といって自己啓発セミナーへの参加を勧誘された。一度行くと次のレベルのセミナーを勧められた。参加費用も徐々に高額となり、学生ローンの利用を勧められ、また、友人を勧誘するように言われた。
- 送りつけ商法：一方的に商品を送付され、代金を請求されてしまった。代金を払うとクーリング・オフはできなくなる。
- 訪問販売：ひとり住まいの自宅に新聞の勧誘が来て、長時間にわたって勧誘を受け、仕方なく契約してしまった。
- 点検商法：業者が自宅を訪問してきて、水道水を点検するといって部屋に上がり「このままでは健康被害をうける」と言われ、高額な浄水器を購入する契約をしてしまった。
- SF商法・催眠商法：無料サンプル配布というチラシを見て会場に行くと、狭い部屋に20～30人が集まっていた。販売員の話術と周りの雰囲気「買わなければ損」という気持ちになり、高額商品を購入してしまった。
- 内職・モニター商法：副収入が得られるとパソコンのデータ入力の仕事が勧誘された。仕事をするためには、指定の高額なソフトが必要というので購入したが、仕事を紹介してもらえない。
- 架空請求・不当請求：利用した覚えがないのに情報サイトの利用料金を請求された。出会い系サイトで1回メールをしただけなのに高額な料金を請求された。

●薬物

薬物による事件のニュースが後を絶ちません。危険な薬物や違法薬物を遊びや興味半分で不正に使うこと、悪用することは本人の健康だけではなく、社会や家族、大切な人たちに甚大な迷惑をかけ、多くのものを失い、将来を台無しにしてしまいます。自分には関係ないことと油断するのは危険です。知らぬ間にトラブルや犯罪に巻き込まれることのないよう気を付けてください。もし、使用を勧められたりした時は、はっきり断りましょう。薬物は多くの隠語で呼ばれ、錠剤、粉末、液体、紙片などあらゆる形状で存在し

ています。正体のわからないものの服用や吸引はしないようにしましょう。

【危険薬物】覚せい剤・大麻・MDMA・シンナー・コカイン・ヘロイン・マジックマッシュルーム等

●喫煙

本学は、キャンパス敷地内全面禁煙です。特に、20歳未満の喫煙は法律で禁止されていますので厳守してください。違反の場合は、(学則第41条)懲戒処分の対象になります。

また、たばこのポイ捨てや火災の原因とならないよう、マナーを守りましょう。

*健康増進法により特に学校・病院・児童福祉施設等は敷地内禁煙となっています。

●飲酒

本学は、キャンパス敷地内全面禁酒です。特に、20歳未満の飲酒、飲酒運転は法律で禁止されていますので厳守してください。違反の場合は、(学則第41条)懲戒処分の対象になります。

*飲酒について — 例年、大学生がイッキ飲みなどで急性アルコール中毒になり命を落とすという事故が全国で起きています。血中アルコール濃度が急激に上昇し、「泥酔」「昏睡」の状態に進んでしまい、場合によっては呼吸困難などの危険な状態を引き起こします。

*飲酒運転 — 道路交通法により酒気帯び運転等の禁止が定められています。飲酒運転は運転者にも周囲の人にも厳しい罰則が設けられているほか、社会的な制裁も受けます。「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない」を忘れないでください。

※この他にも別冊『新入生へのメッセージ』にもトラブル回避・こころと体の悩みなどが載っています。これからのキャンパスライフを送るために是非一読してください。

12. 奨学金等

学生支援課(進路・生活)が窓口となって取り扱います。申し込み、変更、中止などの手続きについては相談してください。

1) 飯田短期大学奨学金

本学では、建学の精神に則り、人物・学業ともに優れ、経済的理由により修学が困難な学生に奨学金を貸与しています。

①毎年6月に説明会の案内を掲示しますので希望者は出席してください。

②貸与額は月30,000円です。

③資金は寄付金および貸与奨学生からの返還金です。募集人数は毎年若干名です。

④返還の期間は、貸与期間の3倍(最長6年)以内です。

⑤奨学生の資格を喪失した場合は、それまでに貸与された奨学金の全額を大学の指定する期日までに返還しなければなりません。

※詳細は、規程(学則等諸規程 11.飯田短期大学奨学金規程 P175)を参照してください。

2) 東本願寺奨学金

本学は真宗大谷派学校連合会加盟校であり、東本願寺より奨学金が下記の要件により給付されます。

給付金額 1名100,000円（年間6名）

選考要件 ①人物及び学業成績が優秀であり、建学の精神に則り、真摯に学生生活を送っている者。

②本奨学金の趣旨をよく理解し、給付に感謝し、今後の学生生活に生かし、卒業後の社会貢献を
念頭においている者。

③学長が認めた者。

採用方法 保護者の同意を受けた者で、宗派が定めたレポートを提出し、学内選考を経て採用を決定する。

3) 日本学生支援機構奨学金・授業料等減免

日本学生支援機構は独立行政法人日本学生支援機構法に基づいて設立された国の育英奨学事業を行っている機関です。

人物・学業ともに優れ、経済的理由により修学が困難な学生に対し、学費の貸与および給付を行い修学を支援することを目的としています。

●予約採用者

高等学校在学中に日本学生支援機構奨学金の申込みを行い「奨学生採用候補者決定通知」を受け取っている人は、本学入学後4月にインターネットを通して日本学生支援機構宛に「進学届」を提出することにより正式に奨学生として採用されます。

所定の期限までに「進学届」の提出をしないと資格を失います。

●在学生の申込み（新入生および在学生）

○定期採用

4月に募集します。説明会実施の掲示をしますので希望者は出席してください。

○緊急・応急・家計急変採用

失業、倒産、病気、火災、風水害等により家計が急変し、緊急に奨学金が必要になった場合、第一種奨学金緊急採用・第二種奨学金応急採用・給付奨学金（家計急変）の申込みができます。随時受け付けていますので、必要な場合は学生支援課（進路・生活）へ申し出てください。

○種類（貸与奨学金と給付奨学金）

ア) 貸与奨学金

貸与奨学金は卒業後に貸与額に応じた期間内に返還することが必要です。奨学金金額について、第一種奨学金は無利子ですが第二種奨学金には利息が付きます。家庭の経済状況や人生・生活設計に基づいて必要額を十分検討の上、申込みしてください。

第一種奨学金（無利子）

自宅通学	20,000円	30,000円	40,000円	53,000円
自宅外通学	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円 60,000円

第二種奨学金（有利子）

20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円	80,000円	90,000円
100,000円	110,000円	120,000円					

* 第一種奨学金と第二種奨学金の併用申込みもできます。

イ) 給付奨学金

高等教育修学支援制度（給付奨学金と入学金・授業料減免）では、主に住民税非課税世帯およびそれに準じた世帯等を対象として、世帯の収入・所得金額・扶養する子供が3人以上の多子世帯に応じて区分された4区分により支援額（給付額等）が決まります。申し込みにあたっては学業成績や家計（所得金額・資産）・高等学校等卒業から入学までの期間等の要件があります。

種類と金額

	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
自宅通学	38,300円	25,600円	12,800円	9,600円
自宅外通学	75,800円	50,600円	25,300円	19,000円

* 貸与奨学金との併用申込みもできますが、第一種奨学金額は併給調整があります。

併給調整とは給付奨学金を受け取ることにより第一種奨学金の希望額が停止または減額されることです。

* 入学金・授業料減免については、P132～を参照

●令和7年度から修学支援新制度の拡充により、多子世帯に属している学生等は所得制限に関係なく授業料等減免を受けられるようになります。

●奨学生の採用決定

申し込みをすれば必ず奨学生に採用されるというものではありません。大学が学業成績や家庭の事情、人物など基準に従って選考し、適格者を日本学生支援機構へ推薦します。日本学生支援機構は、本学からの推薦に基づいて家計収入の基準審査を加え、奨学生としての決定をします。

●奨学生として採用決定後の在学中の手続き

奨学生に採用された時の「採用時説明会」や奨学金を継続してもらうための「継続願・適格認定説明会」、卒業年次の「返還説明会」など奨学生として必要な手続きが在学中にあります。その都度説明会実施の掲

示をしますので必ず出席してください。

特に、学業への取り組み姿勢に問題があり留年または卒業延期が決定した場合は、貸与奨学金は停止になり、給付奨学金は廃止になります。

また給付奨学金では学業成績が著しく不良であったり、大学から懲戒処分を受けるなどした場合は、給付を受けた奨学金の返還義務が生じることがあります。(不正により奨学金の給付を受けた場合などは受けた奨学金の100分の140に相当する金額の返還を求められます。)

●前在学校で日本学生支援機構奨学生であった人

高等学校など本学に入学する前の学校で日本学生支援機構の奨学金を受けていた人は、本学在学中は返還猶予ができます。4月に所定の「在学届」を学生支援課(進路・生活)に提出してください。

●高等教育修学支援制度(入学金・授業料減免)

高等教育修学支援制度では「給付奨学金」とあわせて「入学金・授業料減免」があります。主に所得税非課税世帯およびそれに準じた世帯を対象として、世帯の収入・所得金額に応じて区分された4区分により支援額(減免額等)が決まります。また、扶養される子供が3人以上の世帯は、第1区分の支援が受けられます。(後期に区分の再審査があります。)

申し込み資格・申し込み時期・採用選考基準などは給付奨学金と同じで、一緒に申し込むことができます。

減免額

	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
入 学 金	250,000円	166,700円	83,400円	62,500円
授業料(年額)	620,000円	413,400円	206,700円	155,000円

4) その他の奨学金

都道府県などの地方公共団体、民間の育英団体等による各種奨学金制度があります。これらの団体から本学に奨学生の推薦依頼があった場合には、その都度掲示によって通知します。

なお、地方公共団体の奨学金制度は、必ずしも本学に推薦依頼があるとは限りませんので、希望する学生は出身地の都道府県、市町村などに各自問い合わせてください。

看護師・保健師・助産師・介護福祉士を目指す学生のための各病院等の奨学金制度もあります。

5) 傷害保険等

本学では、教育研究活動(正課、学校行事、大学に届け出た課外活動、通学)中における不慮の災害事故により、学生が傷害・後遺障害・死亡を被った場合、また他人にケガを負わせたり他人の財物を損壊したりすることにより損害賠償責任を被った場合の保険として、傷害保険(「学研災」)・賠償責任保険(「学研賠」または「医学賠」)に全員加入しています。事故が生じた場合は、日時、場所、事故の状況、傷害の程度な

どについて速やかに学生支援課（進路・生活）に報告してください。保険内容の詳細は入学時に配布される「保険加入のしおり」を参照してください。

なお、保険料は入学時に徴収します。在籍期間が延長する場合には、その年度当初に別途徴収します。

●傷害保険（「学研災」）

医療保険金（医療の治療を受けた場合）・入院加算金（「保険加入のしおり」より一部抜粋）

	治療日数	支払保険金	入院加算金 (180日を限度)
正課中・学校行事中（治療日数が1日から対象となります。）	1日～3日	3,000円	入院1日につき 4,000円 (注)入院加算金は医療保険金の支払いの有無に関係なく入院1日目から支払われます。
通学中・学校施設内にいる間(課外活動中を除く)・学校施設間の移動中（治療日数が4日以上の場合が対象となります。）	4日～6日	6,000円	
	7日～13日	15,000円	
学校施設内・学校施設外での課外活動(クラブ活動)中（治療日数が14日以上の場合が対象となります。）	14日～29日	30,000円	
	30日～59日	50,000円	
	60日～89日	80,000円	
	90日～119日	110,000円	

●賠償責任保険（「学研賠」「医学賠」とも）

・対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度

13. 課外活動

1) 課外活動の趣旨

短期大学は短い間に専門の知識と技術を学び、社会生活に役立つ資格や免許を取得します。卒業後の進路はさまざまですが、正課の学びとともに、正課外の活動を通して、自己を見つめ、発見し、社会人としての基礎力を身につけることも大切なことです。学生会活動やクラブ活動から協調性やリーダーシップを学ぶこと、地域活動やボランティア活動などの教育的な活動に参加することから得るものは専門の学びをさらに深めるものになると思います。

課外活動に取り組むことで、より豊かな学生生活となることを望みます。

●学外で課外活動を行う時は、<学外活動届>に必要事項を記入し、担当教員の許可を取ってから学生支援課（教務）へ 提出してください。

2) 大学が認める課外活動

●学生会活動・クラブ活動・同好会活動（飯田短期大学学生会の規定に基づいた活動）

○クラブ一覧

・運動部

弓道・バレーボール・バスケットボール・バドミントン・サッカー・ソフトボール・よさこい・ダンス・ソフトテニス・キンボール

・文化部

茶道・華道・軽音楽・SO（スペシャル・オリムピックス）・救血機・なべの会・子ども文化研究会・美術・ご当地グルメ研究会・スポーツ栄養研究会・みどりの会・和楽・マンガ飯・かみかみ・写真・吹奏楽・食と防災

・同好会

いいレポ☆・合唱

●ボランティア活動

ボランティア活動は、『社会貢献活動』として、単位取得の申請ができます。

○個人で応募する活動

（例）人形劇フェスタのボランティア募集の案内をみて参加する。

○教員の募集案内に応募する活動

（例）施設の運動会補助のボランティアに教員からの依頼で参加する。

○クラブ単位で地域社会と連携する活動

（例）地域の公民館役員から、敬老祭の実施にあたり、コーラスの出演依頼があり合唱クラブが参加する。

●社会活動

地域の青年会や消防団、各種実行委員会、サークル等の団体の一員になり活動をする。

●学術活動

学会に入り、学術活動をする。

●インターンシップへの参加

正課内・正課外あるいは学内・学外、個人・団体を問わず、大学が認める課外活動としての学生のインターンシップについて、学生支援課（進路・生活）が把握することになっています。活動中のトラブルに備えて、必ず事前に《インターンシップ届》を学生支援課（進路・生活）へ提出してください。

●その他

就労契約を結ばないその他の活動

3) 団体の届出

●学外団体への参加活動

学外の団体に参加することや、学外の団体支部を学内に設けたりするときには、アドバイザーの承認を

得て、その団体名、代表者名、趣旨、規約・規則を添えて《学外活動届》を学生支援課（教務）へ提出してください。参加者が多い場合には、その責任者を決めて、責任者のクラスのアドバイザーの承認を得てください。

4) その他活動上の諸注意

●活動を学内で行う場合

- ・学内施設の利用は、原則として19：00までとします。（長期休業期間は17：00まで）
- ・必要に応じて《施設使用許可願》《借用願》を提出してください。
- ・終了時に、整理整頓、戸締り、火気に細心の注意を払い、顧問等責任者に届け出てから帰ってください。
- ・教室使用許可後、学務上の必要が生じた場合は、教室および期日の変更を求めることがあります。

●活動の指導者や監督、講師の招聘など、学外の人をお願いする場合には、顧問などの了解を得ることが必要です。

5) 活動運営費の補助

学生会活動の予算および決算は学生会の規定により、財務・庶務課と連携して実施します。その他活動の運営費に関する補助の必要性が生じた場合は、補助を必要とする活動の予算、年間活動の予算計画及び参加学生の個人負担金等がわかる学長宛申請文書を作成し、各団体の顧問等を通して財務・庶務課へ相談をしてください。

6) 委員会活動など

学生会組織図（※学則等諸規程 12. 学生会会則 P176～）参照

7) 行事など（全員参加することとなっています。）

●開学記念行事

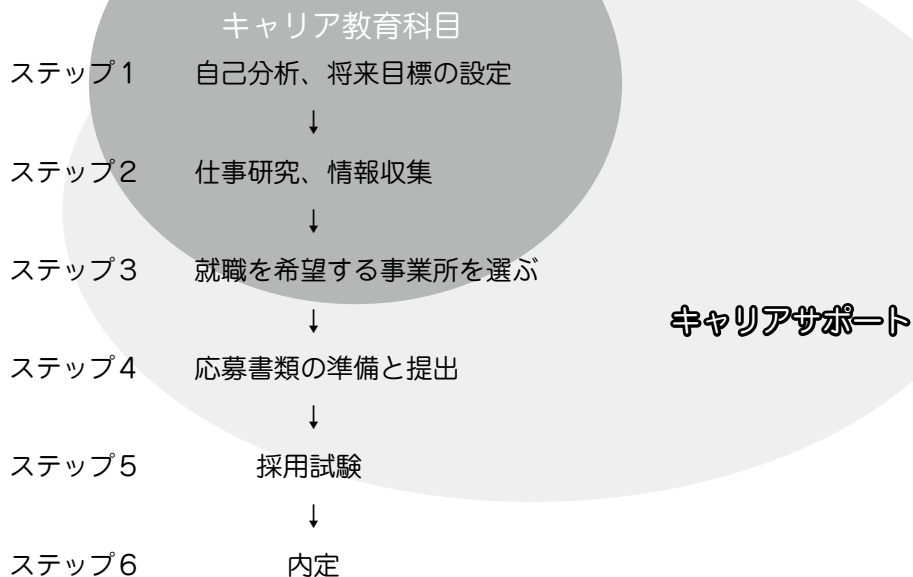
開学記念行事については学生会執行委員会が中心となって行います。

●アカシア祭

アカシア祭に関する活動は学生会学園祭実行委員会が行います。

14. キャリア支援・就職支援

就職活動の基本的な流れ



1) キャリア科目

学んだ知識や技術を、社会や人生に生かすために、キャリア科目が設置されています。詳しくは授業概要(シラバス)を参照してください。

2) 就職支援

●進路希望調査表

本学では、職業安定法に基づいて、本学の学生の進路相談、就職指導、職業紹介と斡旋を行っています。

《進路希望調査表》の提出がない学生には対応ができませんので、必ず期日までに学生支援課(進路・生活)へ提出してください。

●キャリアサポートセミナー

就職活動に役に立つキャリアサポートセミナーを実施しています。

就職・進路決定までの手順、書類の書き方、エントリーの方法、マナーなど全体的な指導を実施しますので、積極的に参加してください。

●各種講座・模擬試験など

「公務員試験対策講座SPI3」(申込制・有料)・資格取得試験申込の案内を掲示します。

また、各学科の専門の試験対策講座・資格取得講座があります。積極的に参加してください。

3) 学生支援課のキャリアサポート

●学生支援課 キャリアサポート業務内容

○就職指導

就職についての情報を提供し、助言するとともに、キャリアサポートセミナーの年間計画に沿って、各学科と連携しながら就職指導を実施します。

○就職相談

随時「個人相談」を受け付けています。就職希望先の選定や、就職活動の方法などについて気軽に相談してください。利用時間内に一人30分を目安に相談をすることができます。

○就職相談の予約

確実に相談できるように予約をしてください。学生支援課（進路・生活）にある予約表に記入してください。

○模擬面接

模擬面接の希望期日を指定し、履歴書のコピーを添えて、学生支援課（進路・生活）へ申し込みます。

（1週間前に受付）

教職員全員が対応します。エントリーシートや履歴書の添削も含めて、模擬面接の中で指導してもらえます。納得のいくまで何回でも申込みことができます。

模擬面接は個人面接形式のみです。

●内定報告

内定通知が届いたら、学生支援課（進路・生活）へ《就職内定報告》を提出します。

●進学等の報告

合格通知が届いたら、学生支援課（進路・生活）へ《進学等合格届》を提出します。

就職活動の内定先決優先のルール

地域の専門職の採用にあたっては、**内定先決優先のルールがとても大切です**。採用内定学生が辞退をすると、事業所は再度採用試験を行う必要が生じ、「あそこの学生は取り消してしまうかもしれないから採用は慎重にしなければならない」ということになってしまいます。

内定の通知が届いたら、すみやかに就職活動を中止し、応募中の事業所等には辞退の連絡をします。

とはいえ、「内定通知が希望した職種や条件と異なっていた」または「家庭の事情で期待に添えなくなった」など想定外なことが起こることもあります。その時には、アドバイザー、学生支援課（進路・生活）へ相談をしてください。

MEMO

学則等諸規程

1. 飯田短期大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法・学校教育法に則り、
 仏教精神にもとづいて人生の真実を探求し、
 高度の教育と専門知識技能の修得を通じて、
 社会の向上発展に寄与する人材の育成を目的とする。

2 本学の設置する各学科又は専攻における
 人材の養成に関する目的その他教育研究の
 目的については別に定める。

(目的達成と評価・公表)

第1条の二 本学は、教育研究水準の向上を図り、
 前条の目的及び社会的使命を達成するため、
 教育研究活動等の状況について自ら点検及び
 評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況につ
 いて、学校教育法施行令第40条で定める
 期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた
 認証評価機関による評価を受けるもの
 とする。

3 前項の点検及び評価を行うにあたっての
 項目の設定、実施体制等については別に
 定める。

(教育内容等の改善)

第1条の三 本学は、授業内容及び方法の改善を
 図るための委員会を設け、研修及び研究
 を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

(名称・所在地)

第2条 本学は、飯田短期大学と称し、長野県飯
 田市松尾代田610番地に置く。

(設置学科並びに定員)

第3条 本学に設置する学科並びに学生定員は、
 次の通りとする。

学 科 名		入学定員	収容定員
生活科学 学 科	生活科学専攻	40名	80名
	介護福祉専攻	40名	80名
	食物栄養専攻	50名	100名
幼 児 教 育 学 科		60名	120名
看 護 学 科		60名	180名

(修業年限)

第4条 各学科の修業年限は次の通りとする。但
 し、修業年限の2倍を超えて在学するこ
 とはできない。

生活科学学科並びに幼児教育学科 2年
 看護学 科 3年

第2章 教育課程及び履修方法

(授業科目及び単位数)

第5条 本学において開設する授業科目、単位数
 は別表（その1）に示す通りとする。

2 前項に規定するもののほか、外国人留
 学生（短期大学設置基準〈昭和50年文部省
 令第21号〉第36条第1項にいう外国人
 留学生をいう。以下同じ。）に対して本学
 が必要と認めるときは、日本語科目及び日
 本事情に関する科目を開設することができる。

3 外国人留学生以外の学生で、外国におい
 て相当の期間中等教育（中学校又は高等学
 校に対応する学校における教育をいう。）
 を受けたもの（以下帰国子女という。）の
 教育について本学が必要と認める場合に
 は、前項に規定する授業科目を開設する
 ことができる。

(授業の方法)

第5条の二 授業は、講義、演習、実験、実習若し
 くは実技のいずれかにより又はこれらの
 併用により行うものとする。

- 2 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 第1項の授業の一部を、校舎及び付属施設以外の場所で行うことができる。

(メディアを利用して行う授業)

第5条の三 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。これにより修得する単位数は、生活科学学科・幼児教育学科では30単位、看護学科では46単位を超えないものとする。

- 2 前項の授業を実施する授業科目については、履修規程において定める。

(卒業の要件)

第6条 学生が卒業資格を得るためには、次の通り単位を修得しなければならない。

生活科学学科並びに幼児教育学科

基礎教養科目	14単位以上
ゼミナール	2単位
専門教育科目・教職科目	48単位以上
合計	64単位以上

看護学科

基礎分野	15単位以上
専門基礎分野	22単位
専門分野	68単位
合計	105単位以上

(免許・資格の取得要件)

第7条 生活科学学科生活科学専攻に在籍して、養護教諭二種免許状を取得しようとするものは、第6条の規定によるほか、教育職

員免許法及び同法施行規程に定める科目を履修し単位を修得しなければならない。

- 2 生活科学学科食物栄養専攻に在籍して、栄養士の免許及び栄養教諭二種免許状を取得しようとするものは、前者においては、第6条の規定によるほか、栄養士法及び同法施行規程に定める科目及び単位を、後者においては、前者の免許を基礎資格として、さらに教育職員免許法及び同法施行規程に定める科目を履修し単位を修得しなければならない。
- 3 幼児教育学科に在籍して幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得しようとするものは、第6条の規定によるほか、前者においては教育職員免許法及び同法施行規程に定める科目を履修し単位を修得しなければならない。後者においては児童福祉法施行規程に定める科目を履修し単位を修得しなければならない。保育士資格取得に関する事項は別に定める。
- 4 看護学科に在籍して看護師国家試験の受験資格を取得しようとするものは、第6条に定める科目及び単位を修得するものとする。
- 5 生活科学学科介護福祉専攻に在籍して、介護福祉士資格を取得しようとするものは、第6条の規定によるほか、社会福祉士及び介護福祉士法、及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規程の定める科目を履修し単位を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第8条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

(1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める

授業科目については30時間をもって1単位とする。

- (2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
- (4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。
- (5) 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、学修の成果を評価し、所定の単位を与えることができる。

(履修届)

第9条 学生は、その年度に履修しようとする科目を、所定の期日までに学長に届け出なければならない。

(履修登録上限)

第9条の二 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するめ、原則、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録できる単位数の上限を別に定める。

(単位の認定)

第10条 授業科目を履修し、試験に合格した者には単位を与える。単位修了認定は試験による。試験は学期末に、その履修した科目について、筆記、口述、論文等の方法により行うものとする。但し、履修について正規の手続きを怠った場合、又は各科目の出席すべき時間数の3分の2以上出席しなかった場合は、試験を受けることができない。又、介護福祉専攻の介護実習については出席すべき時間数の5分の4以上出席しなかった場合は試験を受け

ることができない。

(成績評価及び単位認定)

第11条 試験の成績は、秀・優・良・可・不可とし、不可の場合は単位不認定とする。

(既得単位の認定)

第12条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に他の短期大学又は大学(外国の大学又は短期大学を含む。以下「短期大学等」という。)において修得した単位を、本学において修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の単位認定は、転入学の場合を除き、生活科学学科と幼児教育学科においては30単位、看護学科においては46単位を超えない範囲で行う。
- 3 前2項の単位認定の取り扱いについては、別に定める。

(他の短期大学等での履修)

第13条 本学において教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議により、学生が当該他の短期大学等の専門教育科目を履修することを認めることがある。

- 2 前項の規定により当該他の短期大学等において修得した単位については、生活科学学科と幼児教育学科においては30単位、看護学科においては46単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。
- 3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(外国の短期大学等での履修)

第14条 本学において教育上有益と認めるときは、外国の短期大学又は大学との協議により、学生に休学することなく当該短期大学等に留学し学修することを認めることがある。

- 2 前項の規定により学生が留学をして得た学修の成果については、生活科学学科と幼児教育学科においては30単位、看護学科においては46単位を超えない範囲で、

本学において修得した単位とみなすことができる。

- 3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(他の短期大学等での修得単位数)

第15条 第12条、第13条及び第14条の規定により他の短期大学等又は外国の短期大学等において修得した単位について、本学において修得したと認めることができる単位数は、すべてを合わせて、生活科学学科と幼児教育学科においては30単位、看護学科においては46単位以内とする。

(外国人留学生等の単位認定)

第16条 外国人留学生が第5条第2項に規定する授業科目の単位を修得したときは、これらの単位をもって基礎教養科目の単位に代える事ができる。

- 2 前項の規定は、帰国子女が第5条第3項に規定する授業科目の単位を修得したときに準用する。
- 3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第17条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期及び授業期間)

第18条 学年を分けて次の2学期とし、1年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

- (1) 前期 4月1日より9月30日まで
(2) 後期 10月1日より翌年3月31日まで

(休業日)

第19条 休業日は次の通りとする。

- (1) 日 曜 日
(2) 国民の祝日

(日曜日と重複する場合はその翌日)

- (3) 開学記念日 (5月27日)
(4) 夏季休業
(8月6日より9月30日まで)
(5) 冬季休業
(12月21日より翌年1月10日まで)
(6) 春季休業
(3月4日より3月31日まで)
但し、学長が必要と認めたときには前記の休業日を変更することができる。
又、休業日においても実習を課し、授業を行うことができる。

第4章 入学・退学・休学・復学及び転学

(入学の時期)

第20条 本学の入学期は学年の始めとする。

(入学資格)

第21条 本学へ入学するためには、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)を卒業した者
(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
(4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(5) 文部科学大臣の指定した者
(6) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
(7) その他本学において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第22条 入学志願者は、所定の入学願書及び調査書を、入学検定料とともに、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第23条 入学志願者に対しては所定の選考を行う。

(入学の手続き及び許可)

第24条 前条の選考に合格した者は、指定の日までに入学に必要な書類に所定の入学時納入金をそえて提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを終えた者に、入学を許可する。

(保証人)

第25条 学生は、保証人を定めなければならない。保証人は父母もしくは成年の親族で独立の生計をいとなむ者であること。

(退学)

第26条 退学しようとするものは、その理由を詳記して保証人連署のうえ願出、学長の許可を得なければならない。

(休学及び復学)

第27条 病気その他やむを得ない理由によって引き続き2か月以上欠席しようとする場合には、保証人連署のうえ願出、学長の許可を得て休学することができる。休学期間は1か年以内とし、やむを得ない場合は更に1年以内の延期を認める。休学期間は、第4条の修業年限には算入しない。

- 2 休学者が復学しようとするときは、復学しようとする学期の2週間前までに所定の様式により、復学願を提出し、学長に許可を得て復学することができる。復学の時期は前期又は後期の始めとする。

(転入学)

第28条 本学に転入学を願出する者があるときは、選考のうえ、これを許可することがある。但し、生活科学学科介護福祉専攻については転入学は認めない。

(転学)

第29条 他の学校に転学を出願しようとする者は、保証人と連署で願出、本学学長の許可を受けなければならない。

第5章 卒業

(卒業認定)

第30条 生活科学学科と幼児教育学科にあつては2年以上、看護学科にあつては3年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者について、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

(短期大学士)

第30条の二 学長は卒業を認定した者に対して、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

- 2 学位規程については別に定める。

第6章 検定料・入学金・授業料

(授業料等)

第31条 本学における学校納入金は次の通りとする。

- (1) 入学検定料 30,000円
- (2) 入 学 金 250,000円
- (3) 授 業 料

生活科学学科

生活科学専攻 980,000円

介護福祉専攻 980,000円

食物栄養専攻 1,000,000円

幼児教育学科 1,000,000円

看護学科 1,200,000円

授業料は、前期・後期の2期に分け、4月及び10月に分納するものとする。

(納入金の返還)

第32条 納付された学校納入金は原則として返還しない。

(除籍)

第33条 納付期限に至っても授業料を納付しない

者には督促を行い、なお納入しない者については、学長はその登校を停止し、又は学籍を除くことがある。

第34条 (削除)

第7章 教員組織ならびに教授会

(職員組織)

第35条 本学に次の職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他

(教授会)

第36条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第37条 教授会は、学長及び専任教授をもって組織する。但し、必要ある場合は他の教職員を加えることができる。

(教授会の招集及び審議事項)

第38条 教授会は、学長が招集し、次の事項について学長の諮問に応じて審議する。

- (1) 学生の入学、卒業および課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) その他教育研究上並びに大学の運営上必要な学長及び学科会や委員会等の長により要請された事項

(教授会の成立及び議長)

第39条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議長は学長あるいは学長の指名した者とする。

第8章 賞 罰

(表彰)

第40条 本学の学生にして、操行学業ともに優秀で、学生の模範となる者に対しては、教授会の議を経て、学長は表彰することができる。

(懲戒)

第41条 本学の学生にして、学則に背き、又は学長の定める規定に違反し、あるいは学校の

秩序を乱し、学生としての本分に反した行為あるときは教授会の議を経て、学長が懲戒を行う。懲戒は譴責・停学及び退学とする。

第9章 図 書 館

(図書館)

第42条 本学に図書館を置く。

(図書館利用規程)

第43条 図書館に関する規程は別に定める。

第10章 厚生保健

(厚生保健)

第44条 学生は定期に行う健康診断を受けるほか、随時健康診断を受けて病気の予防と健康の増進につとめなければならない。

- 2 厚生保健に関する施設及び利用方法は別に定める。

第11章 科目等履修生・外国人留学生・長期履修学生・公開講座

(科目等履修生)

第45条 本学の授業科目の履修を希望するものがあるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考のうえ、科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

第46条 (削除)

第47条 (削除)

第48条 (削除)

(外国人留学生)

第49条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留

学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

(長期履修学生)

第49条の二 第4条に定める修業年限を越え、3年から6年の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、生活科学学科並びに幼児教育学科に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、長期履修学生として入学を許可することがある。

- 2 長期履修学生について必要な事項は別に定める。

(公開講座)

第50条 本学は学生の学習を妨げない場合に限り、適当な時期に公開講座を設け、地方文化の向上に資することができる。

第12章 専攻科

(学生定員及び修業年限)

第51条 本学に専攻科を置く。

- 2 専攻科の課程、入学定員及び修業年限は次の通りとする。

課 程	入学定員	修業年限
地 域 看 護 学 専 攻	15名	1年
助 産 学 専 攻	5名	1年
養 護 教 育 専 攻	10名	2年

(在学年限)

第52条 専攻科の学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第53条 地域看護学専攻及び助産学専攻に入学することができる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- 1 文部科学大臣が指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者

- 2 外国において、学校教育における15年の課程(最終の課程が看護に関するものに限る)を修了した者

- 3 その他本学において、上の1に規定する者と同等以上の学力があると認められた者

第53条の二 養護教育専攻に入学することのできる者は、養護教諭二種免許状を取得した者、又は取得見込みの者とする。

(授業科目)

第54条 専攻科の授業科目及び単位数は、別表(その2)の通りとする。

(修了の要件)

第55条 専攻科の学生が修了資格を得るためには、下記の通り単位を修得しなければならない。

地域看護学専攻

専門教育科目

35単位以上

助産学専攻

専門教育科目

35単位以上

養護教育専攻

専門教育科目

62単位以上

(免許・資格の取得要件)

第56条 保健師並びに助産師の国家試験の受験資格を取得しようとするものは、専攻科に1年以上在学し、第55条に定める科目及び単位を修得するものとする。

- 2 専攻科養護教育専攻に在籍して、養護教諭一種免許状を取得しようとするものは、第55条の規定によるほか、教育職員免許法及び同法施行規程に定める科目を履修し単位を修得しなければならない。なお、学士の学位がないものは、大学改革支援・学位授与機構で行う審査に合格し、学士の学位を取得しなければならない。

(修了認定)

第57条 専攻科に定められた年限在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者について、教授会の議を経て学長が修了を認定する。

- 2 学長は修了を認定した者に対して、修了

証書を授与する。

(授業料等)

第58条 専攻科の学校納入金は次のとおりとする。

地域看護学専攻並びに助産学専攻

(1) 入学検定料	30,000円
(2) 入 学 金	300,000円
(3) 授 業 料	1,400,000円

養護教育専攻

(1) 入学検定料	30,000円
(2) 入 学 金	200,000円
(3) 授 業 料	980,000円

授業料は、前期・後期の2期に分け、4月及び10月に分納するものとする。

(適用)

第59条 専攻科については、この章に定めるもののほか、第8条から第14条まで、第17条から第20条まで、第26条から第29条まで、第30条の2、第32条から第45条まで、第49条から第50条までに定めるところによる。

附 則

本学則は、昭和42年4月1日よりこれを実施する。
昭和43年4月一部改正。昭和44年4月一部改正。
昭和47年4月一部改正。昭和49年4月一部改正。
昭和51年4月一部改正。昭和54年4月一部改正。
昭和62年4月一部改正。平成2年4月一部改正。
平成4年4月一部改正。平成5年4月一部改正。
平成6年4月一部改正。平成8年4月一部改正。
平成9年4月一部改正。平成10年4月一部改正。
平成11年4月一部改正。平成12年4月一部改正。
平成13年4月一部改正。平成14年4月一部改正。
平成15年4月一部改正。平成16年4月一部改正。
平成17年4月一部改正。平成18年1月一部改正。
平成18年12月一部改正。平成19年6月一部改正。
平成20年4月一部改正。平成21年4月一部改正。
平成22年4月一部改正。平成23年4月一部改正。
平成24年4月一部改正。平成25年4月一部改正。

平成26年4月一部改正。平成27年4月一部改正。
平成28年4月一部改正。平成29年4月一部改正。
平成30年4月一部改正。平成31年4月一部改正。
令和2年4月一部改正。令和3年4月一部改正。
令和4年4月一部改正。令和5年4月一部改正。

第5条 別表（その1）

学科の名称	開設授業科目	授業方法	単位数		備考
			必修	選択	
生活科学学科 幼児教育学科	基礎教養科目				必修3単位以上及び3分野 にわたり選択科目11単位 以上を修得
	人間の理解				
	美しく生きる	講義	2		
	心理学	講義		2	
	哲学	講義		2	
	人間と社会				
	日本国憲法	講義		2	
	教育学	講義		2	
	倫理学	講義		2	
	介護福祉の基本	講義		2	
	自然と生活				
	生活と化学	講義		2	
	生物学	講義		2	
	環境と人間	講義		2	
	科学史	講義		2	
	数学基礎	講義		2	
	外国語				
	英語	演習		2	
	英会話	演習		2	
	ドイツ語	演習		2	
	自己表現				
	スポーツと健康(理論)	講義		1	
	スポーツと健康(実技)	実技		1	
	音楽	講義		2	
	美術	演習		2	
	キャリア				
	キャリアデザイン	演習	1		
	地域社会学	講義		2	
	基礎コミュニケーション	講義		2	
	文章表現	演習		2	
	地域防災	講義		2	
	情報処理	演習		2	
	簿記論Ⅰ	演習		1	
簿記論Ⅱ	演習		1		
社会貢献活動	演習		1		
	計		3	47	

学科の名称	開設授業科目	授業方法	単位数		備考
			必修	選択	
生活科学学科 生活科学専攻	専門教育科目				
	生活経営学	講義	2		この中から4科目 選択必修 食品学を含む
	衣生活概論	講義	2		
	食生活概論	講義	2		
	住生活概論	講義	2		
	生活学演習	演習	1		
	調理学及び調理実習	講義・実習		2	
	社会学	講義		2	
	経済学	講義		2	
	企業とビジネスⅠ	講義		2	
	企業とビジネスⅡ	講義		2	
	保育学	講義		2	
	アパレル材料学	講義		2	
	アパレル管理学	講義		2	
	栄養学	講義		2	
	臨床栄養実習	実習		1	
	生活文化演習	演習		1	
	実務英語	講義		2	
	ビジネス情報処理Ⅰ	演習		1	
	ビジネス情報処理Ⅱ	演習		1	
	保健統計	演習		1	
	ファッションⅠ	講義・実習		2	
	ファッションⅡ	演習		2	
	ファッションⅢ	演習		2	
	染織基礎	講義・実習		2	
	染めⅠ	講義・実習		2	
	染めⅡ	講義・実習		2	
	織りⅠ	講義・実習		2	
	織りⅡ	講義・実習		2	
	テキスタイルアート	演習		2	
	陶芸	演習		2	
	イラスト	演習		1	
	色彩学及び演習	講義・演習		2	
	色彩コーディネート演習Ⅰ	演習		1	
	色彩コーディネート演習Ⅱ	演習		1	
	フェルト	演習		2	
グラフィックデザイン演習	演習		1		
ファッションビジネス論	講義		2		
造形論	講義		2		
デザイン概論	講義		2		

学科の名称	開設授業科目	授業方法	単位数		備考
			必修	選択	
生活科学学科 生活科学専攻	保健衛生学	講義		2	予防医学含む
	公衆衛生学	講義		2	
	学校保健	講義		2	
	養護概説	講義		2	
	健康相談活動	講義		2	
	解剖学	講義		2	
	生理学	講義		2	
	微生物学	講義		2	
	薬理学概論	講義		2	
	精神保健	講義		2	
	看護学Ⅰ	講義		2	
	看護学Ⅱ	講義		2	
	看護学実習	実習		2	
	救急処置	実習		2	
	臨床医科学	講義		2	
	臨床実習	実習		2	
	医療秘書実務（調剤）	講義		2	
	医療秘書実習	実習		1	
	医療事務概論	講義		2	
	医療福祉制度論	講義		2	
	医療保険論	講義		2	
	医療保険演習	演習		1	
	医師事務作業補助概論	講義		2	
	医師事務作業補助演習	演習		1	
	歯科事務概論	講義		2	
	歯科事務実務論	講義		2	
	歯科事務演習	演習		1	
	ビジネスマナー演習	演習		1	
	IT情報処理Ⅰ	講義		2	
	IT情報処理Ⅱ	講義		2	
	ウェブデザイン	演習		1	
	ファイナンシャルプランニングⅠ	講義		2	
	ファイナンシャルプランニングⅡ	講義		2	
	社会調査演習	演習		1	
	スポーツビジネス論	講義		2	
	地域経営論	講義		2	
	地域文化論	講義		2	
	SPⅠ演習Ⅰ	講義		2	
	SPⅠ演習Ⅱ	講義		2	
	地域経営実習	実習		1	

学科の名称	開設授業科目	授業方法	単位数		備考
			必修	選択	
	臨床心理学	講義		2	
	保健管理	講義		2	
	保健養護概論	講義		2	
	養護特講	講義		2	
	養護診断	演習		1	
	養護処置	演習		1	
	計		9	119	
生活科学学科 生活科学専攻	教職専門科目				
	教職論	講義		2	
	教育原理	講義		2	
	教育史	講義		2	
	教育心理学	講義		2	
	特別支援教育論	講義		2	
	教育課程・生徒指導論	講義		2	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）を含む
	道徳・特別活動・総合的な学習の時間論	講義		2	
	教育方法論Ⅰ	演習		1	
	教育方法論Ⅱ	演習		1	
	教育相談	講義		2	
	養護実習指導	講義・実習		1	
	養護実習	実習		3	
	教職実践演習（養護教諭）	演習		2	
	計			24	
	ゼミナールⅠ	演習	1		
	ゼミナールⅡ	演習	1		
	卒業研究	演習		2	
	卒業制作Ⅰ	実習		1	
	卒業制作Ⅱ	実習		1	
	計		2	4	
	合計		11	147	

学科の名称	開設授業科目		授業方法	単位数		備考
				必修	選択	
生活科学学科 介護福祉専攻	専門教育科目					
	人間と社会	人間の尊厳と自立	人間の尊厳と自立	講義	2	
コミュニケーション		人間関係とコミュニケーション	講義	2		
		チームマネジメント	講義	2		
社会の理解		社会の理解 I 社会の理解 II	講義 講義	2 2		
選択科目	人間と社会に関する	臨床栄養実習 介護予防論 アクティビティ演習	実習 講義 実習		1	
介護	介護の基本	介護の基本A	講義	2		
		介護の基本B	講義	2		
		介護の基本C	講義	2		
		介護の基本D	講義	2		
		介護の基本E	講義		2	
		介護の基本F	講義		2	
	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術 I	講義	2		
		コミュニケーション技術 II	演習		1	
	生活支援技術	生活支援技術A	演習	1		
		生活支援技術B	演習	1		
		生活支援技術C	演習	2		
		生活支援技術D	演習	1		
		生活支援技術E	演習	1		
		生活支援技術F	演習	1		
生活支援技術G		演習		1		
生活支援技術H		演習		1		
生活支援技術I		演習		1		
介護過程	介護過程 I	講義	2			
	介護過程 II	講義	2			
	介護過程 III	講義		4		
	介護過程 IV	講義		2		

学科の名称	開設授業科目		授業方法	単位数		備考	
				必修	選択		
生活科学学科 介護福祉専攻	介護	介護総合演習	介護総合演習Ⅰ	演習		1	
			介護総合演習Ⅱ	演習		1	
			介護総合演習Ⅲ	演習		1	
			介護総合演習Ⅳ	演習		1	
		介護実習	介護実習Ⅰ-1	実習		1	
			介護実習Ⅰ-2	実習		1	
			介護実習Ⅰ-3	実習		1	
			介護実習Ⅱ	実習		4	
	からだのしくみ	からだのしくみ	こころとからだのしくみⅠ	講義	4		
			こころとからだのしくみⅡ	講義	2		
			こころとからだのしくみⅢ	講義		2	
		発達と老化の理解	発達と老化の理解Ⅰ	講義	2		
			発達と老化の理解Ⅱ	講義		2	
			認知症の理解Ⅰ	講義	2		
	障害の理解	認知症の理解Ⅱ	講義	2			
		障害の理解Ⅰ	講義	2			
	医療的ケア	医療的ケア	医療的ケア(基本研修)	講義		5	
			(演習)	演習			
			(実地研修)				
	計					48	37
ゼミナールⅠ			演習	1			
ゼミナールⅡ			演習	1			
計					2		
合計					50	37	

学科の名称	開設授業科目	授業方法	単位数		備考
			必修	選択	
生活科学学科 食物栄養専攻	専門教育科目				
	公衆衛生学	講義		2	
	生活経営学	講義	2		
	生化学	講義		2	
	栄養科学実験 I	実験		1	
	解剖生理学	講義		2	
	栄養科学実験 II	実習		1	
	生理学	講義		2	
	運動生理学	演習		1	
	病理学	講義		1	
	食品学 I	講義	2		
	食品学 II	講義	2		
	食品科学実験	実験		1	
	食品加工学	講義		2	
	食品開発実習	実習		1	
	食品衛生学	講義		2	
	栄養学 I	講義	2		
	栄養学 II	講義	2		
	栄養学実習	実習	1		
	臨床栄養学 I	講義	2		
	臨床栄養学 II	講義		2	
	臨床栄養学実習 I	実習		1	
	臨床栄養学実習 II	実習		1	
	公衆栄養学	講義		2	
	栄養指導論 I	講義		2	
	栄養指導論 II	講義		2	
	栄養指導実習	実習		1	
	食生活論	講義	1		
	栄養カウンセリング論	講義		1	
	給食管理 I	演習		1	
	給食管理 II	演習		1	
	給食管理実習 I	実習		1	
	給食管理実習 II	実習		1	校外実習含む
調理科学	講義	2			

学科の名称	開設授業科目	授業方法	単位数		備考
			必修	選択	
生活科学学科 食物栄養専攻	調理学実験	実験		1	基礎調理含む
	調理実習Ⅰ	実習	1		
	調理実習Ⅱ	実習	1		
	調理実習Ⅲ	実習	1		
	栄養情報処理	演習		1	
	食料経済	講義		2	
	フードスペシャリスト論	講義		2	
	フードコーディネーター論	講義		2	
	食品鑑別演習	演習		1	
	計		19	43	
教職専門科目					事前・事後指導を含む
学校栄養教育論	講義		2		
教職論	講義		2		
教育原理	講義		2		
教育心理学	講義		2		
特別支援教育論	講義		2		
教育課程・生徒指導論	講義		2		
道徳・特別活動・総合的な学習の時間論	講義		2		
教育方法論Ⅰ	演習		1		
教育方法論Ⅱ	演習		1		
教育相談	講義		2		
栄養教育実習	実習		2		
教職実践演習（栄養教諭）	演習		2		
計			22		
ゼミナールⅠ	演習	1			
ゼミナールⅡ	演習	1			
卒業研究	演習		2		
計		2	2		
合計		21	67		

学科の名称	開設授業科目	授業方法	単位数		備考
			必修	選択	
幼児教育学科	専門教育科目				
	教職論	講義		2	
	教育学原論	講義		2	
	保育原理	講義	2		
	社会的養護 I	講義		2	
	幼児教育実習 I	演習・実習	3		事前・事後指導 1 単位を含む
	幼児教育実習 II	実習		2	事前・事後指導を含む
	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習		2	
	保育実習 I	実習		4	
	保育実習指導 I	演習		2	
	保育実習 II	実習		2	
	保育実習指導 II	演習		1	
	保育実習 III	実習		2	
	保育実習指導 III	演習		1	
	子どもの保健	講義	2		
	子どもの健康と安全	演習		1	
	子どもの食と栄養	演習	2		
	発達心理学	講義	2		
	子ども家庭支援の心理学	講義	2		
	教育心理学	演習		1	
	臨床心理学	演習		2	
	子ども家庭福祉	講義	2		
	社会福祉	講義	2		
	子育て支援	演習		1	
	児童文化	演習		2	
	音楽 I	演習		2	
	音楽 II	演習		2	
	リトミック I	演習		1	
	リトミック II	演習		1	
	からだとあそび	演習		2	
	身体表現	演習		1	
	ひととのかかわり	講義・演習		1	
	言語表現	演習		1	
	図画工作	演習		2	
保育の国語	演習		1		
保育内容総論	演習		1		

学科の名称	開設授業科目	授業方法	単位数		備考	
			必修	選択		
幼児教育学科	保育内容 (子どもと健康)	演習		1		
	保育内容 (子どもと人間関係)	演習		1		
	保育内容 (子どもと環境)	演習		1		
	保育内容 (子どもとことば)	演習		1		
	保育内容 (子どもの表現)	演習		2		
	幼児理解と教育相談	講義		2		
	心理療法	演習		2		
	保育・教育課程総論	講義		2		
	乳児保育Ⅰ	講義		2		
	乳児保育Ⅱ	演習		1		
	社会的養護Ⅱ	演習		1		
	特別支援教育(概論)	演習		2		
	教育方法論	講義		2		
	子ども家庭支援論	講義		2		
	個別支援研究	講義		2		
	個別支援実習	実習		1		
	ExpressionⅠ	演習		1		
	ExpressionⅡ	演習		1		
	計			17	71	
	ゼミナールⅠ	演習		1		
ゼミナールⅡ	演習		1			
卒業研究	演習			2		
計			2	2		
合計			19	74		

学科の名称	開設授業科目		授業方法	単位数		備考
				必修	選択	
看護学科	基礎分野					
	科学的思考の基盤・人間と生活・社会の理解・キャリア	美しく生きる	講義	2		必修科目11単位 及び選択科目 4単位以上を修得
		ピハラー・ケア論	講義	2		
		哲学	講義		2	
		心理学	講義		2	
		倫理学	講義		2	
		発達心理学	講義	1		
		音楽	講義		2	
		日本国憲法	講義		2	
		教育学	講義		2	
		数学基礎	講義		2	
		化学	講義		2	
		統計学	講義		2	
		環境科学	講義		2	
		基礎英語Ⅰ	演習	1		
		基礎英語Ⅱ	演習		1	
		英語講読	演習	1		
		英会話Ⅰ	演習		1	
		英会話Ⅱ	演習		1	
		ドイツ語	演習		1	
		体育実技	実技	1		
		キャリアデザイン	演習	2		
		地域社会学	講義		2	
		基礎コミュニケーション	講義		2	
	文章表現	演習		2		
	地域防災	講義		2		
	情報処理	演習	1			
	社会貢献活動	演習		1		
	計			11	33	15単位以上を修得
	専門基礎分野					
	人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進	人体構造機能学Ⅰ	講義	1		
		人体構造機能学Ⅱ	講義	1		
		人体構造機能学Ⅲ	講義	1		
臨床生化学		演習	1			
栄養学		演習	1			
薬理学		講義	1			
微生物学・感染症学		講義	1			
病理・病態生理学		講義	1			
病態・疾病治療論Ⅰ		講義	1			
病態・疾病治療論Ⅱ		講義	1			
病態・疾病治療論Ⅲ		講義	1			
病態・疾病治療論Ⅳ		講義	1			

学科の名称	開設授業科目		授業方法	単位数		備考	
				必修	選択		
看護学科	回復の促進 成り立ちと 機能・疾病の 人体の構造と	放射線医学	講義	1			
		麻酔科学	講義	1			
		臨床検査	講義	1			
		リハビリテーション概論	講義	1			
		小計			16		
	健康支援と 社会保障制度	公衆衛生学	講義				
		社会福祉学	講義				
		臨床心理学	講義・演習				
		関係法規 保健医療福祉論	講義 講義				
		小計			6		
		計			22		22単位を修得
		専門分野					
	基礎看護学	看護学概論	講義	1			
		看護倫理	講義	1			
		コミュニケーション論	講義	1			
基礎看護技術論Ⅰ		講義・演習	1				
基礎看護技術論Ⅱ		講義・演習	1				
基礎看護技術論Ⅲ		講義・演習	1				
基礎看護技術論Ⅳ		講義・演習	1				
基礎看護技術論Ⅴ		講義・演習	1				
臨床看護総論Ⅰ		講義	1				
臨床看護総論Ⅱ		講義	1				
臨床看護総論Ⅲ		講義	2				
基礎看護学実習Ⅰ		実習	1				
基礎看護学実習Ⅱ		実習	2				
	小計			15		15単位を修得	
地域・在宅看護論	地域の暮らしを支える看護	講義・演習	2				
	家族看護学	講義	2				
	地域・在宅看護論Ⅰ	講義・演習	1				
	地域・在宅看護論Ⅱ	講義・演習	1				
	暮らしの実習	実習	1				
	地域・在宅看護論実習	実習	2				
	小計			9		9単位を修得	
成人看護学	成人保健論	講義	2				
	成人臨床看護論Ⅰ	講義・演習	1				
	成人臨床看護論Ⅱ	講義・演習	1				
	成人臨床看護論Ⅲ	講義・演習	1				
	成人臨床看護論Ⅳ	講義・演習	1				
	成人臨床看護論Ⅴ	講義・演習	1				
	成人看護学実習	実習	4				
	小計			11		11単位を修得	

学科の名称	開設授業科目		授業方法	単位数		備考
				必修	選択	
看護学科	老年看護学	老年保健論	講義	2		
		老年臨床看護論Ⅰ	講義	1		
		老年臨床看護論Ⅱ	講義	1		
		老年看護学実習	実習	4		
		小計		8		8単位を修得
	小児看護学	小児保健論	講義	2		
		小児臨床看護論Ⅰ	講義	1		
		小児臨床看護論Ⅱ	講義	1		
		小児看護学実習	実習	2		
		小計		6		6単位を修得
	母性看護学	母性保健論	講義	2		
		母性臨床看護論Ⅰ	講義・演習	1		
		母性臨床看護論Ⅱ	講義・演習	1		
		母性看護学実習	実習	2		
		小計		6		6単位を修得
精神看護学	精神保健論	講義	2			
	精神臨床看護論Ⅰ	講義	1			
	精神臨床看護論Ⅱ	講義	1			
	精神看護学実習	実習	2			
	小計		6		6単位を修得	
統合看護の 実践	看護管理	講義	1			
	看護研究	演習	1			
	ゼミナール（卒業研究）	演習	2			
	統合実習	実習	3			
	小計		7		7単位を修得	
計				68		68単位を修得
合計				101	33	105単位以上を修得

第54条 別表（その2）

専攻科の名称	開設授業科目	授業方法	単位数		備考
			必修	選択	
専攻科 地域看護学専攻	公衆衛生看護学概論	講義	2		
	公衆衛生看護技術論Ⅰ	講義・演習	1		
	公衆衛生看護技術論Ⅱ	講義・演習	2		
	健康生活論	講義	2		
	産業保健活動論	講義・演習	1		
	学校保健活動論	講義・演習	1		
	母子公衆衛生看護活動論	講義・演習	2		
	成人公衆衛生看護活動論	講義	2		
	高齢者公衆衛生看護活動論	講義	2		
	精神公衆衛生看護活動論	講義	2		
	公衆衛生看護管理論	講義・演習	1		
	疫学	講義	2		
	保健統計学Ⅰ	講義・演習	1		
	保健統計学Ⅱ	演習	2		
	保健医療福祉行政論Ⅰ	講義	2		
	保健医療福祉行政論Ⅱ	講義・演習	2		
	公衆衛生看護学実習	実習	7		
	公衆衛生看護学研究Ⅰ	講義・演習	1		
	公衆衛生看護学研究Ⅱ	演習		2	
	日本国憲法	講義		2	
	体育	講義・演習		2	
英会話	演習		2		
情報処理演習	演習		2		
仏教的ターミナルケア論	講義		1		
	合計		35	11	35単位以上を修得
専攻科 助産学専攻	基礎助産学Ⅰ	講義	1		
	基礎助産学Ⅱ	講義・演習	1		
	基礎助産学Ⅲ	講義	1		
	基礎助産学Ⅳ	講義	1		
	基礎助産学Ⅴ	講義	1		
	助産診断・技術学Ⅰ	講義・演習	2		
	助産診断・技術学Ⅱ	講義・演習	2		
	助産診断・技術学Ⅲ	講義	2		
	助産診断・技術学Ⅳ	講義・演習	2		
	助産診断・技術学Ⅴ	講義・演習	2		
	地域母子保健	講義・演習	2		
	助産管理	講義	2		
	助産学実習A	実習	3		
	助産学実習B	実習	8		

専攻科の名称	開設授業科目	授業方法	単位数		備考
			必修	選択	
専攻科 助産学専攻	地域母子保健実習	実習	1		
	助産学研究A	講義・演習	1		
	助産学研究B	講義・演習		2	
	周産期栄養学	講義・演習	1		
	助産援助論	講義・演習	1		
	小児発達論	講義	1		
	仏教的ターミナルケア論	講義		1	
	情報処理	講義・演習		1	
	合計		35	4	35単位以上を修得
専攻科 養護教育専攻	衛生学研究	講義	2		} 選択科目の中から 4単位以上必修
	予防医学研究	講義	2		
	学校保健研究	講義	2		
	養護学研究	講義	2		
	教育臨床心理学研究	講義		2	
	ヘルス・カウンセリング研究	演習	2		
	栄養学研究	講義	2		
	解剖生理学研究	講義	2		
	人体構造機能論Ⅰ	講義		2	
	人体構造機能論Ⅱ	講義		2	
	病態生理論	講義		2	
	免疫学研究	講義	2		
	薬理学研究	講義	2		
	精神保健研究	講義	2		
	救急処置演習	演習	2		
	臨床診断実習	実習	1		
	看護学特論	演習	2		
	小児看護論	講義	2		
	成人看護論	講義	2		
	教育職の研究	講義	2		
	教育基礎論	講義	2		
	教育制度研究	講義	2		
	学校教育心理学	講義	2		
	教育課程研究	講義	2		
	教育方法の研究	講義	2		
	道德教育・特別活動研究	講義	2		
	生徒指導・教育相談論	講義	2		
	教職総合ゼミ	演習	2		
	養護特別実習	実習	1		
	特別実習指導	演習	2		
	教職実践演習（養護教諭）	演習	2		

専攻科の名称	開設授業科目	授業方法	単位数		備考
			必修	選択	
専攻科 養護教育専攻	保健統計演習	演習	2		
	特別支援教育研究	講義	2		
	健康教育研究	演習		2	
	ファーストエイド演習	演習		1	
	青少年体験活動演習	演習		1	
	修了研究Ⅰ	演習	2		
	修了研究Ⅱ	演習	2		
	修了研究Ⅲ	演習	2		
	合計		62	12	

2. 飯田短期大学 学位規程

その旨を公表するものとする。

(目的)

第1条 この規程は、学位規程（昭和28年文部省第9号）第13条及び飯田短期大学学則（以下「学則」という。）第30条の2の規定に基づき、飯田短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専門分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専門分野の名称は次のとおりとする。

生活科学学科生活科学専攻(生活科学)
生活科学学科介護福祉専攻(介護福祉学)
生活科学学科食物栄養専攻(食物栄養学)
幼児教育学科(幼児教育)
看護学科(看護学)

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第30条の2の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 教授会は、卒業を認定したときは、その結果を学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「飯田短期大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、

附 則

この規程は平成18年2月1日から施行する。

- (1) 平成25年4月1日一部改正。
- (2) 令和4年4月1日一部改正。
- (3) 令和5年4月1日一部改正。

3. 飯田短期大学 履修規程

(目的)

第1条 この規程は、授業科目の履修等に関する事項について定める。

(授業科目)

第2条 生活科学学科（生活科学専攻、介護福祉専攻、食物栄養専攻）、幼児教育学科、看護学科、専攻科(地域看護学専攻、助産学専攻、養護教育専攻)において開設する授業科目は学則別表(その1)別表(その2)のとおりとする。

(履修)

第3条 学生は履修する授業科目を各学期の指定した期間内に登録しなければならない。未登録の授業科目を受講しても、その単位を取得することはできない。(通年科目は授業開始期においてのみ登録可)

(履修科目の上限)

第4条 学生が1年間で履修登録できる単位数の上限は、50単位とする。

2 次の各号の授業科目の単位は、前項の単位数には含めないものとする。

- (1) 再履修科目
- (2) 集中講義等、正課の時間外で行われる科目
社会貢献活動、卒業研(生活科学学科・幼児教育学科)
- (3) 認定科目(既修得単位)
- (4) その他、学科専攻で定められた科目

- 3 通算GPAが3.0以上の学生については、次年度に履修登録できる単位上限を55単位とする。

(履修登録)

第5条 履修登録は、指定された期間に履修登録用紙を提出することによって行うものとする。

(履修登録期間)

第6条 履修登録期間は、学年暦に定められた期間とし前期開設科目および通年開設科目は4月上旬、後期開設科目は8月上旬までに履修登録を行うものとする。ただし、社会貢献活動、統合実習、卒業研究に関しては、この限りではない。

(履修科目の追加・変更・取消)

第7条 履修登録科目を変更・取り消す場合は、履修登録変更締切日までに手続きを行うことで変更・取り消しが可能である。変更・取り消しを行う場合、アドバイザーに相談の上、履修登録変更願を学生支援課へ提出しなければならない。

- 2 履修登録変更締切日以降の追加は、やむを得ない事由がある場合に限り認めることがある。この場合、当該授業科目の担当教員・アドバイザーに相談し、学科長または専攻主任の了解を得て、学生支援課へ届け出なければならない。

(同一授業科目の重複履修)

第8条 既に単位を修得した科目は、再度履修することができない。ただし、授業担当者の判断で、他の学生の修学を妨げない場合において、聴講することができる。

(授業の方法)

第9条 学則第5条の二に基づき、授業の方法は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 各授業の単位数は、学則第8条に定めるものとする。ただし、幼児教育学科にお

ける以下の科目については、40時間をもって1単位とする。

「保育実習Ⅰ」「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」

- 3 授業において多様なメディアを高度に利用することで、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 4 メディアを利用して行う授業（遠隔授業）は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段を利用して行う。遠隔授業を実施する授業科目については、授業概要にその旨を記載し、遠隔授業実施の方法を周知する。

(遅刻・早退の取り扱い)

第10条 事情により授業を遅刻または早退した者については、授業開始30分を経過しない出席は遅刻として扱い、授業開始60分経過した後の途中退出は早退として扱う。遅刻・早退合わせて3回で1回分の欠席扱いとなる。

(成績評価)

第11条 成績評価は、試験成績（筆記・口述・報告書（レポート）・論文）等を勘案して行う。各科目の評価方法は、授業概要に記載している方法を基に担当教員が定めるところにより成績を評価する。

(GPA)

第12条 学則第11条に定める成績評価の基準は、下表のとおりとする。また、成績評価に以下のグレード・ポイント（以下「GP」という。）を付与し、学期ごとに全履修科目の単位当たりの平均値（グレード・ポイント・アベレージ。以下「GPA」という。）を算出する。

表記(評価)	100点法に基づく得点	GP
秀	90点以上	4.0
優	80点以上90点未満	3.0
良	70点以上80点未満	2.0
可	60点以上70点未満	1.0
不可	60点未満	0.0

なお、GPAの算出方法は以下の基準とする。

* 計算値は小数点第2位以下を四捨五入して表記

(1) 学期GPA

$$\frac{\text{(当該期に評価を受けた科目のGP} \times \text{その科目の単位数)の合計}}{\text{当該期の総履修登録単位数}}$$

(2) 通算GPA

$$\frac{\text{(各学期に評価を受けた科目のGP} \times \text{その科目の単位数)の合計}}{\text{総履修登録単位数}}$$

(3) 認定科目については、GPAの計算対象としない。

(試験)

第13条 試験は原則として各学期末に行う。ただし、必要がある場合は臨時に行う事ができる。

- 2 各科目の出席すべき時間数の3分の2以上の出席をもって定期試験を受験することができる。
- 3 未登録の授業科目の受験及び学費未納者の受験は認めない。受験した場合には、成績評価は行わない。

(追試験)

第14条 やむを得ない事由により、試験を受験できなかつた場合、アドバイザーと相談のうえ試験終了後3日以内に学生支援課にて所定の手続きを行うことで追試験を受験することができる。3日以内に手続きを行えない場合は、学生支援課まで連絡をすること。

- 2 学校において予防すべき感染症による出席停止により試験を受験できなかつた場合、出席停止期間終了後に、「感染症による学業配慮願」、「追試験受験願」、「感染症による試験願」、「追試験料」を学生支援課(教務)へ提出することで、追試験を受

験することができる。感染症による追試験は、本試験同様の扱いとなる。

(再試験)

第15条 試験にて不合格となった科目は、1回に限り再試験を受けることができる。再試験を受ける者は、成績発表後、指示された期間内に「再試験願」「再試験料」を財務・庶務課に提出しなければならない。なお、再試験において合格した科目の成績評価は可とする。

(成績通知及び学修指導)

第16条 成績は各学期の定期試験終了後、書面にて学生に通知する。

- 2 各学期末の成績が、以下のいずれかに該当する場合、当該学生に対し、成績不振の注意勧告を行う。注意勧告を受けた学生は、クラスアドバイザーと個別面談を行い、学修指導を受けなければならない。

(1) 学期GPAが1.5以下の者

(2) 必修科目が不合格となった者

(3) 実習抵触となった者

- 3 前項による、注意勧告以外でも以下に該当する場合は、保証人(保護者等)並びに当該学生に対し、成績に関する勧告を行う。

(1) 留年が確定した者

(2) 教育職員免許状・介護福祉士(国家試験受験資格)・栄養士免許証・保育士資格の取得希望者で、在学中に資格取得できないと決定した者

- 4 前項の注意勧告による学修指導を受けたにもかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、成業の可能性があると判断される場合は除き、保証人(保護者等)並びに当該学生に対し、退学勧告を行う。ただし、この退学勧告は退学を強制するものではない。

(1) 通算GPAが1.0以下の者

(2) 学修指導を受けた直後の学期GPA

が1.0未満だった者

(不正行為)

第17条 試験中に不正行為があった場合には、当該試験は無効とし、一週間の自宅謹慎を命ずるとともに、学則第41条により懲戒する。

(再履修・再実習)

第18条 成績評価の結果不合格となった者または履修を放棄した者は、翌年度に再度履修することができる。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、教務委員会での議決による。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

- (1) 令和4年4月1日一部改正。
- (2) 令和5年4月1日一部改正。

4. 飯田短期大学再入学・転科・転入学に関する規程

第1条 再入学及び転科並びに学則28条に基づく転入学の取り扱いはこの規程の定めるところによる。

第2条 本学に再入学又は転科又は転入学を志願する者がある時は、定員に余裕のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

- 2 入学の時期は学年始めとする。
- 3 選考は受け入れ学科において書類審査、面接、必要に応じて学力検査を行い、教授会の議を経て学長が合否を決定する。
- 4 本学卒業生の再入学推薦における他学科受験については、所属していた学科の推薦を受け、受け入れ学科(専攻)で面接試験を行い、教授会の議を経て学長が入学を決定する。なお、再入学推薦の対象は

本学卒業予定者及び卒業後2年以内の者とし、各学科の受け入れ人数は推薦2名、準推薦若干名とする。再入学推薦を希望する者の試験は、推薦入学の日程に準ずる。

第3条 前条の規程により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第4条 再入学の対象は、本学を退学し5年以内の者・本学を卒業後他の学科(専攻課程含む)に入学を志願する者とする。

第5条 転科志願については、原則として学生の在学期間にかかわらず認める。

第6条 再入学・転科・転入学を許可された者は、所定の学納金を納入しなければならない。ただし、再入学・転科については入学金を徴収しない。

2. 学納金は入学を許可された学年度の金額とする。

附 則

この規程は、平成11年2月1日から施行する。

- (1) 平成18年10月4日一部改正。
- (2) 平成25年6月5日一部改正。
- (3) 令和5年4月1日一部改正。

5. 飯田短期大学学費取扱い規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第31条・第32条・第33条に基づき、学費の取扱いについて定めるものとする。

(学費の定義)

第2条 この規程でいう学費とは、入学金・授業料をいう。

(学費の収納)

第3条 学費の収納は、所定の納入用紙により本

学指定の金融機関に開設された本学口座への振込みにより行う。

(学費の納期)

- 第4条 学費の納入期限は、入学時納入金を除き、前期分については4月15日まで、後期分については10月15日までとする。
- 2 授業料は年額を分割して各納期に収納する。
 - 3 前項の分割納入の各期の金額は、各年額の2分の1の額とする。
 - 4 納入期限が休日・祭日のときは、その翌日を納入期限とする。
 - 5 入学時納入金(入学金・1年時前期分の授業料)は、その手続き期間に収納する。
 - 6 入学時納入金収納後の入学辞退にかかる学費返還については、学生募集要項に定めた規定により行う。

(学費の延納)

- 第5条 前第4条第1項の定めにかかわらず、やむを得ない事情があるときは願い出により延納を認めることができる。
- 2 延納の時期は、前期分については前期定期試験前日、後期分については、後期定期試験前日まで認める。

(学費の督促)

- 第6条 納期までに学費を納付しないときは、延納を許可した者を除き、各納期後2か月以内に第1回目の督促を、さらに1か月後に第2回目の督促を連帯保証人に対して行う。ただし、特に必要と認めたときは、学生に督促するものとする。

(休学者・退学者の学費)

- 第7条 休学者・退学者の学費は、次の休学・退学の願い出の日によりそれぞれ定める。
- (1) 4月15日まで…年額を免除する。
ただし、新入生については、入学時納入金を徴収する。
 - (2) 4月16日から10月15日まで…前期分学費を徴収する。

(3) 10月16日以降…前期分学費及び後期分学費を徴収する。

(留年者の学費)

- 第8条 留年者(卒業延期者)の学費は、入学した年度に規定する在籍年次に対応する学校納入金(入学金を除く)を収納した者に関して、半期10万円に科目等履修生規程に基づき履修単位数の金額を加算したものとす。但し、通常の学費を超える額を徴収しない。

(復学者の学費)

- 第9条 休学者の復学時における学費は、復学した年度に対応する学年の学費(入学金を除く)を前期分、後期分に分けて収納する。

(科目等履修生(聴講生)の学費)

- 第10条 科目等履修生(聴講生)として入学を許可された者にかかる学費は、科目等履修生規程第7条に基づき次の授業料を収納する。

(1) 講義・演習科目は1単位につき20,000円

(2) 実験・実習科目は1単位につき35,000円

(再入学・転科者の学費)

- 第11条 再入学・転科者の学費は、当該学科の新入生が納入しなければならない額とする。ただし入学金は免除する。

(本学卒業生および在学生在が専攻科修学の場合の学費)

- 第12条 本学卒業生が本学専攻科で修学する場合は、学費の内入学金の2分の1を免除するものとする。

2 本学在学生在が本学専攻科へ進学する場合は、入学金の納付を免除するものとする。

(学園教職員の配偶者及び子入学者の学費)

- 第13条 本学園教職員の配偶者及び子の学費は次の優遇措置を行うものとする。

(1) 配偶者が入学の場合入学金の2分の1を免除

(2) 子が入学の場合入学金の全額を免除

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

- (1) 平成18年10月4日一部改定
- (2) 平成19年12月6日一部改定
- (3) 平成30年12月14日一部改定
- (4) 令和3年4月1日一部改定
- (5) 令和5年4月1日一部改定
- (6) 令和6年4月1日一部改定

6. 飯田短期大学学生懲戒処分規程

(目 的)

第1条 この規程は、飯田短期大学学則（以下「学則」という。）第41条に規定する飯田短期大学（以下「本学」という。）における学生の懲戒処分の手続きに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒処分の基本方針)

第2条 学生に対する懲戒は、教育的配慮に基づき、適切、慎重かつ迅速に行わなければならない。

(懲戒処分の種類)

第3条 懲戒処分の種類は、次のとおりとする。

- (1) 譴責 文書により嚴重な注意を与え、反省文を提出させて将来を戒める。
- (2) 停学 無期又は6ヶ月未満の有期とし、この間の登校を認めない。
- (3) 退学・除籍 本学学生としての身分を失わせる。また、再入学を認めない。

(その他教育的措置)

第4条 学生が行った行為が、譴責に至らないと学長が判断した場合は、その行為を戒めるため嚴重注意を行うことができる。

- 2 嚴重注意は口頭または文章により行うものとする。
- 3 過去に嚴重注意を受けた学生が再び同じ行為を行った場合には、懲戒処分の対象とすることができる。

(退 学)

第5条 第3条第3号の退学は、次のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(自宅待機)

第6条 学長は、懲戒処分が決定するまでの間、懲戒の対象となる学生（以下「懲戒対象学生」という。）の登校を禁じることが必要と判断した場合は、当該学生に対し、2ヶ月を超えない範囲で、自宅待機を命ずることができる。

- 2 自宅待機の期間は、停学期間に算入することができる。

(事情聴取)

第7条 学長は、学生に懲戒の対象となる行為があると思料するときは、直ちに事実関係の調査及び懲戒の要否の審議（以下「調査及び審議」という。）を副学長に命ずる。

(学生調査委員会)

第8条 副学長は、前条に定める調査及び審議を行うため、学生調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第9条 委員会は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学長
 - (2) 懲戒対象学生の所属する学科等の長（以下「学科長」という。）
 - (3) 学生委員長
 - (4) 学生支援課長
 - (5) 副学長が指名する本学教員3名（両性で構成する。）
- 2 前項に掲げる構成員に懲戒対象学生と利

害関係者を有する者があるときは、学長の指名する本学教員がその職務を代行する。

- 3 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。
- 4 委員長は、必要と認められた者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(弁明)

- 第10条 委員会は、懲戒対象学生に対し、事実関係を調査する旨を通知し、口頭又は弁明書による弁明の機会を与えなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、連絡先不明その他やむを得ない事由により、当該学生に通知及び弁明の機会を与えることができないときは、これを行わないことができる。
 - 3 当該学生が正当な理由なく弁明の場に出席せず、又は弁明書を提出しなかった場合は、弁明する権利を放棄したものとみなす。

(調査及び審議結果の報告)

- 第11条 副学長は、委員会での調査及び審議結果を学長に報告する。

(教授会での審議)

- 第12条 学長は、前条の報告に基づき、懲戒対象学生を懲戒する必要があると認めるときは、懲戒処分の種類及び内容についての審議を教授会に諮るものとする。
- 2 教授会は、前項の審議を行い、懲戒処分の案を学長に提出する。

(懲戒処分の決定)

- 第13条 学長は、前条第2項の案に基づき、懲戒対象学生の懲戒処分を決定する。
- 2 学長は懲戒処分の決定に当たり、必要と認める場合には、再度の調査及び審議を行うことができる。この場合においては、第7条から前条までの規定を準用する。

(審議の非公開)

- 第14条 学生の懲戒に関する教授会及び委員会の審議は、すべて非公開とする。

(懲戒処分の告知)

- 第15条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。
- 2 懲戒処分の通知は、処分事由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付することが不可能な場合には、他の適当な方法により通知することで、交付したこととみなす。
 - 3 学長は、当該学生の保証人に対し懲戒処分の内容を文章により通知する。
 - 4 懲戒処分は、懲戒処分書交付の日に効力を生ずる。

(無期停学の解除)

- 第16条 学長は、無期停学の処分を受けた学生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断してその解除が妥当であると認められた場合は、教授会において当該学生の停学解除の要否について審議し、停学処分を解除することができる。
- 2 無期停学処分解除の通知は、懲戒処分解除通知書により行う。

(停学および自宅謹慎期間中の措置)

- 第17条 学生は、停学期間中または自宅待機期間中は教育課程の履修、試験等の受験および正課外活動への参加ができない。ただし、学長が教育指導上特に必要と認められた場合には、一時的に登校することができる。
- 2 停学期間または自宅待機期間が当該学生の履修登録期間と重なる場合には、原則として、学生の履修登録を認めるものとする。
 - 3 学生の所属する学科は、学生との定期的な面談および指導を行う等の教育的措置を行い、その更生に務めるものとする。

(再審査)

- 第18条 懲戒処分を受けた学生は、懲戒処分の相当性を再審査すべき証拠を新たに見出し

たときは、その証拠となる資料を添えて、
文書により学長に再審査を請求することができる。

- 2 学長は、前項の請求を受けたときは、再審査の要否について教授会に諮る。
- 3 学長は、教授会の審議に基づき、再審査の必要があると認めるときは、再度の調査及び審議を行うことができる。この場合においては、第7条から第13条までの規定を準用する。
- 4 学長は、教授会の審議に基づき、再審査の必要がないと認めるときは、文書により速やかにその旨を当該学生に通知する。

(雑 則)

第19条 学生の懲戒処分に関する事務は、学務部
学生支援課において処理する。

- 2 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改 廢)

第20条 この規程の改廢は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

- (1) 令和5年4月1日一部改正。
- (2) 令和8年4月1日一部改正。

7. 飯田短期大学科目等履修生規程

第1条 学則第45条に規定する科目等履修生については、この規程の定めるところによる。

第2条 科目等履修生として出願できる者は、学則第21条に該当する者とする。但し、本学との高大連携による科目の受講に関しては、高校生の在学中の出願を認めることがあり、詳細は別に定める。

第3条 履修を希望する者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

1. 科目等履修生志願書
2. 最終学校の卒業証明書(本学卒業生は不要)
3. 健康診断書
4. 3ヵ月以内に撮影した証明写真

第4条 履修期間は1年以内とする。なお、引き続き履修を希望する場合は改めて出願し、志願書を再提出して許可を受けなければならない。

第5条 履修生の選考については、本学の授業に支障がない限りにおいて行う。また、必要に応じて審査を行う場合がある。

第6条 科目等履修生が履修登録できる年間の単位数は30単位以内とする。

第7条 履修を許可された者は、所定の期間内に履修手続きを行い、授業料を納入しなければならない。

授業料 講義・演習科目

1単位につき20,000円

実験・実習科目

1単位につき35,000円

- 2 既納金は原則として返還しない。

第8条 履修生は希望により履修した科目の単位を取得することができる。

- 2 履修科目の選択等については詳細を別に定める。

- 3 単位認定は学則第10条・第11条に準ずるものとする。

第9条 履修生は科目の履修に際して、個別責任賠償保険等に参加することが望ましい。

第10条 科目等履修生として不適当と認められるときは、その資格を取り消すことがある。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

- (1)平成11年4月一部改正
- (2)平成25年3月21日一部改正
- (3)令和2年4月一部改正
- (4)令和5年4月1日一部改正

8. 飯田短期大学外国人留学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学則第49条の第2項に規定に基づき本学に留学を希望する外国人(以下「外国人留学生」という)の受け入れについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 外国人留学生とは、出入国管理及び難民認定法に定める「留学」の在留資格によって入国した者(本学の入学許可により入国予定の者を含む)及び「留学」の資格に変更することを許された者をいう。

(入学資格)

第3条 外国人留学生の区分は、本科学生とする。その入学資格は、以下のすべてを満たす女子とする。

- (1)外国において、学校教育における12年間の課程を修了した者、または修了予定の者、もしくはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者、またはこれと同等以上の学力が認められる者。
- (2)本学の教育を受けるに足る日本語能力を有する者。
- (3)長野県内に在住する身元保証人がある者。

(入学の時期)

第4条 外国人留学生の入学時期は、学年の始めとする。

(出願手続)

第5条 外国人留学生として学生として入学を志願する者は、別表1に掲げる書類に検定料を添えて所定の期日までに願出しなければならない。

(選考の方法)

第6条 入学志願者の選考については、学則第23条の選考方法の他に、別表1に掲げる書類の審査を行う。

- 2 合否は各学科会での議を経て、学長が決

定する。

(入学の手続)

第7条 第6条の規定による合格者で本学に入学しようとするものは、入学手続き書類の他に別表2で定めた書類を提出しなければならない。

- 2 外国人留学生に係る検定料、入学金、授業料の金額及び納入時期は学則の定めによる。

- 3 納付された検定料、入学金及び授業料については原則返金しない。

(入学の許可)

第8条 学長は前条の規定により入学手続きを経た者に対し、入学を許可する。

(準用規定)

第9条 この規定に定めるもののほか、外国人留学生に必要な事項は、学則、その他学生に関する諸規定を準用する。

【別表1】

種 別
入学志願(学生募集要項用紙)
最終出身学校の卒業(修了)証明書
最終出身学校の成績証明書
健康診断書(学生募集要項用紙)
日本語能力試験N1またはN2認定結果の写し
長野県内の身元保証人の保証書(所定用紙)

【別表2】

種 別
在留カードの写し
旅券の写し

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

- (1) 令和5年4月1日一部改正。

9. 飯田短期大学長期履修学生規程

(趣旨)

第1条 この規定は、飯田短期大学学則（以下「学則」という。）第49条の二第2項に基づき、長期履修学生について必要な事項を定めるものとする。

(在学年数)

第2条 長期履修学生の在学年数は、3年以上6年以内とする。

(設置学科・専攻)

第3条 長期履修学生は生活科学学科生活科学専攻・食物栄養専攻、幼児教育学科に在籍することができる。

- 2 生活科学学科生活科学専攻に長期履修学生のためのコースとして生活総合コースを置く。

(登録単位数)

第4条 長期履修学生が登録できる1年間あたりの単位数は、原則として27単位以内とする。但し、教育職員免許状・資格取得のために履修する単位についてはこの限りではない。

- 2 生活総合コースについては生活科学専攻の科目のほか、各学科専攻の定めるオープン科目の履修ができる。但し、生活科学専攻の科目を32単位以上履修することとする。

(授業料等)

第5条 学則第31条の規定に準じ、長期履修学生の学校納入金は次の通りとする。

- 1 入学検定料 30,000円
- 2 入 学 金 250,000円
- 3 授 業 料

生活科学学科生活科学専攻	1,960,000円
食物栄養専攻	2,000,000円
幼児教育学科	2,000,000円

 授業料については、履修予定年数で授業料を分割し前期・後期の2期に分け、4月

及び10月に分納するものとする。

- 2 履修予定期間の変更を行った場合、授業料未払い分を残り年数で分割し納付を行う。
- 3 履修予定期間の短縮を行った場合、最終年度に授業料未払い分の請求を行う。
- 4 学校納付金完納後の授業料に関しては、学費取扱い規程第8条に準じた授業料の請求を行う。

(本科学生の転科・転籍)

第6条 本学本科在籍中の学生が、長期履修学生として転科・同一学科内での転籍を希望する場合、「転科（籍）願」を受け入れ希望学科へ提出し、受け入れ希望学科において面接、必要に応じて学力検査を行い、教授会の議を経て学長が合否を決定することとする。

- 2 転科の場合は、本科在学中取得した単位について既修得単位としての認定は原則32単位までとする。同一学科内での転籍の場合は、本科在籍中取得した単位について既修得単位として原則全ての単位を認定する。
- 3 本科在学年数は長期履修期間に加算することを原則とする。
- 4 転科・同一学科内での転籍の際の入学検定料、入学金は無料とする。
- 5 同一学科内での転籍を行った際の授業料については、本科で納入した学校納付金との差額を納入する。

(履修形態の変更)

第7条 長期履修学生の履修予定期間の変更については、各学期の授業開始前までに申し出ることで、変更を認めることができるものとする。

(履修予定期間を超えての履修)

第8条 いかなる理由においても履修予定期間内の卒業ができなかった場合、在学年数が6年を超えない期間での履修延長を認める。

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

- (1)平成25年2月19日一部改正
- (2)令和2年4月一部改正
- (3)令和5年4月1日一部改正

10. 飯田短期大学図書館利用規程

第1条 本学図書館における図書の利用は、この規程によるものとする。

第2条 高松学園教職員および本学学生は、本館の図書を利用することができる。

なお、下記に相当するものも、また係員に連絡したのち、館内利用を許される。

- (1)本学園の設立する学校の生徒
- (2)本学を卒業したもの
- (3)その他特に館長の許可を得た者

(開館時間)

第3条 開館時間は、午前8時45分～午後5時
ただし、館長は事情によりこれを変更することができる。

(休館日)

第4条 学則に定められた休業日を休館日とする。
但し、長期休業の場合は開館日を設けることもある。他に事情により臨時に休館日を設けることもある。

(館内利用)

第5条 館内で図書を閲覧しようとする者は、係員の指示に従って図書を借り受け、退館するときは返納する。

第6条 館内においては、下記各項に相当する行為を禁ずる。

- (1)係員の許可なくして図書を館外に帯出すること。
- (2)音読、談話、飲食など、他の利用者の迷惑となる行為をすること。
- (3)器具及び施設を汚損すること。
- (4)大量の荷物を持ち込むこと。

- (5)その他館内の秩序に支障が生ずるおそれのある行為をすること。

(館外利用)

第7条 貸出しを受けられる対象者並びに貸出冊数は、原則として次のとおりとする。

- (1)学園教職員 10冊以内
- (2)本学教職員 30冊以内
- (3)本学学生 10冊以内

第8条 帯出期間は、学園教職員1カ月以内、学生15日以内とする。

有効期間を経過して帯出を続けることはできない。

第9条 帯出期間経過後も引続き同一の図書を帯出しようとする時には、改めて帯出手続きをしなければならない。

但し、その図書の利用者が多い場合は、継続帯出を認めないこともある。

第10条 下記の各項に相当する図書は、館外帯出を許可しない。

- (1)貴重図書及びこれに準ずるもの
- (2)辞典及びこれに類する参考図書
- (3)新着図書
- (4)逐次刊行物
- (5)「禁帯出」の標示のある図書
- (6)館内で特に閲覧希望の多い図書
- (7)その他館長が不相当と認めた図書。

ただし、本学の教職員で研究上の理由によって館長の承認を得たものについては、その限りでない。

第11条 帯出図書は、他人に転貸することができない。

(図書帯出と返納手続き)

第12条 図書を帯出しようとする時には、学生証・職員証または利用証を提示し、係の承諾を得て借り受け、返納する時は図書を係に返却する。

第13条 図書整理、その他本館の運営上必要により帯出期間中でも返還を求めることがある。

(貸し出し予約)

第14条 希望する図書が貸出されている場合、申し出れば返却後直ちに借り受けることができる。

(損害賠償)

第15条 本館の施設、図書に損害を与えた者に対しては、これを弁償させることがある。

(規程違反に対する処置)

第16条 この規程に反したものの、又は図書の閲覧に不相当と認められた者に対しては、退館もしくは図書の返納を命ずることがある。

第17条 館内において他の人に迷惑をおよぼすおそれのあるものには、入館を許さない。

附 則

本規程は昭和42年4月1日から施行される。

- (1)平成18年4月1日一部改正。
- (2)平成20年4月1日一部改正。
- (3)平成31年2月8日一部改正。
- (4)令和5年4月1日一部改正。

11. 飯田短期大学奨学金規程

(目 的)

第1条 飯田短期大学は、建学の精神に沿って、社会に貢献する人材の育成に資するため、本学に在学する学生で、学業・人物ともに優秀であるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に対し、学費の一部を貸与する。

(奨学生の資格)

第2条 本学に在学する学生で次の条件に該当する者。

- (1)人物および学業成績が優秀であること
- (2)日本学生支援機構が実施する第二種学資金の対象となる者と同程度の経済的理由により修学が困難であること

(3)主たる家計維持者の死亡・傷病・失業・突然の災害等やむをえない事由により家計に重大な変化が生じた結果、学業の継続が困難になった者

(4)原則として独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を受けていない者

(5)その他本学が特に認めた者

(資 金)

第3条 奨学金の貸与に必要な資金は次の各号に掲げる資金を充てる。

- (1)本学が毎年度計上する資金
- (2)寄 付 金
- (3)貸与奨学生からの返還金

(貸与者数)

第4条 新規入学者および在学者で奨学金を希望する者の中から毎年若干名に貸与する。

(貸与額および貸与方法)

第5条 貸与額は入学年次の4月より卒業予定年次の3月まで月額30,000円とする。ただし、第2条(3)号による場合は貸与決定の月より卒業予定年次の3月まで月額40,000円とする。

貸与の方法は、原則として初年度は7月と10月、以降は毎年4月と10月の2回に分けて、本人が指定する預金口座へ振り込むものとする。ただし、第2条(3)号による場合はこの限りではない。

(利 息)

第6条 貸与する奨学金は無利息とする。ただし、奨学金の返還を遅延した場合は、返還すべき金額に対して年利5%の割合の延滞金を支払うものとする。この場合、日割り計算とする。

(奨学生の選考および決定)

第7条 奨学生の選考は学生委員会で行い、学長が決定する。奨学金の貸与有効期間は修業予定年限とする。ただし、毎年度の審査を経て更新するものとする。

(奨学金の返還方法)

第8条 卒業後、貸与期間の3倍以内、最長6年間で返還するものとする。原則として卒業年次の4月を第1回に、以降毎月末日までに均等返還する。

(奨学生の募集)

第9条 奨学生の募集は毎年6月に行う。希望者は連帯保証人(保護者)の同意を受けたいと、所定の申請書に必要事項を記入し申請する。ただし、家計急変者の場合は随時申請することができる。

(借入手続)

第10条 奨学金の貸与が決定した学生は、借入に必要な誓約書、連帯保証人(保護者・保証人)が連帯保証する金銭消費貸借契約書(返還誓約書)を大学に提出する。

(身分等変更の届け出)

第11条 奨学金の貸与を受けている学生は、次の理由により身分等に変更があった場合は、所定の書類をただちに届け出る。

- (1)休学・復学および退学
- (2)本人、連帯保証人(保護者)、保証人の身分、住所その他重要事項の変更
ただし、本人が病気・死亡の場合は連帯保証人(保護者)が本人にかわって届け出る

(奨学生の資格喪失)

第12条 奨学生が次の一に該当する場合は奨学生としての資格を失うものとする。

- (1)学則により退学・停学の処分を受けたとき
- (2)学業成績が不振もしくは学生として素行が不良となったとき
- (3)休学または長期にわたって欠席し、修学の見込みがなくなったとき
- (4)申請書および提出書類に虚偽の記載を行ったとき
- (5)正当な理由がなく、前条の届け出を怠ったとき

(6)奨学金を必要としなくなったとき

(7)その他、奨学生としての責務を怠りこの奨学金を受けとることが不相当と認められたとき

(奨学金の返還)

第13条 奨学生は前条の理由により資格を喪失した場合は、それまでに貸与された奨学金の全額を、大学の指定する期日までに返還しなければならない。

(奨学金の停止)

第14条 奨学生が休学となった場合は、その期間奨学金の貸与を停止し、退学した場合は打ち切りとする。退学した場合の奨学金の返還は前条の定めによる。

(奨学金に関する事務)

第15条 この規程に関する事務は学生支援課が行う。

(規程の変更)

第16条 この規程の変更は、学生委員会の議を経て、学長承認のうえ理事会で決定する。

(その他)

第17条 この規程に関する細則は別に定める。

附 則

この規程は平成16年4月1日より施行する。

- (1)平成24年4月1日一部改正。
- (2)平成30年4月1日一部改正。
- (3)令和5年4月1日一部改正。

12. 飯田短期大学学生会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、飯田短期大学学生会と称し、事務局を本学内に置く。

第2条 本会は、飯田短期大学に在籍する全学生によって構成される。

第3条 本会は、本学の教育方針に基づき全学生

の責任ある自治活動によって、学生生活の向上をはかり、学園の発展に寄与することを目的とする。

- 第4条 全学生は、前条の目的遂行のため、学生会に積極的に参加する権利、義務を負う。
- 2 顧問は、学長の承認を得て総会において本学教員中より依頼する。

第2章 機 関

- 第5条 本会は次の機関によって構成される。
- ・学生総会・代議員会・執行委員会・議長団・選挙管理委員会・アルバム編集委員会・放送委員会・広報委員会・美化委員会・学園祭実行委員会・会計監査執行委員会、議長団の任期は、1月の学生総会から翌年1月の学生総会までとする。
 - 代議員会、選挙管理委員会、会計監査の任期は4月から翌年の3月までの新役員選出までとする。

第3章 学 生 総 会

- 第6条 学生総会は、本会最高の議決機関である。
- 第7条 総会は前期に開かれる他、次の場合に執行委員長がこれを招集しなければならない。
- (1)代議員会の要請のあった場合
 - (2)執行委員会の要請のあった場合
 - (3)会員の3分の1以上の要請のあった場合
 - (4)その他必要ある場合
- 第8条 執行委員長は総会に関する日程、議案、その他必要事項を総会3日前までに公示しなければならない。
- 第9条 総会は、全学生の3分の2以上をもって成立する。
- 総会に出席できない場合、委任状を議長団に提出して出席に代える事ができる。
- 但し、委任状の数にかかわらず、全学生の

2分の1以上が現に出席していなければならない。

- 第10条 議決は現に出席している人員の過半数を以って成立する。
- 但し、会則改廃に関しては、全学生の3分の2以上を必要とする。
- 第11条 次の事項は、学生総会で議決もしくは承認されなければならない。
- (1)本会の基本方針の運営法
 - (2)予算、決算
 - (3)会則の改廃
 - (4)他団体への加盟、脱退
 - (5)その他重要事項
- 第12条 学生総会の正副議長、書記は議長団がこれにあたる。

第4章 執行委員会

- 第13条 執行委員会は、本会の執行機関であり、次の役員をおく。
- 執行委員長 1名
 - 副執行委員長 1名
 - 執行委員（会計3名、庶務2名、運動部長1名、副運動部長2名、文化部長1名、アルバム編集委員長1名、放送委員長1名、広報委員長1名、美化委員長1名、学園祭実行委員長1名）
- 第14条 正副執行委員長、執行委員は、全学生の選挙により選出される。
- 但し、選挙方法は細則に別に定める。アルバム編集委員長、放送委員長、学園祭実行委員長は委員の互選で選挙実施後に選出する。
- 第15条 執行委員会は、第3条の目的に沿うための企画立案を行い、又学生総会代議員会の議決事項を執行する。
- 第16条 委員長は、次の職務権限をもつ。
1. 学生会を代表する。
 1. 学生総会、代議員会の決定により、学生

会のあらゆる活動を統轄し、執行する。

1. 予算、立案と決算報告

1. 学生総会および代議員会の招集

第17条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のある時には、その職務を代行する。

第18条 庶務は、執行委員会の事務作業全般を司り、各機関の業務が円滑に進むよう援助する。

第19条 会計は、本会の会計事務を司る。

第20条 運動部長は運動クラブ、文化部長は文化クラブを統轄し、両部長は必要ある場合には、各クラブ長をもって構成するクラブ協議会を開き、クラブの発展をはかる。クラブに関する細則は、別にこれを定める。

第21条 執行委員会は、各種行事に際して実行委員会にその任務を委任することができる。

第5章 代議員会

第22条 代議員会は、学生総会に次ぐ議決機関である。

第23条 代議員会は、次の事項を議決する。

- (1) 監査委員の選出
- (2) 学生より出された事項
- (3) クラブの新設、廃止に関する事項
- (4) 各種実行委員会の設置および廃止
- (5) 執行委員会より出された事項
- (6) その他事項

次の事項については、学生総会に送付し、その承認を得る。

- (1) 予算、決算に関する事項
- (2) 代議員会が必要と認めた事項

第24条 代議員会は、各クラス2名の代表をもって構成する。

第25条 代議員の議長、副議長及び書記は、議長団がこれにあたる。

第26条 代議員会は、次の場合執行委員長がこれを招集する。

- (1) 執行委員長が必要と認めた場合

(2) 代議員の3分の1以上の要請のあった場合

第27条 会議の招集は執行委員長が行い、3日前に議題、日時、場所を公示しなければならない。

但し、緊急の場合はこの限りでない。

第28条 代議員会の審議は必ず公開され、また議決内容は公示されなければならない。

第29条 代議員会は、代議員の3分の2以上の出席をもって成立する。

但し、出席できない場合は必ず代理を出す。

その議決は、出席者の過半数をもって成立する。

第6章 議長団

第30条 議長団は独立して学生総会、代議員会の議事進行を司る。

但し、議事運営細則に基づく。

第31条 ①議長団は、議長1名、副議長1名、書記1名によって構成され、選出される。

②議長は、議事運営を司り、副議長は議長を補佐し、書記は、議事録を作成し、その保管の任にあたる。

第7章 選挙管理委員会

第32条 本会は、選挙及び解任を円滑に行うため、選挙管理委員会を置く。

第33条 本会は、正副執行委員長、執行委員、議長団の選挙事務は選挙管理委員会がこれを行うものとする。

第34条 選挙管理委員会は、各クラス2名の代表をもって構成され、内1名が互選により委員長の任にあたる。

第35条 選挙管理委員は、被選挙権を有しない。但し、立候補する場合は、選挙管理委員をおりることができるが、委員を必ず補充しなければならない。

- 第36条 委員会は、委員長が招集する。
- 第37条 選挙管理委員会は、選挙に関する事務並びに日程などの事項を決定する。
- 第38条 選挙管理委員会は、選挙投票に関する一切の責任を負う。

第8章 アルバム編集委員会

- 第39条 ①アルバム編集委員会は、卒業記念アルバムを製作する機関であり、各クラス2名の代表をもって構成される。
- ②アルバム編集委員長1名は、委員中より互選する。
- ③アルバム編集委員会は、委員長が必要に応じて招集し、アルバム編集に関する一切の仕事を行う。
- ④アルバム編集委員の任期は、入学時から卒業までとする。

第9章 放送委員会

- 第40条 ①放送委員会は、放送による情報伝達を行う機関であり、各クラス2名の代表をもって構成される。
- ②放送委員会の委員長1名は、委員中より互選する。
- ③放送委員会は、委員中より副委員長を互選する。
- ④放送委員会は、委員長が必要に応じて招集し、放送に関する一切の仕事を行う。
- ⑤放送委員会の任期は、入学時から卒業までとする。

第10章 広報委員会

- 第41条 ①広報委員会は、学生会の報道及び意見交換の一機関としての活動を行う。
- ②委員は、各クラス2名の代表をもって構成する。

- ③広報委員会の委員長1名は、全学生より選挙する。
- ④委員会は、委員長が必要に応じて招集する。
- ⑤広報委員の任期は、4月から翌年3月までとする。

第11章 美化委員会

- 第42条 ①美化委員会は、学校内の清掃統轄をはかる機関であり、各クラス2名の代表をもって構成される。
- ②美化委員会の委員長1名は、全学生より選挙する。
- ③委員会は、委員長が必要に応じて招集する。
- ④委員会は、校内清掃に関する一切の仕事を行い、これに関する一切の責任を負う。
- ⑤美化委員の任期は、4月から翌年3月までとする。

第12章 学園祭実行委員会

- 第43条 ①学園祭実行委員会は、学園祭に関する企画、運営の統轄をはかる機関であり各クラス2名以上の代表をもって構成される。又、運営上、各係の係長を選出し、必要な人数の係員をおく。
- ②学園祭実行委員会の委員長1名は、委員中より互選する。
- ③副委員長は、委員中より互選する。
- ④委員会は、委員長が必要に応じて招集する。
- ⑤委員会は、学園祭に関する一切の仕事を行い、これに関する一切の責任を負う。
- ⑥学園祭実行委員の任期は、入学時から卒業までとする。

第13章 会計監査

第44条 会計監査は、本会の会計及び学生会備品を監査し、学生総会において報告することを任務とする。代議員中より2名選出する。

第14章 会 計

第45条 本会は、活動をより充実させるために、全学生より会費を徴収する。

第46条 本会は、一般会計と特別会計をくむことができる。

第47条 会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

第48条 本会の一般会計は、入会金、会費、アルバム編集費、寄付金をもってこれにあてる。

入 会 金 1,500円

会 費 年 額 2,000円

アルバム編集費は、別に徴収する。

第49条 ①本会の会計は執行委員会会計の責任とする。

②会計事務は、飯田短期大学財務・庶務課との連携において行う。

第50条 本会の会費は、次の目的のために使用される。

(1)学生会の運営

(2)諸行事の運営

(3)クラブ活動

第51条 臨時会費の徴収はその都度、代議員会で承認を得る。

第52条 予算は、各クラブ及び各委員会より提出された予算要求に基づき執行委員会が立案し、代議員会において審議され、学生総会で承認されなければならない。

第15章 附 則

第53条 本会則の改廃は、全代議員の3分の2以上

又は、全学生の3分の1以上の要求がなければ、これを付議することができない。

第54条 学長及び本会の顧問は、本会の各種集会に出席して発言することができる。但し、議決権はない。

第55条 本会則は、昭和46年5月10日より施行する。

(1)平成25年5月8日一部改正

(2)平成27年4月15日一部改正

(3)令和2年4月10日一部改正

(4)令和5年4月1日一部改正。

(5)令和6年1月24日一部改正。

議 事 運 営 細 則

第1条 本細則は、学生会会則第6章30条に基づく。

(学生総会議事運営細則)

第2条 議題の採決は、挙手採決法による。

第3条 動議は本人の他15名以上の支持がなければ動議としてとり上げられない。

第4条 議事進行に関する動議が出された場合、議長はすべての案件に優先して処置しなければならない。

②議事進行動議とは、散会、休憩、討議打ち切りの各動議をいう。

第5条 議長は、総会始めに総会出席者の内から議事録証明者を2名選出しなければならない。

但し、議事録は3日以内に公表しなければならない。

(代議員会議事運営細則)

第6条 議題の採決は挙手採決法を採用し、出席代議員および委任状を有する代理人のみが採決することができる。

第7条 動議は、本人の他2名以上の代議員の支持がなければ動議として取り上げられない。

選挙管理規定細則

第1節 選挙

- 第1条 選挙に関する一切のことは、選挙管理委員会の指示に従う。
- 第2条 立候補者は、本会会則に定められた役員に2つ以上立候補できない。
- 第3条 選挙告示は、投票予定日より14日前に行い、立候補者受け付け期間は、告示日より4日間とする。但し、立候補者が定数に達しない場合は、各クラスより推薦候補を出し、受け付け期間を3日間のばす。
- 第4条 立候補者は、1名の責任者をつけて選挙管理委員会に届け出る。但し、この責任者は選挙管理委員であってはならない。責任者となる場合は選挙管理委員をおりることができるが、委員を必ず補充しなければならない。
- 第5条 立会演説会は、立候補者の他、責任者及び推薦者が応援演説を行うことができる。
- 第6条 選挙運動期間は、受け付け後翌日より投票の前日までとする。
- 第7条 投票は選挙管理委員会の立ち会いのもとで無記名投票で行われる。
- 第8条 開票は、選挙管理委員会のもとに投票完了後すみやかに行うものとする。又、開票結果は直ちに公表しなければならない。
- 第9条 正副執行委員長、執行委員の選挙の投票は、全学生の3分の2以上をもって有効とし、得票数の多い者から順次当選とする。但し、有効投票数の3分の1以上を獲得していなければならない。
- 第10条 立候補者が定員と同数の場合は信任投票を行い、有効投票数の過半数を得た者を当選とする。
- 第11条 再選挙は次の場合に行う。
(1)全学生の3分の2以上が投票しなかった場合。

(2)当選該当者が有効投票数の3分の1以上を獲得していない場合。

- 第12条 再選挙は全学生の3分の2以上をもって有効とし、得票数の多い者から順次当選とする。
その他の事項は、選挙管理委員会の指示に従う。
- 第13条 補欠選挙は第12条に準ずる。

第2節 リコール

- 第1条 正副執行委員長、執行委員、議長団に関するリコールは、全学生の3分の1以上の署名をもって選挙管理委員会に届け出、全学生の過半数の賛成があれば成立する。
- 第2条 リコールが成立した場合は、選挙管理委員会は10日以内に再選挙を行う。
但し、新役員の任期は旧役員の任期の残存期間とする。

クラブ規則

(活動の目的)

- 第1条 クラブおよび同好会(以下、クラブと称す)活動は、学生の自主的な活動を通して、自己の人格形成を図り、個性を伸長することを目的とする。

(活動の意義)

- 第2条 飯田短期大学学生会に所属するクラブは、飯田短期大学学生会会則第20条により、学生会執行委員会に属し、運営の細則は、この規程による。また、クラブの活動は、本学教育の一環として位置づけられ、運営執行に当たる教職員は本学の建学の精神、教育理念を実現するために、諸活動を指導する。

(クラブの組織)

- 第3条 各クラブは、次のいずれかの部に所属する。
(1)運動部

(2)文化部

第4条 各クラブに次の役員を置く。

- (1)クラブ長 1名
- (2)副クラブ長 1名
- (3)会計

第5条 正副クラブ長は、所属クラブ員中より互選する。クラブ長は、所属クラブの連絡統一にあたり、これを代表する。

第6条 各クラブは、本学専任教職員の中から顧問をおく。また、活動上、指導監督に高度な技術性、専門性を要し、かつ、学内教職員にその適格者がいない場合は、学外に指導員（コーチ）をおくことができる。

（結成および昇格）

第7条 同好会を新規に発足する場合は、上記の組織を作り、学生会執行委員長に届け出て承認をうけた後、「学内団体結成願」「活動計画書」を学生支援課に届け出る。

第8条 同好会のクラブ昇格は、5名以上の会員かつ6ヵ月以上の活動実績を有し、発足した次年度に代議員会でクラブとして承認する。

（活動の停止または解散）

第9条 飯田短期大学は、クラブが次の一に該当する活動を行ったときは、学生委員会の議に基づいて、当該クラブの活動停止または解散、もしくはクラブ登録の禁止を命ずることができる。

- (1)活動がクラブ活動の本来の目的から逸脱したとき。
- (2)法令、飯田短期大学学則もしくは諸規定に違反した活動を行ったとき。
- (3)団体内の秩序を乱す行動やハラスメントなどがあったとき。
- (4)活動中に重大な事故が発生したとき。
- (5)クラブ及びクラブ構成員が不祥事に関係し、それがクラブ活動に密接な関連のあったとき。
- (6)活動が、本学の名誉を毀損し、若しく

は学内秩序を乱したとき。

(7)活動が営利活動として行われたとき。

第10条 2年間活動しなかったクラブは廃止とする。
（活動の届出）

第11条 下記の活動に関し、学生支援課等に届け出る。

- (1)毎年5月に年間の「活動計画書」を名簿を添えて学生支援課へ提出する。2月に学生支援課へ「活動報告書」を提出する。
- (2)学外での活動は、一週間前までに「学外活動届」を学生支援課へ提出する。
- (3)学内での活動は、一週間前までに「施設利用届」を財務・庶務課へ提出する。
- (4)備品を借用する活動は、一週間前までに「備品借用届」を財務・庶務課へ提出する。
- (5)山の家を使用する活動は、一週間前までに「山の家使用願」を財務・庶務課へ提出する。
- (6)学内の掲示・印刷物配布は事前に学生支援課に申し出て掲示・配布する。
- (7)学内放送をする場合は昼休みの12：15から12：20の間に財務・庶務課に申し出て放送機器を使用する。

（施設の使用）

第12条 各クラブは、平等に施設の使用をはかる。

第13条 施設使用クラブの責任者は、その使用管理に全責任を負う。

許可を得た施設等の利用に際しては、財務・庶務課の窓口で鍵を受け取り、使用上の説明を受け、使用後は速やかに財務・庶務課に報告をする。

（部室の使用）

第14条 部室の使用にあたっては、下記の事項を守る。

- (1)部室はクラブ以外に使用しない。
- (2)学外者の出入は禁ずる。
- (3)管理は使用クラブで協議のうえ責任を

- もって行う（破損、修理、電球等のと
り換え等）
- (4)部室使用は原則として平日午後6時
まで、休日は午後4時までとする。た
だし、それ以外はクラブ顧問の管理の元
で使用する。
- (5)盗難、その他不祥事については、使用
クラブが責任を負う。
- (6)部室内外の改造および施設設備につ
いては執行委員会へ申し出る。
- (7)部室の鍵の所持は、各クラブ一つづ
つとし予備は財務・庶務課へ置く。

（活動費の支給）

第15条 各クラブ(同好会を除く)には、活動を振興させ、適切に支援するため、学生会会計より活動費が支給される。

（活動費の予算決定）

第16条 各年度のクラブ活動費の予算額は、前年度のうちにクラブ顧問およびクラブ長が決定し、学生会会計に申告する。
申告された予算は、学生会会則に基づき、執行委員会が立案し、代議員会の議を経て、学生総会で承認する。

（活動費の執行）

第17条 クラブ活動費の執行はつぎの通りとする。
(1)基本的に、各クラブ活動に必要な支出、

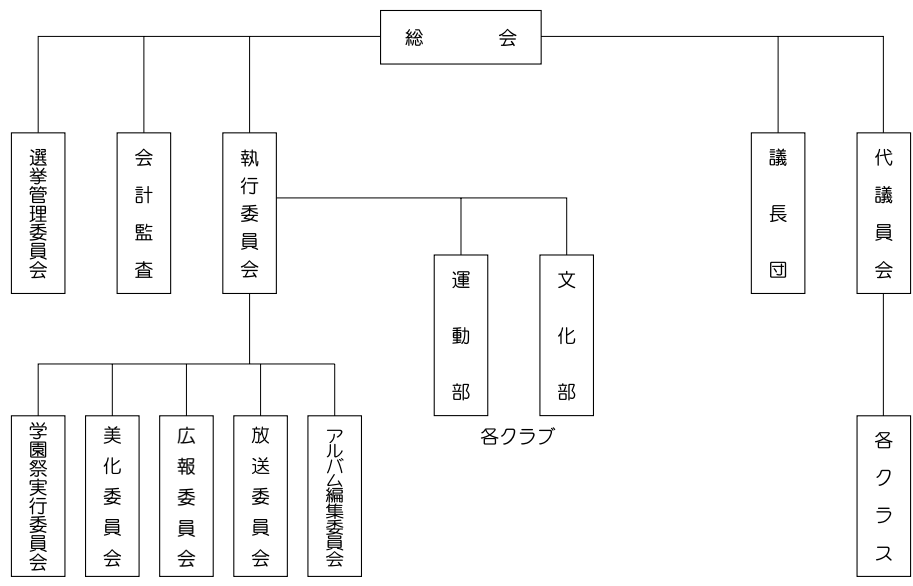
- 活動内容に沿った支出は認める。
- ・ユニフォーム、用具・器具などの物品、備品。
- ・活動に伴う場所代、講師代、大会参加費。
- (2)飲食に関する支出については、以下の
ように扱う。
<適正と認められる例>
・調理などが主目的であるクラブにお
ける材料・食品。
<不適正と認められる例>
・飲食店での飲食代(歓迎会、打ち上げ
などにおける飲料)
・弁当、お菓子、ジュース、デザートなど。
- (3)遠征費（交通費・宿泊費）については
学生会・代議員会協議により判断する。
- (4)証書（領収書、請求書）の不備がある
場合は、認めない。

第18条 本会則は、昭和46年5月10日より施行する。

附 則

- 平成25年5月一部改正
- 令和2年4月一部改正
- 令和5年4月1日一部改正
- 令和6年1月24日一部改正

学生会組織図



13. 飯田短期大学後援会会則

第5章 会 費

第1章 名 称

第1条 本会は飯田短期大学後援会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は家庭と大学との連携を密にするするとともに大学の発展を期し、施設設備の充実をはかり学生並びに教職員の福利厚生増進に寄与する。

第3章 会 員

第3条 本会の会員は学生の保護者または学生本人を通常会員とし及び本会の趣旨に賛同するものを特別会員とする。

第4章 役 員

第4条 本会に次の役員をおく。

会 長 1 名

副会長 2 名

監 事 2 名

幹 事 若干名

第5条 役員を選出及び任期

役員は総会において選出する。但し、副会長のうち1名幹事2名は大学より選出する。

役員任期は1カ年とし再選は妨げない。

第6条 役員の仕事

会長は会を総務統轄する。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代行する。

監事は会務及び会計を監査する。

幹事は会務を分掌する。

第7条 本会の会費は次のとおりとする。

通常会員 年額25,000円とし各年次の4月に納入する。

ただし、長期履修生については入学時に全修学期間分として50,000円を納入するものとする。

特別会員 別に定める。

第6章 会 議

第8条 本会は通常年1回総会を開くほかに必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第9条 本会は必要に応じて役員会を開くことができる。

第10条 本会の事務所は大学におく。

第7章 会 則

第11条 本会会則の承認及び変更は総会において決する。

第8章 補 則

第12条 本会運営上の必要事項については別に施行細則を定める。

第13条 本会則は昭和43年3月17日より発行する。

附 則

(1)平成24年7月24日 一部改正

(2)令和5年4月1日 一部改正

14. 飯田短期大学同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は飯田短期大学同窓会と称する。
- 第2条 本会の事務局は、飯田短期大学内に置く。
- 第3条 本会は会員相互の親睦向上を図り、大学の建学の精神にのっとり、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 定期総会
 2. データ管理
 3. 名簿、会報の発行
 4. 大学に対する後援
 5. 本会の目的達成に必要と認められる事業
- 第5条 本会に次の機関を置く。
1. 総会
 2. 役員会
 3. 連絡部会

第2章 会 員

- 第6条 本会は正会員及び準会員をもって組織する。
- 第7条 飯田短期大学の卒業者を正会員（以下、会員という）とし、在学学生を準会員とする。
- 第8条 大学の教職員を特別会員とする。
- 第9条 会員は入会金及び終身会費を本会に納入しなければならない。
- 第10条 会員は、住所、氏名、電話番号を事務局に届ける。変更した場合も同じ。

第3章 役 員

- 第11条 本会には次の役員を置く。
1. 会 長 1名
 2. 副 会 長 2名
 3. 書 記 2から3名

4. 会 計 2から3名
5. データ管理 2から3名
6. 会 報 4から6名
7. 監 事 2名

- 第12条 本会に名誉会長・名誉顧問を置く。名誉会長は大学の学長とする。名誉顧問は歴代会長とする。
- 第13条 役員は総会において会員の中から選ぶ。
1. 会長は本会を代表し、これを統率する。
 2. 副会長は会長に事故あるときこれを代行する。
 3. 役員は会務に関する必要事項を審議し、第4条に掲げた事業を行う。
 4. 監事は会計の監査にあたる。
- 第14条 顧問は特別会員の中から大学の教授会において選任する。
- 第15条 顧問は役員会に出席して助言することができる。ただし、議決権はない。
- 第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第17条 役員に欠員を生じた時は、役員会において選出する。補欠のため選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

第4章 総 会

- 第18条 総会は、会員及び特別会員をもって組織する。
- 第19条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 第20条 定期総会は毎年5月に開くものとする。ただし、紙面総会をもって替えることができる。臨時総会は役員会が必要と認められた時に開くものとする。
- 第21条 総会の議長及び副議長はその都度総会参加者の中より互選により定める。
- 第22条 総会の議案は、会長が提出する。
- 第23条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決せられる。ただし、委任状による出席も認める。可否同数の場合には、議長

がこれを決する。

する。

(平成5年一部改正)

(平成12年一部改正)

(平成17年一部改正)

(平成20年一部改正)

(令和5年一部改正)

第5章 役員会

- 第24条 役員会は必要に応じて会長が招集する。
- 第25条 役員会は役員の過半数の出席があれば開くことができる。ただし、委任状による出席を認める。
- 第26条 役員会の議長は、会長及び副会長がこれにあたる。
- 第27条 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決せられる。可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 第28条 役員会は本会の会務を審議する。

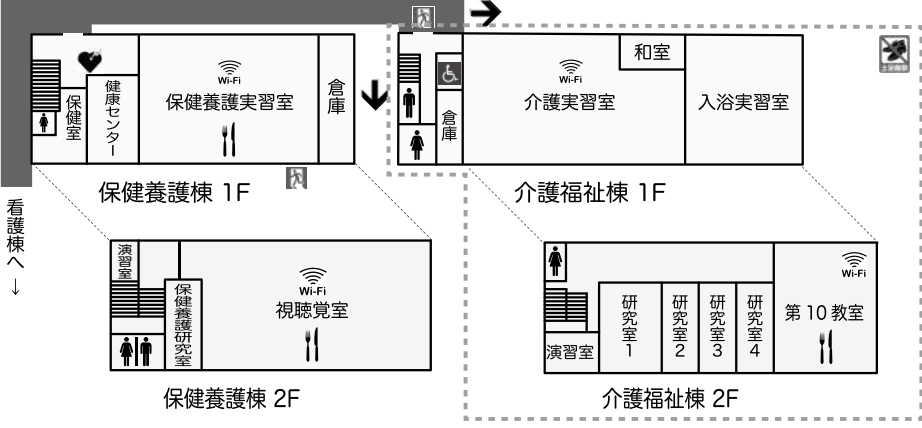
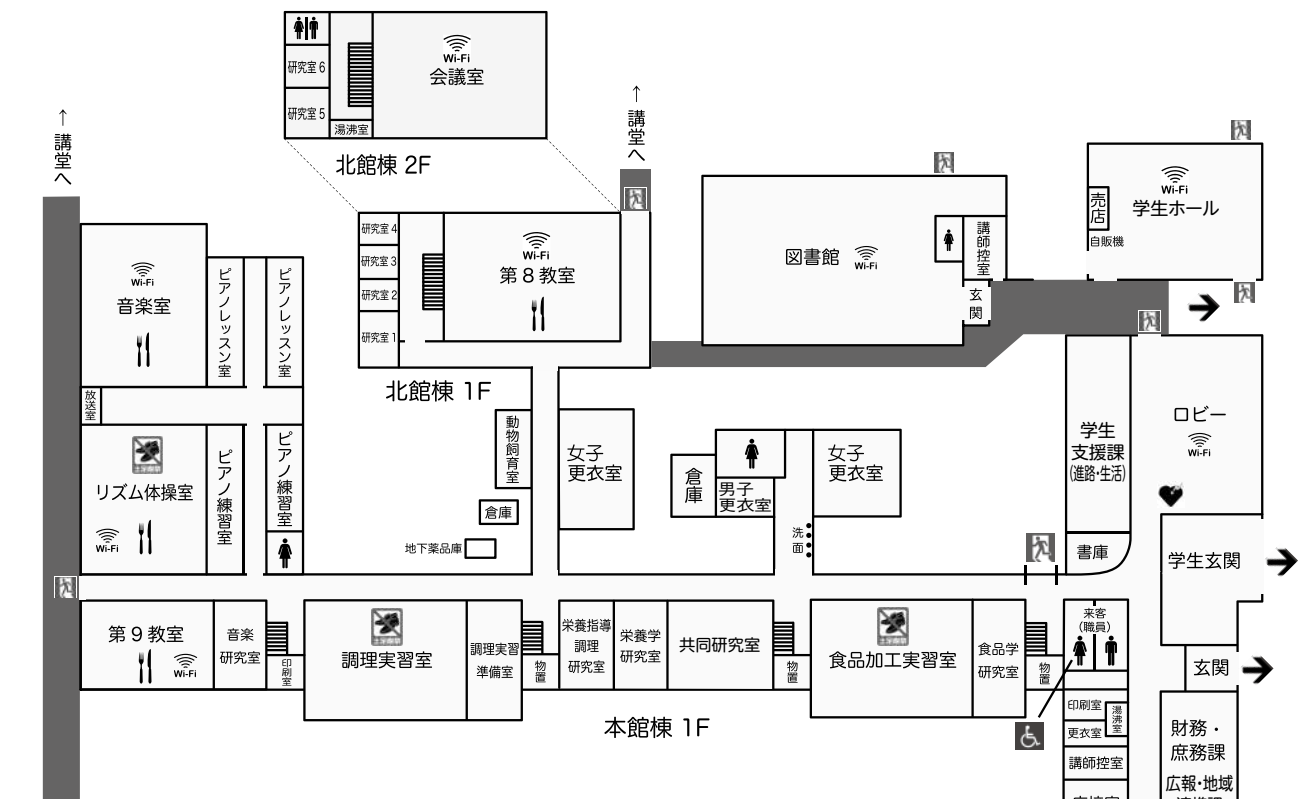
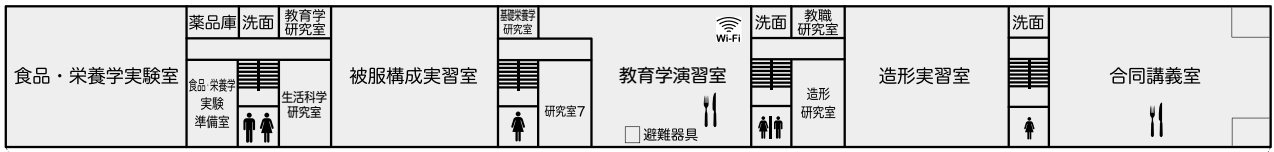
第6章 会計及び会費

- 第29条 本会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わることとする。
- 第30条 次に掲げるものを基本財産とする。
1. 入会金
 2. 寄付金
 3. 預金利子
 4. その他本会主催の事業により生じた収入
- 第31条 基本財産を支出する場合は、総会の決議を要する。
- 第32条 本会の経費は終身会費をもってこれにあてる。
- 第33条 ◎入会金 5,000円
◎終身会費 10,000円
- 第34条 納入時期は、在学中最終学年とする。

第7章 その他

- 第35条 この会則に関する細則は、別にこれを定める。
- 施行日 この会則は昭和47年11月12日から施行

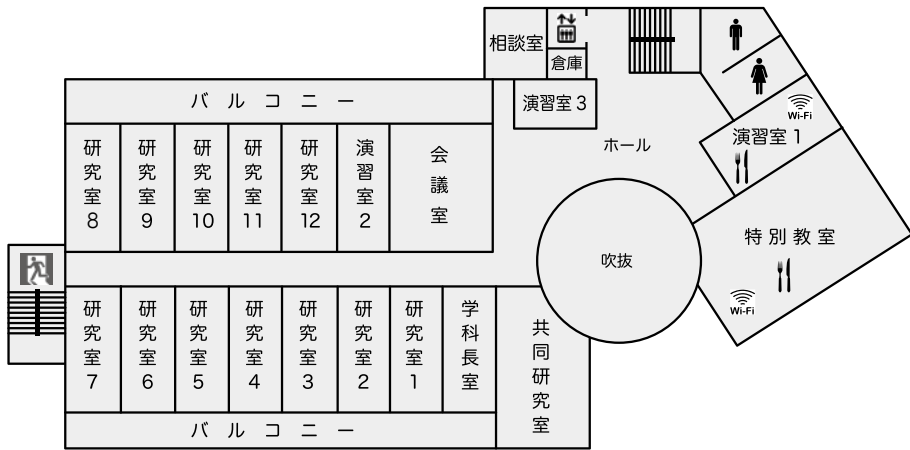
本館棟 北館棟 保健養護棟 介護福祉棟



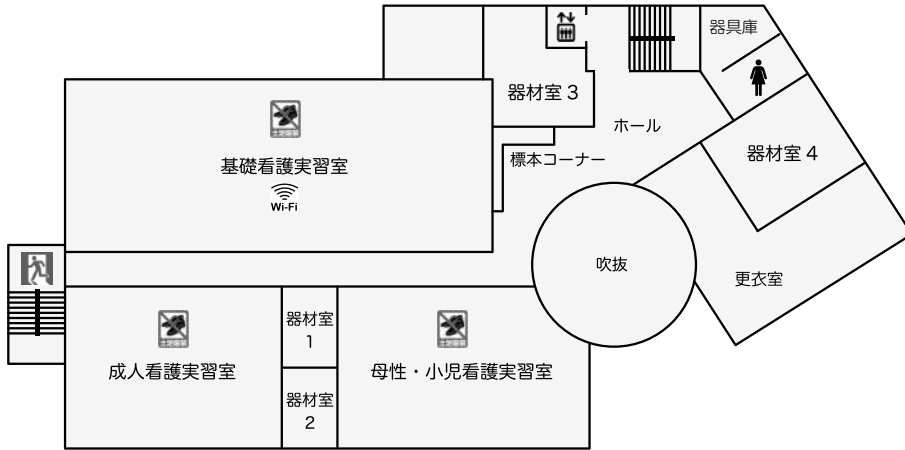
- 土足禁止
- 渡り廊下
- 女子トイレ
- 男子トイレ
- 男女トイレ
- 多目的トイレ
- Wi-Fiエリア
- 飲食可
- 避難口
- 避難経路
- AED

* 主な避難口・避難経路を記載しています

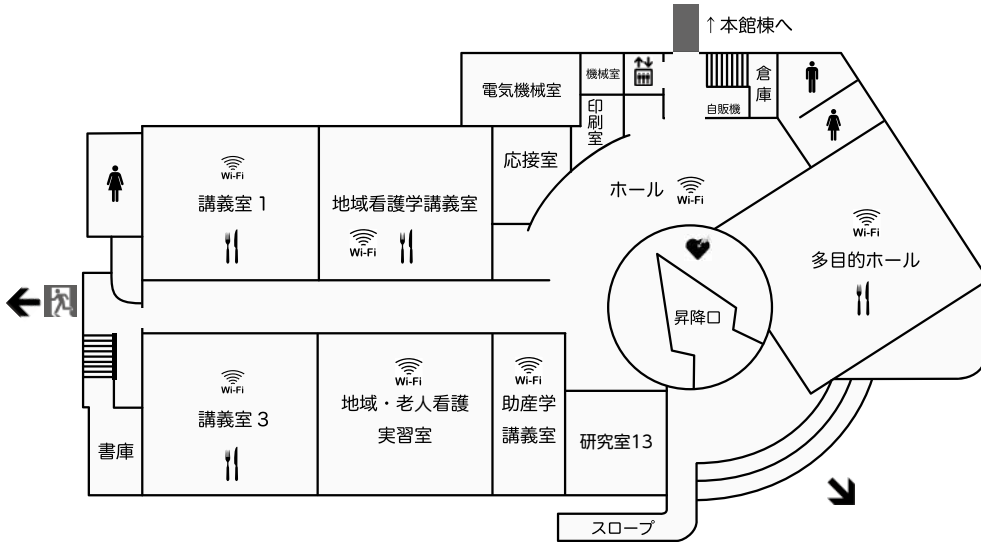
看護棟



3F



2F



1F

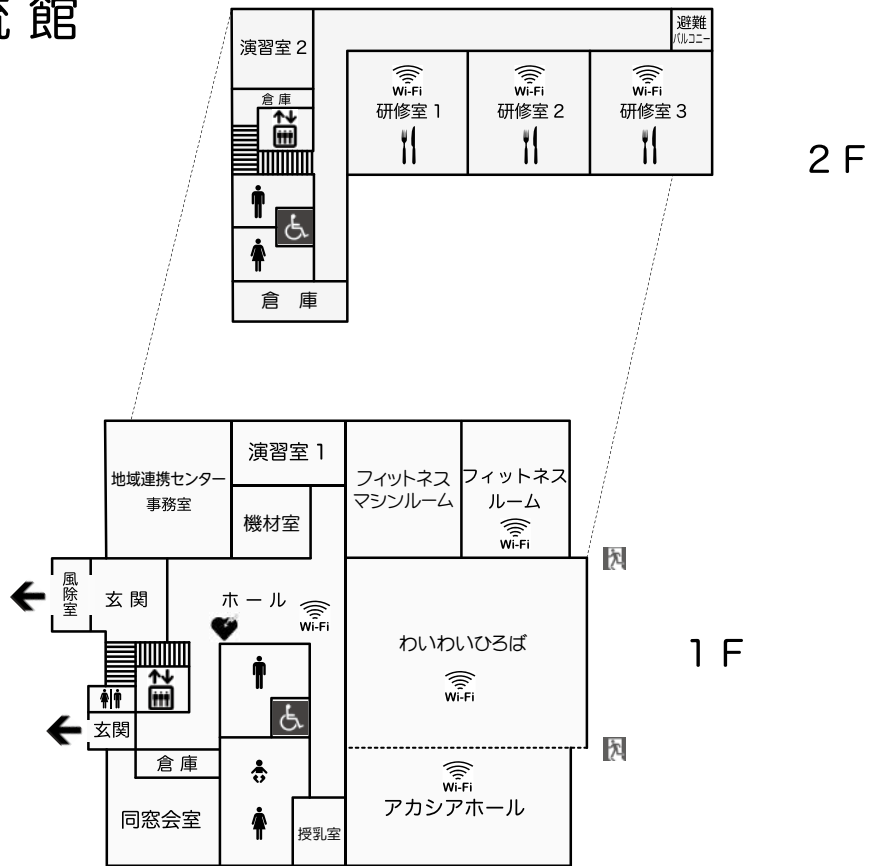
- 土足禁止
- 渡り廊下
- 女子トイレ
- 男子トイレ
- エレベーター
- Wi-Fi エリア
- 飲食可
- 避難口
- 避難経路

*主な避難口・避難経路を記載しています

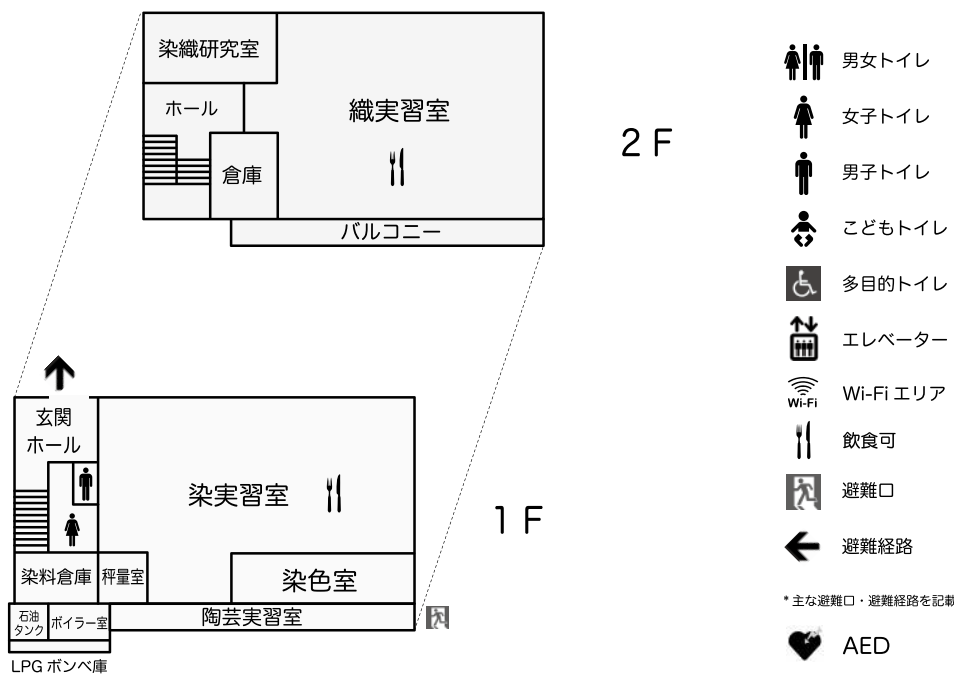
AED

その他

地域響流館



染織棟

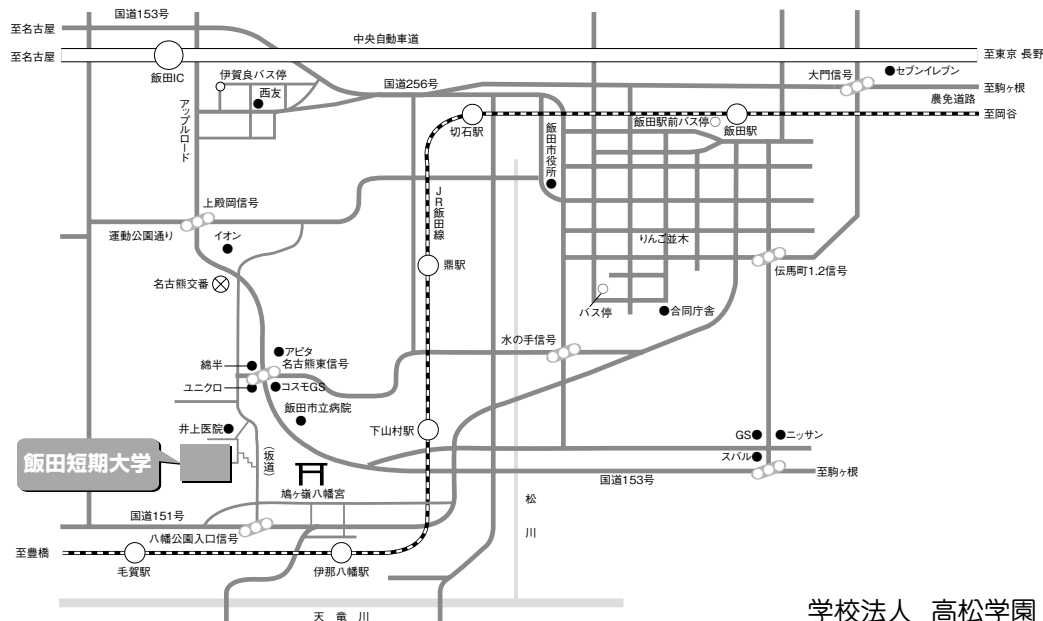


- 男女トイレ
- 女子トイレ
- 男子トイレ
- こどもトイレ
- 多目的トイレ
- エレベーター
- Wi-Fi エリア
- 飲食可
- 避難口
- 避難経路

* 主な避難口・避難経路を記載しています

AED

飯田短期大学へのアクセス



学校法人 高松学園 飯田短期大学

〒395-8567 長野県飯田市松尾代田610

URL <https://www.iida.ac.jp/>

代表 (0265) 22-4460

FAX (0265) 22-4474

財務・庶務課 (0265) 22-4460

学生支援課(教務) (0265) 22-4470

学生支援課(進路・生活) (0265) 22-4506

広報・地域連携課 (0265) 22-9700

図書館 (0265) 53-6962

健康センター (0265) 48-5910

広報・地域連携課・地域連携センター (0265) 22-4467

(わいわいひろば)

学校法人 高松学園 ◆飯田女子高等学校 〒395-8528 飯田市上郷飯沼3135-3

(0265) 22-1386

◆伊那西高等学校 〒399-4493 伊那市西春近4851

(0265) 72-4091

幼保連携型認定こども園

◆慈光幼稚園 〒395-0016 飯田市伝馬町2-31

(0265) 24-0415

保育園型認定こども園

社会福祉法人 慈光福祉会 ◆慈光保育園 〒395-0082 飯田市宮ノ前4410-1

(0265) 23-1390

幼保連携型認定こども園

◆慈光松尾こども園 〒395-0825 飯田市松尾城3796-3

(0265)22-2244

表紙デザイン 生活科学学科准教授

田中洋江